

第六十八回国会 衆議院 商工委員会石炭対策特別委員会連合審査会議録第一号

昭和四十七年五月二十三日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

商工委員会

委員長 鴨田 宗一君

理事 浦野 幸男君

理事 橋口 隆君

理事 中村 重光君

理事 吉田 泰造君

理事 小川 利幸君

理事 坂本 三十次君

理事 田中 榮一君

理事 増岡 博之君

理事 岡田 利春君

理事 松平 忠久君

理事 広沢 直樹君

理事 川端 文夫君

石炭対策特別委員会

委員長 鬼木 勝利君

理事 大坪 保雄君

理事 蔵内 修治君

理事 桑名 義治君

理事 有馬 元治君

理事 菅波 茂君

理事 山崎 平八郎君

理事 田畑 金光君

出席國務大臣

通商産業大臣 田中 角榮君

出席政府委員

通商産業政務次官 稻村 佐近四郎君

通商産業大臣官房長 小松 勇五郎君

通商産業大臣官房参事官 増田 実君

委員外の出席者

参事 考人

代表幹事

参事 考人

参事 考人

参事 考人

参事 考人

参事 考人

参事 考人

参事 考人

参事 考人

参事 考人

参事 考人

参事 考人

参事 考人

参事 考人

参事 考人

参事 考人

参事 考人

参事 考人

参事 考人

参事 考人

参事 考人

参事 考人

参事 考人

内閣提出、工業再配置促進法案及び産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を行ないます。

工業再配置促進法案

工業再配置促進法

(目的)

第一条 この法律は、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工業の移転及び当該地域における工場の新増設を環境の保全及び雇用の安定に配慮しつつ推進する措置を講ずることにより、工業の再配置を促進し、もつて国民経済の健全な発展を図り、あわせて国土の均衡ある発展と国民の福祉の向上に資することを目的とする。

(移転促進地域及び誘導地域)

第二条 この法律において「移転促進地域」とは、大都市及びその周辺の地域のうち、工業の集積の程度が著しく高く、当該地域内にある工場の移転を図ることが必要な地域で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「誘導地域」とは、次に掲げる地域をいう。

一 工業の集積の程度が低く、かつ、人口の増加の割合が低い道県で政令で定めるものの区域(政令で定める要件に該当する市町村の区域を除く。)

二 前号の区域とその区域が連接し、かつ、工業の集積の程度及び人口の増加の割合が同号の区域における工業の集積の程度及び人口の増加の割合に類する市町村で政令で定めるものの区域

(工業再配置計画)

第三条 通商産業大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて、工業再配置計画を定めなければならない。

2 工業再配置計画は、目標年度における工業の業種別及び地域別の配置の目標、移転促進地域から誘導地域への工業の移転に関する事項、誘導地域における工場の新増設に関する事項、工業の再配置に関する事項その他工業の再配置に関する重要事項について定めるものとする。

3 工業再配置計画は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画、農村地域工業導入基本方針その他法律の規定による地域の振興又は整備に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 通商産業大臣は、工業再配置計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(指導及び助言)

第四条 通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣は、工業再配置計画に定める目標を達成するため必要があると認めるときは、製造の事業を営む者に対し、移転促進地域から誘導地域への工業の移転又は誘導地域における工場の新増設に係る立地に関する事項について指導及び助言を行なうものとする。

2 関係行政機関の長は、その所掌する事項について必要があると認めるときは、前項の指導及び助言に関し通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣に意見を述べることができ

る。

(認定)

第五条 製造の事業を営む者が移転促進地域内に

ある工場を誘導地域に移転しようとするものは、当該移転に関する計画を通商産業大臣及び

関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて、工業再配置計画を定めなければならない。

2 工業再配置計画は、目標年度における工業の業種別及び地域別の配置の目標、移転促進地域から誘導地域への工業の移転に関する事項、誘導地域における工場の新増設に関する事項、工業の再配置に関する事項その他工業の再配置に関する重要事項について定めるものとする。

3 工業再配置計画は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画、農村地域工業導入基本方針その他法律の規定による地域の振興又は整備に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 通商産業大臣は、工業再配置計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(指導及び助言)

第四条 通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣は、工業再配置計画に定める目標を達成するため必要があると認めるときは、製造の事業を営む者に対し、移転促進地域から誘導地域への工業の移転又は誘導地域における工場の新増設に係る立地に関する事項について指導及び助言を行なうものとする。

2 関係行政機関の長は、その所掌する事項について必要があると認めるときは、前項の指導及び助言に関し通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣に意見を述べることができ

当該製造の事業を所管する大臣に提出して、その計画が、法律の規定に基づく特定の地域への工業の誘導に関する計画に適合することが確認されていることその他の政令で定める要件に該当するものである旨の認定を受けることができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(法人税又は所得税の課税の特例)

第六条 製造の事業を営む者で移転促進地域内にある工場を誘導地域に移転しようとするものが当該工場において当該事業の用に供している減価償却資産を前条第一項の認定を受けた計画(以下「認定計画」という。)に従つて廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、当該製造の事業を営む者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、認定計画に従つて移転促進地域内にある工場を誘導地域に移転した者について、当該移転により誘導地域において営むこととなつた事業に係る機械及び装置若しくは当該事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらに対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限り)について同条の規定により当該地方

公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(財政上の措置等)

第八条 国は、移転促進地域から誘導地域への工場の移転及び誘導地域における工場の新増設を円滑に推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるとともに、必要な資金を確保するよう努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第九条 地方公共団体が誘導地域における工場の新増設(移転促進地域からの移転に係るものを含む)を円滑に推進するために必要な工場用地の造成その他の事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(施設の整備)

第十条 国及び地方公共団体は、誘導地域において道路、通信運輸施設、厚生施設、教育施設、職業訓練施設その他の施設の整備の促進に努めなければならない。

(報告の徴収)

第十一条 通商産業大臣及び当該製造の事業を所管する大臣は、製造の事業を営む者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項

の刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

特定の地域に工業が集中していることに伴う経済的社会的弊害を是正するとともに、国土の均衡ある発展を図ることが緊要であることにかんがみ、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転及び当該地域における工場の新増設を環境の保全及び雇用の安定に配慮しつつ推進する措置を講じて、工業の再配置を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案

産炭地域振興事業団法(昭和三十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

工業再配置・産炭地域振興公団法

第一条中「産炭地域振興事業団は、工業再配置・産炭地域振興公団は、工業の再配置を促進するため、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転及び当該地域における工場の新増設を円滑に推進するために必要な業務を行ない、並びに」に改める。

第二条中「産炭地域振興事業団(以下「事業団」という。を「工業再配置・産炭地域振興公団(以下「公団」という。に改める。

第三条、第四条及び第五条第一項中「事業団」を「公団」に改める。

第六条中「事業団」を「公団」に、「産炭地域振興事業団」を「工業再配置・産炭地域振興公団」に改める。

める。

第七条中「事業団」を「公団」に改める。

第八条を次のように改める。

(役員)

第八条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事七人以内及び監事二人以内を置く。

第九条第一項中「理事長」を「総裁」に、「事業団」を「公団」に改め、同条第四項中「理事長」を「総裁」に改め、同条第五項とし、同条第三項中「事業団」を「公団」に改め、同条第四項とし、同条第二項中「理事長が定める」を「総裁が定める」に、「理事長」を「総裁及び副総裁」に、「事業団」を「公団」に、「理事長に」を「総裁及び副総裁に」に、「理事長が欠員」を「総裁及び副総裁が欠員」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 副総裁は、総裁が定めるところにより、公団を代表し、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

第十条第一項中「理事長」を「総裁」に改め、同条第二項中「理事」を「副総裁及び理事」に、「理事長」を「総裁」に改める。

第十一条第二号中「事業団」を「公団」に改める。

第十二条第一項中「理事長」を「総裁」に改め、同条第二項中「理事長」を「総裁」に、「理事」を「副総裁又は理事」に改める。

第十三条第一項中「理事長」を「総裁」に改め、同条第二項中「理事長」を「総裁」に、「理事」を「副総裁若しくは理事」に改める。

第十五条中「事業団」を「公団」に、「理事長と」を「総裁又は副総裁と」に、「理事長は」を「総裁及び副総裁は」に改める。

第十六条及び第十七条中「理事長」を「総裁」に、「事業団」を「公団」に改める。

第十八条中「事業団」を「公団」に改める。

第十九条第一項中「事業団」を「公団」に改め、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「第一号」を「第三号」に改め、同号を同項第六号とし、

同項第三号中「第一号」を「第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 製造の事業を営む者で過度に工業が集積している地域内にある工場を工業の集積の程度が低い地域に移転しようとするものに対し、その移転に必要資金の貸付けを行ない、並びにその者から当該貸付けに係る工場跡地を買い取り、及びこれを譲渡すること。

二 工業の集積の程度が低い地域において、工業の再配置を促進するため必要な工場用地（これとあわせて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。）を造成すること（当該造成に關し地方公共団体の要請がある場合に限る。）並びにこれを管理し、及び譲渡すること。

第十九条第二項中「事業団」を「公団」に、「同項第一号の業務」を「同項第三号の業務並びに工業の再配置を促進するため必要な調査」に改め、同条第三項中「事業団」を「公団」に改める。

第二十条第一項中「事業団」を「公団」に、「前条第一項第四号」を「前条第一項第一号又は第六号」に改め、同条第二項中「事業団」を「公団」に、「前条第一項第四号」を「前条第一項第一号、第二号及び第六号」に改める。

第二十一条第一項中「事業団」を「公団」に改め、同条第三項を削る。

第二十二條から第二十四條までの規定中「事業団」を「公団」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(区分経理)

第二十四條の二 公団の経理については、第十九条第一項第一号及び第二号の業務（これに附帯する業務を含む。）並びに同条第二項の工業の再配置を促進するため必要な調査に係る業務（次条第一項及び第三項において「工業再配置業務」という。）に係るものとその他の業務に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

第二十五条の見出し中「処理」の下に「並びに納付金」を加え、同条第一項中「事業団」を「公団」に改め、「残余の額」の下に「（工業再配置業務に係る勘定においては、残余の額のうち政令で定める基準により計算した額）」を加え、同条第二項中「事業団」を「公団」に改め、同条に次の二項を加える。

3 公団は、工業再配置業務に係る勘定において、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

第二十六条の見出し中「産炭地域振興債券」を「工業再配置・産炭地域振興債券」に改め、同条第一項中「事業団」を「公団」に、「産炭地域振興債券」を「工業再配置・産炭地域振興債券」に改め、同条第四項及び第六項中「事業団」を「公団」に改め、同条の次に次の二條を加える。

(債務保証)

第二十六条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二條の規定に基づき政府が保証することができたる債務を除く。）について保証することができる。

(償還計画)

第二十六条の三 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第三十四條から第三十六條までの規定中「事業団」を「公団」に改める。

第三十七條中「産炭地域振興事業団」を「工業再配置・産炭地域振興公団」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）
第二条 産炭地域振興事業団は、この法律の施行の時に於いて、工業再配置・産炭地域振興公団となるものとする。

2 この法律の施行の時に於ける工業再配置・産炭地域振興公団の資本金は、五億円及びその時までに改正前の産炭地域振興事業団法第四條第三項の規定により政府から産炭地域振興事業団に対して出資された金額の合計額とする。

3 この法律の施行の日の前日において産炭地域振興事業団の理事長である者の任期は、改正前の産炭地域振興事業団法第十條第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

4 この法律の施行の際産炭地域振興事業団の理事又は監事である者は、別に辞令を用いないで、その際改正後の工業再配置・産炭地域振興公団法（以下「新法」という。）第十條第一項又は第二項の規定により工業再配置・産炭地域振興公団の理事又は監事として任命されたものとみなす。

5 前項に規定する工業再配置・産炭地域振興公団の理事又は監事の任期は、新法第十條第三項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が産炭地域振興事業団の理事又は監事として在任した期間を控除した期間とする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石炭及び石油対策特別会計法の一部改正）
第五条 石炭及び石油対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「産炭地域振興事業団に対する出資」を「工業再配置・産炭地域振興公団に対する出資（産炭地域における鉱工業等の振興に必要な業務に係るものに限る。）」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第六条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十六條の二 第二項第二号中「石油開発公団」の下に「工業再配置・産炭地域振興公団」を加える。

（地方税法の一部改正）

第七條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の四 第一項第二号中「石油開発公団」の下に「工業再配置・産炭地域振興公団」を加え、「産炭地域振興事業団」を削る。

第七十三條の四 第一項第十六号中「産炭地域振興事業団が産炭地域振興事業団法」を「工業再配置・産炭地域振興公団が工業再配置・産炭地域振興公団法」に、「第三号」を「第五号」に改める。

第三百四十八條第二項第二号の三中「産炭地域振興事業団が産炭地域振興事業団法第十九條第一項第三号」を「工業再配置・産炭地域振興公団が工業再配置・産炭地域振興公団法第十九條第一項第五号」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第八條 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十一年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「石油開発公団」の下に「工業再配置・産炭地域振興公団」を加え、

「産炭地域振興事業団」を削る。

(所得税法の一部改正)

第九号 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の

一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中公害防止事業団の項の次に次のように加え、産炭地域振興事業団の項を削る。

工業再配置・産炭地域振興
公団法(昭和三十一年法律
第九十五号)

(法人税法の一部改正)

第十号 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の

一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中公害防止事業団の項の次に次のように加え、産炭地域振興事業団の項を削る。

工業再配置・産炭地域振興
公団法(昭和三十一年法律
第九十五号)

(印紙税法の一部改正)

第十一号 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中公営企業金融公庫の項の次に次のように加え、産炭地域振興事業団の項を削る。

工業再配置・産炭地域振興
公団法(昭和三十一年法律
第九十五号)

(登録免許税法の一部改正)

第十二号 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中公営企業金融公庫の項の次に次のように加え、産炭地域振興事業団の項を削る。

工業再配置・産炭地域振興
公団法(昭和三十一年法律
第九十五号)

(行政管理局設置法の一部改正)

第十三号 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「石油開発公団」の下に「工業再配置・産炭地域振興公団」を加え、「産炭地域振興事業団」を削る。

理由

工業の再配置を促進するため及び引き続き産炭地域における鉱工業等の計画的な発展を図るため、産炭地域振興事業団を工業再配置・産炭地域振興公団に改組し、同公団が、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場等の移転に必要資金の貸付け、当該地域における工場用地の造成等工業の再配置を促進するため必要な業務と産炭地域における鉱工業等の振興に必要な業務とを行なうこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○鴨田委員長 両案の趣旨につきましては、お手元に配付した資料によつて、御承知願いたいと存じます。

本日は、参考人として経済同友会副代表幹事藤井内午君、福島県知事木村守江君、全国鉱業市町村連合会会長坂田九百君、日本大学生産工学部教授笹生仁君、国学院大学経済学部助教授大崎正治君、以上五名の方々に御出席を願つております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

参考人各位には、御多用のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。

本委員会におきましては、工業再配置促進法案及び産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案について審査を行なっておりますが、本日は、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じます。

なお、議事の順序であります、最初に御意見をそれぞれ十分程度に取りまゝとてお述べいただきます。

き、次に委員の質疑にお答えをいただきたいと存じます。

まず藤井参考人をお願いいたします。藤井参考人。

○藤井参考人 私はきょうは経済同友会の副代表幹事という資格でお呼び出しをいただきましたが、実は御高承のように、一九六〇年代から七〇年代にかけては、世界に類例のない非常な急激な高度成長を遂げた結果、御案内のように非常に太平洋工業ベルト地帯を中心とする都市の過密化現象と農漁村の過疎化現象が起つてまいりまして、特に高密度社会の形成によりまして切実な社会問題としての公害問題をはじめとした道路交通難の問題、住宅難の問題、都市のスプロール化現象による生活環境の破壊、自然環境の破壊、まあこういったことが結局自然の許容量を申しすか、包容力の限界を越えておることは御承知のことでございます。私も公害発生の源となるような企業におきましては、目下公害対策に万全を期しておる次第でございます。が、一方また農村は御承知のように青少年等がどんどん流出いたしました。まして、全く老人の社会といったようなことになりました。また地方財政も非常に困窮化しております。また地方財政も非常に困窮化しております。この辺でどうしても国土の総合再開発、特に産業の再配分による国土の総合有効利用ということとを考えたならばならぬということで、実は私は個人といたしましても、両三年ほど前からそういう持論をもつて、佐藤総理にも直接進言を申し上げました。また経済同友会にいたしましては新しい国土の総合開発利用についての一つの提言を本年の四月いたしました。世論喚起の一助としておる次第でございます。

私がかような提言を申し上げました最大の理由は、これ以上高密度社会が進展いたしますと、いかに企業が公害対策に努力し、あるいはまた住宅、道路交通等公共投資を進められましても、これはあとから追々という形でございまして、

根本的な問題の解決にはどうしてもならない。そこでいま申し上げますように、産業の再配分による国土の有効利用ということをごのこし思い切つて考えなければならぬ。私も鉄鋼業であるとかあるいは石油精製事業であるとか造船産業であるとか、こういった大量の物資を海外から原材料を輸入した製品を輸出するといったような産業は、これはどうしても臨海工業地帯に立地をしなければ成り立たないことは当然でございますけれども、自余の一般の産業、工作機械あるいはまた家電産業等々、こういった必ずしも臨海地帯の立地を要しない産業につきましては、思い切つてこの際東京、大阪、九州を通ずるこの臨海工業地帯から、比較的未開発の地方へ疎開すべきだ。と申しますのは、私全国各地を講演等回つておりますけれども、先般も東北へ行つてまいりました。北陸あるいは山陰、あるいは四国、南九州等も回つておりますけれども、狭い国土といえながら、まだまだ広大な土地が遊休未開発の状態になつておるわけでございまして、しかもここに工業用水なりあるいは道路交通あるいは通信網その他の公共施設をして、工場誘致の条件を整備すれば十分疎開し得る。実は、はなはだ私ごとにとわたりますけれども、私は岐阜県の山間部の出身でございますが、美濃太田市という岐阜県でも飛騨に近い山間部に日本の代表的な家電メーカーを誘致いたしました。ところが地域社会ではそれが非常に歓迎されました。同時にこの家電会社も非常に好成績をあげたというので、今度は日本のネパールといわれるような飛騨の高山に新しい工場をつくる、こういうことになつたわけでございます。と申しますのは、鉄道、道路交通網等がかなり発達しております。それからもう東北その他のの皆さんはよく御存じのように、住宅はがらにありていという状態でございまして、しかも最近、若い青少年の諸君も大都会の生活に失望して故郷へ帰る、逆流現象すら起こつておるのでございます。また日本の農業労働人口というものが、諸外国特に近代国家に比べましては非常に

の人口の比率が高うございまして、その意味では農村にはまだ潜在的な労働力もございまして、そして地方に工場を分散すれば、いわゆる出かせぎ等による非常に悲惨な問題の解消にもなるということで、私はぜひこれを促進していただきたい。今回のこの工業再配置の促進法案の概要を拝見いたしますと、私の言わんとするところ、また経済同友会の提言申し上げておりますこととほとんど大同小異の内容を持っておりまして、私は本法草案の成立に賛成であるばかりでなしに、ぜひこれを實現していただきたいということを希望するものでございまして。

ただここで問題になりますのは、一つは、いわゆる工業を疎開するほうの移転促進地域、このほうはもう問題はございせん。これは私は東京都知事等にもしばしば進言しておりますけれども、ぜひ思い切った都市の再開発をすべきだ。それには東京の特に下町地区にある工場を全部疎開すべきだ。一部すでにそれが進行して、中小企業の工業団地等が各地に移転しております。私の関係しております会社におきまして、砂町における工場を今度全面的に疎開することにしたしまして、かなりの土地等による買い上げ資金によりまして十分に地方へ移転、建設するだけの費用が捻出できるわけでございますから、こういうことを思い切ってやって、都市の再開発、なにかずく広い緑地帯あるいは広い道路あるいは高層建築等によって、空間地を大いに有効活用することによって都市の再開発が促進されるということ、これはぜひやっていただきたい。

同時に、いま申しましたような工業を今度誘致するほうの地域についてでございますが、これはいま申しましたように全面的に賛成でございますけれども、ただ本案によりまして、今後通産省で関係各省と協議の上で工業再配置計画を策定し、これを公表するということになっております。これは当然のことでございますが、ただ問題になりますのは、土地政策との関連でございます。と申しますのは、もう現在ですでにかなり大資本と

かいろいろなデベロッパー等が地方に進出して、レジャー産業等、大量の土地の取得をやっておりますけれども、もしこの再配置に伴う計画が具体的に発表されるといふことになりまして、良識ある民間の企業は必ずしもそうではございませんけれども、現在までの傾向といたしまして、そういう計画が発表されまして、もうすぐデベロッパーその他が手を回しまして土地の先取りをやる。それが地価高騰に結びついて、せっかくの構想も実現不可能になるようなおそれなしとしないということ、私は非常に心配するものでございまして、この問題に限らず全般の公共投資等の有効活用、効率化という面からも、どうしても土地についての思い切った対策をこの際あわせて十分お考

えいただく必要があるのではなからうか。財政、税制あるいは金融等ではいろいろお手厚い施策を講じていただこうになっておりますので、その点は問題はないと思っております。ただ地価の異常な高騰が結局開発のネックになるといふことがもう実情でございますので、ここで私が申し上げますのは土地の規制と申しますか、それにつきましまして並行的に――まあこれについてはいろいろ方法がございまして、それはまた別の機会にわれわれからいろいろ御提案申し上げたいと思っておりますけれども、この問題につきまして特に御留意いただく必要があろうかと存じます。以上、簡単にございしますが、私の意見を申し上げます。

○福田委員長 次に木村参考人をお願いいたします。

○木村参考人 私は福島県知事木村守江でございます。全国の知事会並びに東北自治協議会を代表いたしまして、工業再配置促進法案並びに産地地域振興事業団法の一部を改正する法律案に對しまして、意見を陳列いたしたいと考えております。

まず、同法案の制定の趣旨となっております、工業化と都市化の基調のもとで発展してきたわが国経済社会における現実的問題である過密過

疎の弊害の解消と国土利用の再編成を進める施策をいたしまして本法案を制定しようとしておる趣旨につきまして、まことに時宜を得たものと考えまして、満腔の賛意を表するものであります。このことにつきまして、さきに東北七県知事会議からも要望をしておりますが、今国会におきましてぜひともこの法案が成立することを要望してやまない次第であります。

しかしながらこの法案の具体的な運用あるいは適用のいかんによりましては、今日かかえておりますようないろいろな問題を再び惹起するおそれなしといたしませんので、法案の主要事項四点につきまして意見を申し上げます。

まず第一は、工業再配置促進法案の第二条の誘導地域についてであります。この地域のうち除外地域となる区域につきましては、単純に人口の増加の割合や工業の集積度のみで決めないよう十分配慮を必要とするのではないかと考えております。特にいまだ発展途上にある新産業都市及び既成の中核拠点都市あるいは産地地域に属するところの市町村の区域を除外することのないように要望するものであります。さらに誘導地域のサイドからこの問題を考えるときに、農村地域工業導入促進法あるいは新産業都市建設促進法、また産地地域振興臨時措置法あるいは低開発地域工業開発促進法などの地域開発のいろいろな法律との関連におきまして工業の導入を円滑に推進する必要があるものであります。これら地域開発諸法律との調和と十分なる協調を配慮する必要があると考えるのであります。すなわち、開発途上にある東北地方にありましては、町村の合併によりまして広域な面積、しかも一つの市が香川県の三分の二以上、千二百平方キロメートルというような広域な面積を擁する市町村があり、また産業構造の質的な転換に伴う就労構造の改善も進められ、また工業がようやく下請的活動から脱皮しつつ、本格的工業生産へと整備拡充されつつあるところもあるのであります。一律に

人口の増加割合と工業の集積のみで除外市町村を設定することのないように、その質的特性を十分精査されますよう要望するものであります。特に東北地方にありましては数多くの除外市町村を招来することのないよう心から期待をいたしてやまないものであります。

次に、同法案第三条の工業再配置計画に關しましては、まず通産産業大臣が策定する工業再配置計画、この中には各県における長期計画と振興計画等のいろいろな計画並びに地域の実情を十分に反映いたしまして策定されるように要望してやみません。

また同計画には、できるだけ具体的に地域の特性ないしその実情に沿った公害防止の施策を明らかにするとともに、ガイドポストの作成にあたりまして、これら公害防止対策や環境保全対策につきましても、これら公害防止対策や環境保全対策につきましても、基本方向を明確にされまして、いやしくも公害の分散化にならないよう十分なる配慮が必要であると考えるのであります。

さらに工業再配置計画が、法制上の趣旨に基づきまして円滑かつ合理的に推進されるためには、移転促進地域において将来残存する企業に對しましては、工業の地方分散に伴って必要となる誘導地域における産業基盤の整備や、生活環境等の都市的施設の整備に要する経費に對する適正な税負担を課しまして、いわゆる移転誘導地域の将来の財源の一助ともいたすようにいたしてもらいたいと考えておる次第であります。

三番目には、同法案第八条の「財政上の措置等」について申し上げますが、工業再配置計画に基づきまして、計画的かつ円滑に工業を導入するためには、東北地方の場合、東北新幹線や、東北縦貫自動車道の建設をさらに促進してまいる必要があり、また東北横断自動車道の早期着工をはじめ、主要幹線道路網の再編整備、都市機能あるいは社会福祉施設あるいは教育施設などの整備促進をはじめといたしまして工業団地の計画的先行造成、あるいは工業用水の開発とその広域的利用等、産業基盤の整備を促進する必要があるた

め、今後地方公共団体は先行的に多大の財政負担を余儀なくされることになってまいりますので、これに対する十分な財源確保がなされるよう、法令中にその措置基準を明確にされるように強く要望するものであります。

最後に、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案について申し上げますが、同法案の中におきましては、産炭地域振興事業団を改組、拡充いたしまして、工業再配置・産炭地域振興公団が発足いたしました。工業再配置業務を行なうことになっておりますが、工業再配置業務は、前に申し上げましたように地域開発と密接かつ重要な関連を持つものであります。このため公団の実施体制を確立されることはもとより、事業の運営にあたりましては、国、地方公共団体及び公団との三機関が十分な協調体制をとる必要があると考えるのであります。その具体的事業執行体制を明確にする必要があると考えるものであります。

以上をもって、工業再配置促進法案並びに産炭地域振興事業団法の一部改正する法律案に対する私の陳述を終わりますが、東北自治協議会といったしましては、この法律案の成立によりまして、長い間経済的にも文化的にも貧困な生活にあえいでまいりました東北地方に明るい生活がもたらされるものと期待いたしまして、心から喜びにたえない次第でございます。

すみやかなる成立を心から希望いたしましたして、賛意を表する次第でございます。

○鴨田委員長 次に、坂田参考人にお願いたします。

○坂田参考人 ただいま御指名いただきました全国鉱業市町村連合会長、田川市長の坂田でございます。

本日は、工業再配置促進法並びに産炭地域振興事業団法の一部改正について、産炭地市町村の立場から意見を申し上げる機会を与えられましたことを厚くお礼申し上げます。

まず最初に、産炭地域の現状について申し上げます。

たいと存じます。

最近、石炭政策や産炭地の復興はほぼ終わったのではないかという声を聞きますが、これは全く認識不足の見解でありまして、以下申し上げます数字の示すとおり、窮乏の極にあるのであります。御高承のとおり、石炭鉱業は特殊な地域構造をとっているため、一たび閉山となりますと、炭鉱労働者、関連中小業者等のおびただしい人口流出をもたらすものでございます。六条指定地域、これは炭鉱のある地域もしくは炭鉱のあった地域でございますが、昭和三十五年三百二十万人の人口が同四十六年には二百二十万人となり、百万人の減少を来したものでございます。北海道におきましては、炭鉱の所在集落が閉山によって地域ぐるみ壊滅した実例もございまして、また福岡県山田町、北海道歌志内市のごとき、かつて四万人をこえていた人口がいまや一万五千人を割るという実情にあるのでございます。特に、関連中小企業は、閉山の影響により経営不能におちいり、資金、居住の関係から転業、転出も思うにまかせず、全く悲惨な状況に置かれておりまして、閉山に伴う中小企業対策の強化が要望されておる次第でございます。

また、市町村の財政力指数に例をとってみますと、昭和三十五年当時六二・四と全国平均をやや上回っていたのでありますが、同四十五年には全国平均六〇に對し、六条地域平均は三二と約半分の力に落ちておりまして、まさに一割自治という貧困さであり、六条指定市町村の約八割が過疎地域の指定を受けておるという現状であります。その上、閉山に関連する特殊な財政支出は非常に多額で、たとえば炭鉱離職者中の高年齢層並びに関連産業の離職者等は就職の機会もなく、生活保護者として地元で滞留いたしまして、保護率は、昭和四十六年度において、全国平均一三に對し六条地域平均は六四・四と約五倍、福岡県筑豊地区平均は一九・二と九倍、同糸田町におきましては実に二九・九と二十倍以上となっております現状であります。これは昭和三十七年以後の打ち続く

く閉山がその原因でありまして、炭鉱数では同三十五年六百二十二炭鉱が、十年後の四十六年には六十七炭鉱に激減し、出炭量においては、同三十七年、五千四百萬トンが、四十六年三千萬トンと減少いたしております。特に近年の急速かつ大規模閉山の影響は甚大であります。昭和四十四年度から同四十六年度まで三か年間の合理化閉山の進行状況を申し上げますと、四十四年度閉山計画三百二十萬トンが八百四十萬トンと約三倍、四十五年計画三百萬トンが六百五十萬トン、四十六年度計画四百二十萬トンが六百一十萬トンと、いずれも閉山実績が大幅に上回っております。四十七年度は二百七十萬トンの閉山規模となっておりまして、石炭鉱業の抜本的安定策がとられない限り、目標をはるかに上回る閉山が出るおそれがあるものであります。

現在、石炭産業審議会体制委員会におきまして、昭和五十年に於ける石炭の需給を二千萬トンを下らぬという位置づけをいたしまして、鋭意第五次対策を立案審議中でありますが、閉山が地域経済に与える影響の重大さに思いをいたし、ぜひとも二千万トン確保の長期安定策が樹立されまじやう、諸先生方の御支援を心からお願いを申し上げます。

工業再配置促進法及び産炭地域振興事業団法の改正が伝えられましたとき、私もはるばる産炭地の振興に支障を来たすのではないかと不安でありましたが、種々説明を承りますと、むしろこれらの法を活用することによって産炭地振興の強化になると考えられますので、この法の施行に關し、三の要望を申し上げます。諸先生の御高配をお願い申し上げます。

まず第一は、誘導地域の指定についてであります。産炭地は、前述のとおり、その蓄積された社会資本の有効利用という点と、通産省において本年改定された産炭地域振興計画による産業基盤の整備、交通通信の新ネットワークの形成等については計画ができておる点とを勘案

し、受け入れ態勢の整っている産炭地市町村の全部に優先指定されることが私どもの希望であり、国としても社会資本の有効利用という利点を考慮されるものと考えられます。しかしながら仄聞するところによりまして、山口県宇部、小野田地区、長崎県佐世保地区等は除外されそうだということがありますが、単に人口等による画一的制限でなく、個々の実態を十分御考慮いただきたいものと存じます。

第二点は、産炭地域振興事業団の改組についてであります。同事業団は十年の輝かしい歴史と貴重な実績を持っており、さらに現地市町村と緊密な連携のもとに業務を行なっておりますので、われわれといたしましては、この事業団の機能の強化充実を希望いたしております。改組のため万が一にも弱体化するようなことのないよう、特にお願いたしたものでございます。

ちなみに事業団の工業団地造成の現況を申し上げますと、昭和四十七年、すなわち本年四月現在で、完成団地は八十二団地、面積千三百一十一万平方メートル、目下造成中の団地は十二団地で面積三百七十七万平方メートルに及びまして、この広大な団地の活用を最優先的に取り扱うことが非常に重要なことと存する次第であります。

公団としても、移転促進対策は別として、工業団地の造成等の業務は、事業団の実績を積極的に活用することが有利でありまじやうし、公団両事業部の有機的連携の必要上、公団の首脳部には炭産地に理解深い人材を用いることが重要であろうかと考えられます。また、工業立地審議会等工業再配置に関連する審議会の委員には産炭地関係者をできるだけ限らず多数加えていただくことも強く要望したい事項の一つであります。

次に、私どもの団地造成の経験から申し上げますと、公団の行なう道路、団地等の造成には、必要に応じ土地収用法の適用が行なわれるよう考慮することが業務遂行上必要な事項と考えております。

また企業受け入れ側といたしましては、環境保全対策がきわめて重要でありまして、世論もまた公害、環境問題には非常に神経質でありますので、再配置公団が工業を誘導し、また中核団地の造成にあたっては、公害防止はもとより、生活環境、自然環境の保全に万全を期するよう、国の十分な措置が望ましいのであります。

最後に、これは私も産炭地関係者にとって最も憂慮される問題点であります。工業再配置は企業局、産炭地域振興は鉱山石炭局と、所管部局が異なるために生ずる連絡の欠如、対策の相違等を実際問題としていかに措置できるかという不安感があるのでございます。特に新公団においては、予算勘定の違いと監督官庁が二途に分かれるような場合、両事業部に生ずる違和感をどう処理するであろうかと懸念されるのであります。関係官庁の有機な連携が絶対的に必要であり、公団及び私もこれに協力一致の態勢によるあたたい指導、育成こそが本法の目的達成のため不可欠の重要点と考える次第であります。

以上、るる申し述べましたが、産炭地市町村の現状は、企業はぜひ誘致したい、しかし多額の地元負担にたえるだけの財力がないという泣きどころがあるのでございます。本法発足と同時に、国は、産炭地市町村に受け入れに十分な助成措置を講ずるとともに、産炭地の利点を生かし、遠隔地にあるという不利な点をカバーする方途をも御検討いただき、本法の制定が産炭地振興に大きく寄与されますよう切にお願い申し上げます。

私の陳述を終わらせていただきます。

○鴨田委員長 次に、産生参考人をお願いいたします。

○産生参考人 日本大学の産生でございます。

私は工業立地論を専攻するものでございますので、この機会に、日ごろ私も工業立地問題、あるいは地域問題について、今日特に迫られている政策課題というものをどう見ているかということについて、いささか私見を述べさせていただきますと同時に、そのような観点に立った場合に、今回

の工業再配置促進法案がどのような意味を持つものであり、また、どのような問題点を内包しているかというふうな点について、触れてみたいと思います。

まず、私どもの今日当面をしている政策課題については、幾つもございすけれども、主要なものとして、私は常平生次の三点をあげております。

第一点は、これも先刻御承知のごとくでありまして、先ず、エネルギー産業や装置系の各種コンビナートの立地に対しまして、地元住民側からの拒絶反応が各地に発生を起しているという動きであります。この端的な争点は言うまでもなく公害問題にあるわけでありすけれども、しかし、その根底には、これまでの工業開発即ち地域開発といった、いわば工業の持つ地域開発効果というものの対する不安、疑念というものが根底に流れているというふうに見えておるわけでありす。したがって、今後の地域工業開発は、それがだれにとつてどのような意味合いを持ち、どれほどの有効さを持つかというふうなことを念頭に置かずしては、進めることはできない問題ではなからうかというふうな考えをしております。

第二点は、工業立地政策は、当然より広い工業政策の中の一つと位置づけられるわけでありすけれども、最近の動向の中では、そのような産業構造政策としての関連といえますが、要請が、これまでになく強まってきたという点があげられようかと思ひます。昨年制度をいたしました農村地域工業導入促進法は、言うまでもなく農業面での構造改善という面からの立地政策へのドッキングであるわけでありす。また、同じく昨年五月ぐらゐに通産省から発表されました「七〇年代の通商産業政策」の中で述べられておる、従来の重化学工業という概念あるいは構造というもののから知識集約型の工業という概念なり構造への転換という方向は、これはこれまでの立地政策に対してまた新たな課題を投げかけている問題だと理解をしております。

それから第三点は、近年の立地動向の中で、特に四十年代に入りまして三大都市から地方への分散化が次第に大きさを増しております。それまでの大都市集中への流れがようやく地方分散へとその基調を変えたように思っております。その立地した企業、それを受け入れた地域住民といふものの中で必ずしもいざいざというかなという問題が散見されます。また大都市においても工業が分散し続けているにもかかわらず、なお依然として過密化の状況というのは深刻さを増しておるといふ点であります。したがって、こういふことは、この分散化の速度をいかに速めていかねばならないという問題ととも、いわば新しい一つの集積のあり方について今後どうあるべきかということが問われている。言うならば、日本列島全体についての新しい一つの集積構造をこの際再構築をすべき問題に当面をしておるのだというふうな問題があらうかと思ひます。

今回の法案の持つ特に政策上の特徴といたしましては、私も、いわばこの大都市問題と地方開発問題を有機的に結合して、この日本列島全体についての工業配置の合理的な姿を追及し、両者を接近させていこうという点にあらうと見ております。したがって、これは私がいま申し上げました第三の課題にまさに対応するものでありまして、細部についてはともかくといたしまして、いわば全体像を政府の責任のもとで見詰めようとする点については高く評価するべきものだと考えております。またこのために、法案では将来の業種それからその地域的なシェア、立地的な課題等についてガイドポストを公表することにしております。また工業団地造成のためにかつてない助成案を盛り込んでおります。これらの諸施策というのは、特に高次加工型のいわば内陸部の工業展開を重視をしているという点が十分うかがわれるわけでありまして、これは私の第二の課題に対応する問題だというふうに考えております。

ただこの法案では、私の冒頭に申し上げました第一の課題に關しましては、必ずしも施策の面について明示された形で対応していないように見受けられます。ただ、もとよりこういった課題は工業立地政策のみで対応し得るものではないと見せられて、またこの法案では、いわば特定な地域の開発計画にまで立ち入るといふふうなことは考えていないようございすので、したがって、こういふ問題は今後の運用の過程において解決をはかっていくべき問題だといふふうな考えをすべきなのかもしれないと思っております。

ただ、この問題がきわめて基本的な問題であるとともに、今日解決を急がれている問題だといふ点に關しまして、この機会に私なりの意見を若干申してみたいと思ひます。

これに關しましては、すでに問題の焦点になるところの公害の防止、それから環境の保全、清浄技術あるいはそれに関するソフトサイエンスといふふうな点に關して、政府諸機関で鋭意検討を進めております。また、地域開発のいわば効用評価という点についてもおくれればせながらいろいろな研究機関で進められております。これらの点については一そう実践的な成果があるよう政策的な促進をぜひはかっていただきたいと考えております。ところが、こういった問題とは一応別に、いわば生産関連施設に対して、各工業基地のいわば生活環境関連投資の立ちおくれといひますかあるいはインフラストラクチャーといふものが、いって言えば住民の一つの拒絶反応といふものに深いかわり合いを持っているという点にひとつ留意をする必要があらうかと思ひます。

法案では、いわば補助金といふふうな形で関係の市町村あるいは企業に、それに関連する生活関連施設あるいはレクリエーション等の施設の整備を助成するような形をとっておりますが、私どもの断片的な知識をくぐりまわして申し上げますと、おおむね臨海工業地帯における生産関連社会投資とそれから生活関連社会投資は二対二ないし二対三ぐらゐの割合ではなからうかと見ております。

また、内陸部におきましてはその割合がさらに一対二・三ぐらゐに高まっているというふうに見えております。それにもかかわらず、実際の投資の状況を見ますと、生産関連についてはほぼ計画に近い進捗率を示しているに對しまして、後者の場合はむしろけた違いほど低い進捗率にとどまっている例が非常に多いと見えます。これは先ほど坂田市長からも御意見がございましたように、いわば地方財政の貧困さということが非常に大きく響いておるといことがまず指摘されるのではなからうかと思つております。したがって、い

わば望ましいような形で工業基地を造成されるためには全国的な一つのスケルトンを造成すると同時に、地区地区の工業の造成のあり方を健全な形に進めていくためにはさらに広範な社会資本政策というものが、この法案を取り巻いてバックアップをするということがぜひ必要であるというふうに考えます。

以上をもちまして、簡単でございますが、私の意見を終つたしたいと思います。

○鴨田委員長 次、大崎参考人にお願ひします。

○大崎参考人 理論経済学を専攻しております大崎と申します。どうぞよろしく願ひします。

この法案に関しましては新全総という計画のある意味の一環であらうかと存じますが、私の第一の主張点は、はたしてこの法案によって人口が分散したり、あるいは過密過疎を解決することができるといふ点について主として時間をいただきたいと存じます。

今日、環境問題が起り、また過密過疎ということが意識され、社会資本の充実によって問題を解決しようというふうによくいわれるわけですが、経済学的にも過密過疎という、そういうメカニズムといふか、それは何であつたかといふこと、やはりそれについてある一定の認識を持ち、それに対して対策を打つということが必要であるかと思ひます。その場合に、たとえばこの

法案あるいは新全総というものがそういう目的を達成する手段として可能であるかといふことが一つ問題であると思ひます。

もともと太平洋ベルト地帯に工業が集中して、人口がある意味でこちらにも集積するといふことの対策としては、やはり旧全総が最も大胆に問題を提起したと私は思ひます。すなわち、所得における地域格差を是正し、そしてある意味の、過密過疎といふことはいまほど激しくいわれておりませんでしたが、やはり過密過疎といふことを問題とし、それを解決しようといふことがあつたわけですね。そしてしかも旧全総は、御存じのとおりいわゆる拠点開発方式という形式でもって工場をある意味で分散しようといふことにおいては、私はこの工業再配置法案よりもっと大規模な構想であつたと思ひます。しかし御存じのよう

に、そのことによつて工場がはたして分散したか、あるいは過密過疎のきめ手になる人口が分散したかといふことを見てみた場合、たとえば――私は主としてこのいまお配りしました資料に基づいて話をしておりますので、恐縮でございますが、七二ページの第一表及び第二表を見ていただきたと思ひます。その数字を見ていただきましたと、昭和四十五年の国勢調査の統計を使ひましたけれども、四十五年になつても依然として人口の集中は消えていない。あるいは工業出荷額についてみても、特定地域に對して集中しているといふふうになるわけですね。ここでは関東、東海、近畿といふのがそれにあがるわけですね。

このような問題に関しまして、ある意味のちよつとした初歩的な統計学上の問題が出てくるわけですね。たとえば東京都といふのと、工業出荷額が下がつたといふふうによくいわれるわけですね。しかしよく考えてみますと、それは東京から東京に近い周辺の県に移つたにすぎない、こ

ういうふうによくいわれますが、住宅のスプロール化といふことと同様に工場のスプロール化といふこともいふやうかと存じます。そういう意味で、やはり統計の地域のとり方によつて分散が進んでいるといふふうに見えたりするわけですね。でも、実は私のような考え方から立ちました場合には、むしろ地域集中は続いている、こ

ういうふうな考えざるを得ないわけですね。新全総に移りますが、新全総は、ある意味の旧全総の失敗といふふうには言つていいと思ひますが、地域格差を是正し、人口をある意味で分散させようといふわりあひはつきりしたキャッチフレーズを出しておつたわけですね。でも、新全総におきましては、過密過疎の解決といふことは新全総の原文に、冒頭に掲げられておりますが、それが具体的な手段としてあるいは計画の機構の中に入れてあるかといふこと、そういうことはな

いわけですね。それからさらにいふと、旧全総にあげていた地域格差を正すといふことば、ある意味で消されてしまつていふわけですね。もつとキャッチフレーズが抽象的になつてしまつていふ。そしてはつきりイメージとして出されているものは、結局それは新しいネットワーク、あるいはそういうものによる交通のフ

レームワークを体系づけることによつて工業を分散する。特に工業分散といふことが新全総の焦点である。その点で旧全総に比べてある意味で正直になつたといふふうには言つてもよろしいかと存じます。ある意味でまた失敗を確認している、こ

ういうふうな考え方があるわけですね。新全総について、やはり工業再配置法案の背景として新全総といふのがあつたわけですから、それについてもう少し考えてみたいと思ひます。

いままでは、旧全総のように工業を分散させようとして非常に努力された。それにもかかわらず集中がとどまらなかつたのは、それは周囲の環境が問題である。当時公害といふこと、あるいは環境問題といふことは意識されていなかった。しかしいまは意識されていふ。そして政策もつてい

ふ。だから今度は二度とそんなことはいないといふふうにいわれているわけですね。でも、それではどういふ手段が講じられているか。結局それは工業分散といふことしかないわけですね。ネットワークといふものを一つ取り上げても、はたしてネットワークは人口を分散させる力になるか。私は十分な研究をまだしていませんが、ま

あ非常によくいわれていることで、最近の例をとりますと、たとえば北海道新幹線が通ることによつて、たとえば広島県あるいは岡山県の人々が東京に行く回数が増えるかといふこと、あるいは名古屋市の中心管理機能あるいは管理職の数があ

えれば、程度の差はありますが、管理機能あるいは中枢管理機能がふえていく、それに従事する人口がふえていくことを意味しているわけですね。したがって、工業分散によって、人口を分散させるという効果はきわめて小さい、あの時代になればなるほど小さいということになるかと存じます。したがって、まず工業の分散によって人口を分散させるということは、見通しとしまして、たとえば十年先、あるいは十五年先としまして、新全線は非常にあいまいにしておりますが、過密過疎の解決になるかということが一つ疑問点として出てくるわけです。ネットワークについても、先ほど申しましたように、ネットワークを整備することによって、むしろ人口は首都圏に、あるいは従来の過密地帯にある意味で集まってくるということになりかねないという危惧を持っております。

もう一つ申し上げますと、意外に最近の地域開発された地帯を歩いてみましたが、むしろ公害とすることに係る関心が高まることによって、工業の分散ということが、ある意味で——これは私は工業の分散によって工場に働く人々が地域的に分散するという効果は認めないわけではありませんが、逆にまた公害が広がるという形式でもって、公害に関心を持った住民は、首都圏あるいは既存の過密地帯のところで都市再開発をされ、ある意味で環境条件がよくなるということによって、かえって人口は集まってくるという逆の効果も、波及効果として、間接的な効果としてあるのではないかと、こういうことを見通しとして持っております。

それでは、一体どんな案があるのかということになるかと存じますが、この再配置法案というようなものでもなく、実は重要なきめ手があるかと存じます。私は経済学者でございまして、いわゆる経済学の定理にこういうことがございまして、すなわち、市場のメカニズム、あるいは自由にかされたといえますか、市場制度、自由な自由経

済というものの、それは必ず最もよい資源配分をもたらす。それぞれの持ち分の中で最適な結果になる。こういう公式がございまして、そのときに、経済学においては重大な前提が置かれているわけですね。すなわち、それは、最近のものはやりごとばともなっておりますが、いわゆる外部不経済あるいは外部費用というものがなくという前提があります。外部不経済、外部費用というのは、御存じのように、市場のメカニズムにおいて、相手にある意味で損害を与えながら負担しないで済みますことができるといふこと、その結果として、たとえば私が公害を出し、そしてある意味で社会的に損失を与える、しかしその損失を私が負担しないということによって、ある意味の利得を逆に得る。間接的な利得です。いわゆる経済学にいうオポチュニティコストというように、財務会計では出てこないような、そういう利得が出てくる。そういうものをやはりおつりとして社会が返していただくということが必要ではないか。そういう意味で、私は、いわゆるOECDの公害費用発生者負担という原則がありますが、その原則を文字どおり法案として出していたら、これが本来、人口の分散あるいは過密過疎の解消ということをもたらしものではなかつたかと存じます。どうもありがとうございます。

○鴨田委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。
なお、藤井参考人から、所用のため先に退席いたしましたとの申し出がありますので、まず藤井参考人に対する質疑を行なうことにいたします。中村重光君。
○中村重光委員 わずかな時間でありまして、また松平委員のほうからの質問もありますので、できるだけ時間を短くいたしましてお尋ねしたいと思います。
なお、藤井参考人はただいま委員長が申されましてように時間の関係があるようでありますから、私が藤井参考人にお尋ねをいたしまして、次に樋上、伊藤両委員の質問を続けていただきたいと思います。そういうふうにお取り計らいをお願いしたいと思います。

藤井参考人にお尋ねというよりも、実は御意見を伺いたいわけですが、先ほど、一番問題点である、本計画を推進してまいりますと起こってくる土地の値上がりという点、この問題が私どもも一番重大な関心を持っているところでありまして、土地値上がり防止のための地価対策として、これも時間の関係もありますので簡単にだけございまして、何か御提言をいただければ幸いです。
なお、移転促進地域について、工場が集積している地域でございまして、この地域を規制地域というところで指定をいたしまして、外形的な付加税を課するといったような方法は、いかにがなものの、その財源をもって本法推進の財源にするというふうなことが必要ではないかと思っておりますが、その点に対する御意見を伺ってみたいと思っております。

第三点といたしまして、先ほど、買上げた土地その他設備等をもって今度移転するところの設備に充てることができるというふうなお話も実はあったわけですが、土地の買上げは計画の中にあるわけでありまして、これは不要設備と申しますか、未償却資産に對しましては、これが廃棄であるとかあるいは譲渡といった場合に、加速償却ということだけであります。それによろしいのかどうかといったような点、これら三点に對しまして御意見を伺いたいと思っております。

○藤井参考人 ただいまの土地対策の問題でございまして、これは公共投資等の場合でも一番頭の痛い問題になっておまして、政府におかれまして、年一回地価の公示制度というものを実施しておられまして、これを公開して一般の土地取引

の基準を提示しておりますけれども、実のところこれはあまり実効があがっておりませんことは皆さんの御承知のとおりでございます。このために、これをどのように効果的にしたいかという点で、実は経済同友会といたしましていろいろ検討いたしました結果、その公示価格を固定資産税等の不動産関係諸税の評価額と一致させる。御承知のように、いま固定資産税等の基本になる評価額というものは非常に低いわけでございますから、これと一致させる態勢を整えたらどうか。ただ、その問題になりますのは、現在住宅等に住んでおられますところが急に税金が上がるといふことになる、これはたいへんでございますから、そういう点では税額の急上昇を避けるような、つまり税率の引き下げを行なうとか、あるいは用途別に、いま申しましたように、現在宅地に使っておるところとか、あるいは公共用地に使っておるところとか、こういったようないわゆる用途別に、あるいはまた地域別に税率を弾力的に運用するといったようなことをお考えいただいたらどうかという点で、そこでいまお話しのように、土地のブローカー等による先取り買い取り、こういった問題を防ぐためには地方自治体等の公共団体ないしは事業団等で先取り買い上げをするといったような方法も一つございまして、それからいま言ったような弊害を防止するためには、民間の一般取引について公示された評価額をこえた取引の場合には、そのこえた分につきましてはかなりのきびしい累進的な税率を適用する、適正価格による土地の取引というものを税制面から誘導されるというふうなことをお考えになったかどうかというのが一つの考え方でございます。

れますけれども、御案内のようにいま産業経済界は非常に深刻な不況に見舞われて減収減益といった状態でございますので、これ以上の税負担は少し困難ではなからうか。ですから現在の付加税を二年間延長されるということで事足りるではなからうかと存する次第でございます。

もう一点は何でございましたか、中村先生……

○中村(重)委員 もう一点は未償却資産の廃棄あるいは譲渡等に対する加速償却という問題。

○藤井参考人 これは今度の法案を拝見しまして、この未償却資産を早期に償却するという点についての特例の税制を考えておられるようにございまして、これはこれで片づくのじやなからうかと私は存する次第でございます。

○鴨田委員長 次に樋上君。

○樋上委員 それでは藤井参考人に簡単に一、二問伺いたいと思います。今回の再配置計画はいわばわが国土の再編成と言ってもいいものではなからうか、こう思うのでございまして、当然国の国土利用に関する総合計画に基づいて行なわなければならないのですが、特に計画を実施するに際して最も重要なことは、既成都市と比較して社会資本が非常に立ちおくれている農村地域に対してこれをどのように整備していくか。また特に時間的、経済的距離の短縮は工業立地においては必要不可欠な条件と思われるのですが、高速かつ高能力の移送システムをいかにするか。また国土利用の偏在化を改め、地域住民にひとしく快適な生活の場を提供するためには上下水道、住宅、医療、レクリエーション施設の増設を全国的に整備する必要がありますが、社会資本の先行的、計画的整備を促進する必要があると思うのですが、この点はどうにお考えになっておりますでしょうか。

○藤井参考人 お答え申し上げます。

ただいまの先生の御質問、御意見は全く私も同感でございます。これはこれからのこの法案実施上の一番大きな問題でございまして、御指摘のように地方の道路にしましても住宅にしましても、

も、上下水道その他の生活環境に関する資本の投資というものはまことに低く、また欧米各国を回ってみても、道路の舗装率等も非常に低うございまして、そういう点では社会資本を思い切って投入するということはもう当然のことと思えます。特に私が先ほど申しました中で、まあ工業用水はどちらかといえれば地方は恵まれておりますけれども、一番問題になりますのは道路交通網と通信網ということ、それから先ほどはほかの参考人からも御発言になりましたように公害を持ち込まない、これが一番大きな問題で、同時にまた自然環境を破壊しないような地域社会、特に自然環境と調和のとれたような産業を誘致するといことが一番大切な問題でございまして、いま御指摘のようにならぬ地方の所得の増大、つまり中央と地方の経済格差をなくするという点と同時に、快適な生活環境を保全、強化する点にむかふべきで、この法案の実施面の一番の重点が置かれておるべきではなからうかということで、私は全く同感でございます。

○樋上委員 第二の質問は、わが国の産業構造を考えてみますと、ほんのわずかな大企業を頂点として九〇%以上は中小企業が占めているのが現状であります。したがって、何らかの形で大企業と中小企業とは関連がございまして、またそこに従属関係ができていって過言ではない、この私は思うのでございまして、そこでもし大企業が移動する場合、その関連中小企業等には非常に大きな影響を与えるのではなからうかと私は思うのでございまして、この点はいかに考えておられますか。

○藤井参考人 お答え申し上げます。

ごもっともでございます。一口に大企業と申しましたが、ある意味では下請またその下請といったようなことで、私もこれを関連産業と申しておられますけれども、非常にその広い関連産業を持つておられます。製鉄なんかはそれだけでもございませぬけれども、特に自動車工業、電機産業等は御指摘のとおり非常に幅の広い、そしてす

その広い関連企業を持つておりますので、当然そういった大企業が移動する場合には、まあ民族移動というほどじゃございませぬけれども、それに付随する産業はほとんどこれと同時に移動しなければならぬという必然的な動きになってまいります。そこで、大企業は大企業としての移動のメリットも十分考えますが、中小の関連企業もその移動のメリットも十分考えて移動することになります。そこで、先ほど私がちょっと申しましたけれども、たとえば東京都内の工場を移転する場合、相当高い土地収入等ございまして、それで十分移動し、新鋭設備を建設するに足るだけの収入があがっておりますので、おそろくこのことは大企業といわず中小企業といわず共通して言われることじやなからうかと思っておりますが、ただその場合に私どもが希望いたしましたのは、大企業は大企業としてそれらの関連企業に対して協力をすることは当然でございまして、疎開する場合の土地の買い上げ等につきましては、政府なり地方の自治体なりあるいは住宅公団等々、こういった機関がかなり思い切った、助成の意味を含めての買い上げをしていただくということが一番中心課題になるのではなからうかと考える次第でございます。

○鴨田委員長 次に伊藤君。

○伊藤(卯)委員 藤井さんが時間がないそうでございますから、二点だけ伺いしておきたいと思ふんです。

この工業再配置、いわゆる誘導地域であります。そこをうまく工業が再配置されていくかどうかというところは、かかって土地問題と公害問題、この二点にあると思うのです。そこで、土地問題であります。これは法律的に歯どめをする何もないのです。でありますから、県が音頭とりをして、その地域の市町村などとの間において、土地のあっせんのできるようなものをつくるということがよくはないか、その地域の自治体はその地域の土地がどのくらいあるものであるかということがわかっておりますから、したがって、自治

体とでそういうものをつくって土地をあっせんするということができれば、これは土地の暴騰を自然に押えていくことができると思うのです。土地所有者と工業再配置をする企業者との間でこの交渉をするということになったら、これはどうすることもできない暴騰が起ってくると思うのです。そういう点について、もちろん政府もそのあつせんをせなければならぬけれども、しかし、現実問題としてはやはりいま私が申しましたことが一番意義のある、また実績のあることだと思ふのですが、そういうことについて企業者団体であるそういうところで、そういうことを具体的に処置をしてもらいたいというようなことを要請されるというようなことが私は一番大事じやないかと思うが、こういう点についていかがでございますか。

○藤井参考人 お答え申し上げます。

全く同感でございまして、実はいままでも、私も地方へ進出する場合には地方の府県もしくは市町村等の御当局のごあつせんをいただきまして、漁業補償の問題等にあつせんをいたしました。なるべく適正な価格で取引のできるような御尽力をいただいておりますが、当然今回の誘致計画につきましても、これは国も当然でございまして、地方の自治体が相当介入すると申しますか、協力すると申しますか、そういう措置をとられてしかるべきではなからうかと思ふます。

そこで、先ほどちょっと申しましたけれども、地方自治体あるいは各種の事業団等による土地の先取り買い取りということと同時に、いま伊藤先生の御指摘のような積極的なあつせんをしていただくように実はわれわれも提言しておりますが、さらに、実は経済同友会といいたしましてはもう少し強い線を先般公表しました。それは公共投資等に対してなかなかいわずに経済効果があがってこないということで、公共用地等につきましては、むしろある程度の、土地の収用法だけ

ではまだまだ行き足りないで、私権の制限と申しますか、土地の所有権のある程度の法的制限を加えるくらいに思いついたことをやらなければこの問題は解決しないのではなからうか。私、先般もヨーロッパ諸国を回って見まして、いかにも公共投資、社会資本が充実していることに驚いたのですが、結局、だんだん話を聞いてみますと、土地問題が非常に手ざわよく、これは国によって日本一人当たりに対して六倍とか八倍という広大な土地を持つておるといふ自然的な条件に恵まれている点もございすけれども、土地政策に対して非常に有効な手を打っておるといふことがそういう結果を招来しておりますので、もう日本の政府もこの土地問題につきましてもっともつと国民に積極的に呼びかけて、PRをして、土地政策に関する限りは、与党といわず野党といわず、国会全部をあげて、先生方の力によって土地問題について果敢な政策を展開していただかなければ、いま議題になっておりますような誘導政策もなかなか実効はあがらない、こんなふうな感じを持っております。

○伊藤(卯)委員 いま一点の公害の問題なんです、企業がその地域に入っていることとする場合に、それは公害が起るから反対だということが必要起ってくるのだらうと思うのです。それは冷静な意味において、あるいはその地域の発展の上においてのみではなく、むしろあるいは政治的なあるいは宣伝的ななで、いろいろな意図をもつて——公害といつても一体どこまでが公害かというところについて、これはとても範囲が広いものですから、そういうような意図をもつて、公害が起るから反対だということになってくると、その地域の人は、ほとんどの人がその公害ということについて分析した知識を持っておるわけではありませぬから、これはことばがはなはだ不適当ですけれども、付和雷同ということもありますから、そういう点等で反対を盛り上げてこられるというところになってくると、そこに企業が入っているけなくなってしまう。そこで、それなら再配置を

する国あるいは通産省、そういうところで、この公害はほんとうに公害が起るのではなくて、そういう特殊な関係で公害宣伝等を起こされておるものだというところについて、それを押え、納得さすだけのものが、正直なところ政府のほうにないのです。でありますから、私、先日通産大臣と論争したのですが、やはり公害国立研究所というような権威あるものをつくって、そこで、こういう原理を使ってこういう品物をつくれれば、こういう設備をしなければこういう公害が起ってくるということはわかっているのですから、そういうものを早くつくって、その再配置地域に対して、そういう問題が起った場合には、その権威ある、信頼のできる機関で、公害はあり得ない、だいたいようぶだというふうなものを国が持つて、そういう反対運動を納得さす、ある場合には押えるというぐらいたくものが必要だめだぞということもいろいろ話したのです。ところが国のほうではそれはないのです。ありませんから、これはもちろんわれわれの問題になるのですが、これはつくらせなければなりませんけれども、いま急に間に合いません。でありますから、やはり事業家団体、そういうところでも、通産省あるいは政府のほうと、企業が行く場合に、こういう公害問題が起こされてくれば入っているにもいけなくなるが、そういう場合には政府が責任をもつて、その公害の防止ができ、もしくはそういう反対運動を押え、納得さすことのできるような措置を事前にとつておいてくれなければ、再配置地域に企業が乗り込んでいくというところは不可能であるが、そういう点について政府はその処置をとってくれるかどうか、だいたいようぶか、というような点等を、経済同友会あたりで政府のほうと事前に相当配慮をしておかれないというところ、なかなか困難じゃないかと思うが、そういう点についてひとつ藤井さんの御意見を聞かしていただきたい。

○藤井参考人 お答え申し上げます。ただいま伊藤先生の御指摘のように、公害問題は、いまま当面する日本の、あるいは世界の一番大きな社会問題でございまして、政府におかれましては、あるいは国会におかれましては、先般の臨時国会で世界に類例を見ないほどのきびしい環境基準を御設定になりました。また企業も、日本は諸外国と比べまして非常に狭い国土に、十二万平方キロぐらいの平地に一億以上の民族が生存しなければならぬという特殊の自然環境のもとに置かれておりますので、公害に対しては最も真剣に、最も敏感に対処しなければならぬ。そういうことで、いま各産業とも公害に対しては非常に真剣でございまして、私の会社の例を申しましては、なほだおそれ多いことでございすけれども、昨年度も公害対策費だけで百七十億円を投入いたしました。ことしは全体の設備投資の二五％を公害対策に投入して、公害の根絶を期しております。最近ではまた大分製鉄所等をごらんいただければわかりますが、ほとんど公害のない工場ができております。そういうふうで、鉄鋼業といわず公害発生源となり得るおそれのある企業は、いま真剣にこの問題に取り組んでおまして、私は、ある意味では日本は公害対策の先進国になり得るのではなからうかとすら思っております。いまして、問題は二つございす。

一つは、いま先生の御指摘になったように、公害の発生とその及ぼす影響の因果関係をどう説明していくか、こういうことについての権威ある機関がまだございせん。そのときそのときによつて、いろいろ学者グループ等あるいは研究所等によつての検査が基準になっておりますけれども、はたしてこれがほんとうに間違いないものであるかどうかという点については、確たる判定のしがたいような場面も間々あることとございす。その意味におきましては、最も権威のある公害の判定機関——公害基準法で規制しておる、また地方自治体は、むしろ公害基準以上のきびしい条件をいまつけておられますので、そういったものに対して十分判定し得るような機関をぜひつくっていただきたいということを、私どもも政府に要請を申し上げます。

同時にもう一つのお願いは、公害の対策に対しての技術開発あるいは施設の開発がまだまだ十分でございす。たとえて申しますと、大気汚染の原因になります。SO₂に対して、石油精製の原因での硫黄を取り除く技術、これはまだ世界的に完全に完成されておられません。また、接脱硫等いろいろな苦心をしておりますけれども、まだ完全に硫黄を取り除くところまでいきません。そこでいまの低硫黄原油の輸入であるとかLNGの輸入とかいうことにはだんだん転換しつつありますけれども、こういった問題もかなり大型なプロジェクトでもって公害対策技術を開発していかねければならぬ。これには民間企業は企業としての全力を尽くしておりますけれども、膨大な資金を要するような問題につきましては、これまた政府の大幅な助成、援助というものを期待したいと思っております。

ただ問題は、いま先生の御指摘の因果関係ということになってまいりますと、これは非常にむずかしい問題でございまして、私は学者でありませんから多くは申しませんが、結局自然にはバクテリアであるとかプランクトンであるとか、こういったようなもの、あるいは植物から酸素を吐くといったような作用でもって、いままでは公害を吸収する自然の循環作用があったのですが、高度の経済成長、工業化の結果、公害発生がサイクルと自然のそういうものを吸収していくサイクルとの非常に大きな違いができてまいりました。たが、これが公害の発生原因でございまして、はたしてその結果が人体にどういう影響を及ぼすかというところになりますと、当面しておりますイタイ病等は、これも二十数年前からの原因があるわけとございすけれども、子々孫々にどういう影響を与えるかというところになってまいりますと、科学的にこれを説明することは非常にむずかしい問題でございまして、そういった問題で立ち至つての解明ということになりますと、いま御指摘のように、相当権威のある機関を必要と

するということでございますので、御説のよう
に、われわれとしても、政府にそういう施策
を講じていただくよう、また、国会の先生方にも
そういう御配慮をいただくようお願いしたい
と思っております。

○鴨田委員長 以上で藤井参考人に対する質疑は
終わりました。

藤井参考人には、御多用のところまことにあ
りがとうございました。厚く御礼申し上げます。

次に、他の参考人に対する質疑を行ないます。
中村重光君。

○中村重光委員 それでは、時間の関係がありま
すから、各参考人に一問ずつお尋ねをすることに
いたします。

まず、木村参考人にお尋ねをいたしますが、第
五条の認定というのがあるわけですが、この認定
に必要な事項は、すべて政令事項になっているわ
けです。私は、この移転をしていく工場の規模、
それから期間、公害防止の確保であるとかある
いは土地造成の基準、さらに受け入れ側の市町村の
同意といったような程度のこととは、法律に明記す
る必要があるのではないかと。木村参考人はこの条
文について十分御検討いただいておりますようであ
りますから、御経験も特にあるわけでありまして、
この点に対するお答えをいただきたいと思いま
す。

次に、坂田参考人に御意見を伺いますが、課税
の特例の点でございます。固定資産の免税措置は
三十九年というところでありますが、これは短い
のではないかと。いろいろと折衝の結果こうい
ったことになったようにありますが、田中通産大臣の
構想である二十五年度は無理といたしまして、あ
る程度固定資産の免税をする必要もあるであ
ろう。そうなっておりますと、地方自治体の財源
の問題が出てまいりますから、当然国がこれを補
てんをしていくということではなければならな
い、それらの点に対して、坂田参考人の御見解を
伺いたいと思えます。

次に、笹生参考人にお尋ねをいたしますが、本
法案の計画、いわゆる工業再配置計画というの
は、先ほども御意見がございましたように、全国
総合開発計画であるとか、あるいは首都圏整備計
画であるとか、その他拠点開発政策並びに地域開
発との調和ということを求めているようでありま
すが、本法案による工業再配置計画と、それぞれ
独自の行動をいたしますところの地域開発、拠点
開発の政策とうまく結合するものかどうかという
点であります。この工業の適正配置を進めていく
ためには、工業立地政策の基本を示す立法が必要
であらう。そういったような考え方に立ちますな
らば、私は本法案では不十分だと思っております。
そこで、本法案とは別に、工業の立地の基
本法と申しますが、そういうものの必要はないか
どうか、その点に対する御見解を伺いたいと思
います。

大崎参考人に御意見を伺いたいのは、本法案は
工業再配置法案というけれども、これは現実には
公害の分散立法になるのだという評価が実はある
わけですね。確かに従来の地域開発計画あるいは拠
点開発計画に基づくところの推進の実績を見てみ
ますと、地価は上がる、公害は統廃する、交通事
故はもうほとんどふえていく、ごみなんというも
のは堆積していくといったようなことでたいへん
な問題が起きていることは御承知のとおりであ
ります。さらにまた、先ほど御意見がございま
したように、開発はなかなか進まない、しかもいま
まで進めてまいっております地域開発、拠点開発
政策というものは全くばらばらというところで一貫
性が実はございません。そこでこの公害の地方分
散というところの歯どめというものが必要になっ
てまいりますが、この歯どめに対するところの御提
言というふうなものを私は伺いたい、このように
思います。それぞれひとつお答えをいただきたい
と思えます。

○木村参考人 ただいまのお尋ねでございます
が、御指摘のとおり移転促進地域並びに誘導地域
の認定に際しましては、これは法律で定めること
が最も好ましいとは考えておりますが、この法案
を見ますと、政令で定めることになっております。
したがって政令で定める場合には、先ほど申し
上げたように地方の実情をよく精査いたしまし
て一律的な考え方ではなく、よく地方自治体等と相
談をいたしまして、この運用の面において法律と
や同じような効果をあらわさせるような状態をつ
くっていただきたいというように考えております。

○坂田参考人 固定資産税の免税期間の問題で
すが、当初私どもの承りましたところによりまし
と、二十五年度とかいうようなことでございま
したが、免税期間は三十九年になっておるようで
あります。産地地域臨時措置法で免税期間は三十九
年になっておられますが、実際問題といたしまして
工場を新設いたしますと、やはり五十年程度はか
かると思うのでございます。しかしこれもわれわ
れ市町村側から申しますと、全額国庫から助成が
あるわけではなく、二〇％は市町村の負担になっ
てくるわけでございます。そうなりますと、それ
でなくとも疲弊のどん底にある市町村財政から申
しますと、二〇％の負担を長らく続けさせられ
るということになりますと、市町村側としては非
常に苦しいわけでございます。でき得れば新し
い工場に対しては五十年程度の延長をやりたい
いただきたい。そうして二〇％の負担は市町村に
せぬというふうな考え方を持っていたきたい、私
どもはこういうふうな考え方をしております。

○笹生参考人 お答えをいたします。
二点ほどあったと思いますが、一つは、この法
案が他の開発計画との結合、調和がうまくいく
かどうかということが一点だと思います。それから
もう一点は、より基本法というふうなものの制定
の必要性がありやなしやということであらうか、
そういうことでよろしくございませうか。――第
一の問題については、先ほどのところでもちよ
と触れましたが、私の理解ではこの法案は具体的
な地区それぞれについての開発計画を立案、推進
をするということよりは、全体構成について一般

的な促進政策をとるところに重点があると
いうふうな考え方をしております。したがってたと
えば新産、工特あるいは低工法といった地区別の
ものとはこれは相補完をしていく形のものであ
らうかと思っております。またこの法案の中で公団
による中核工業団地の造成という点が一つたわ
れておりますけれども、この辺は特に先般の農村
地域工業導入法との関係が具体的に示されてく
るであらう。その地区選定のところで問題が出て
くるかもしれない。これは当然農村地域工業導入
法については農林、通産、労働三省で協力してや
っていくというふうな形をとっておりますので、そ
ういった点で調整をはかっているべきものであ
らうというふうな考え方をしております。他の一般
的な開発計画、たとえば新全総計画というふうな
ものについては、これはまたこの法案の一つの前
提条件になっているという点もあるわけでありま
す。それから新全総が最近の新聞情報等によりま
す、見直し作業が引き続いて行なわれていると
いうふうな過程にあるようでございますので、全
体の骨格というふうな問題についてはその過程
の中で十分討議し、コンセンサスが得られるよう
に進めらるべきだということに考えております。

それから第二点の基本法の問題につきましては
は、私には先ほどの陳述の中でも申し上げまし
たように、今後の工業立地というふうな問題は、
いわば産業中心から地域中心というふうに思
った形へ展開するべきものであるかと思いま
す。問題はもっと違った次元で考えるのが妥当で
なかるかというふうな考え方をしております。

○大崎参考人 お答え申し上げます。
公害をどうして歯どめするかという御質問で
ございますが、私が前回に申し上げましたように
やはり公害費用を発生者が負担するという今日の
この市場のメカニズムの欠点というものを補う
ということが第一の対策でないかと思えます。そ
の点、たとえば公害費用を政府なりが補助金を与え

て公害をなくすように誘導するという政策は、経済学者の間ではブライズという英語を使っておりませんが、日本語に訳しますとわいろということになります。直訳として非常にショッキングな概念がある意味で問題性というものを指摘してくれるのじゃないかと思ひます。あの対策として、やはりそう変わった政策はございませんで、一つはやはり地方自治というものを確立されまして行政機構における中央集権的なものをできるだけ分散させるということあるいは開発事業に際してはともなべく一般公衆に経緯を公開していただくということ、この点はイギリスのことわざに、光を当てるといふことがある意味で警官を一人ふやすよりも有能であるといふふなことをわざがあると思ひますが、そういうふうなことをわざにお考えいただければけっこうでございます。

○鶴田委員長 細谷治嘉君。

○細谷委員 時間がありませんからまとめて御質問いたしたいと思ひます。

最初に木村参考人にお尋ねしたいのでありますが、今度のこの工業再配置法案というものを見てみますと、きわめて特徴的なことは、県知事ということばが一つも出ておらぬわけですよ。すべてもう通産大臣あるいは主務大臣と、こういうことでやっていくわけですね。そしてまあ最後のほうに、税金をかけるとか何とかという、あるいはいろいろな施設をつくらうという地方負担になる分については地方公共団体というところが出てきています。これは私は前例のない法律じゃないかと思ひます。これは現実的にそれぞれの地域あるいはそれぞれの県で開発計画を持っておるわけでありまして、またいまの公害問題等、たいへん重要な問題でありますから、地方公共団体の知事なり市町村長というものの意見というものが、この工業再配置に全く織り込む余地がないように法律でできておるので、私は問題点の一つではないかと思ひますけれども、木村さん、どうこれを受け取っておるかというこ

とであります。

それから坂田参考人にお尋ねしたい点は、全国鉱業市町村連合会の会長ということで、先ほど産炭地の苦勞、依然として深刻さが続いているというところを苦勞と述べられたわけでありまして、それにもかかわらず、こういう法律ができ、そして産炭地域振興事業団が公団になれば、産炭地域の振興の強化になるのだ、こういうふうなきわめてあつさりとした割り切ったお根拠は一体何なのか。これをひとつお聞きしたいと思ひます。あります。もちろん、そのことばの中にぜひ優先的に産炭地は指定してくれ、こういうことであります。たけれども、それだけでは悲惨な産炭地の長として割り切り方がきわめて簡単過ぎるのじゃないかというように感じます。

それからもう一つ、これに関連いたしまして、工場立地及び工業用水の審議会の委員に産炭地の人を入れてもらえればそれで事済むのだ、こういうふうなおことばもございましたが、それでよろしいのかどうか。この法案あるいは事業団の法律で公団に変わっていくという経過からいいますと、しかもいままで事業団が営々として造成をやつた、あるいは産炭地域の振興に努力してきた成果、そういうものを生かして社会資本の効率的な活用、こういう点になってまいりますと、審議会の委員に入れていただくということだけでは片づかないのじゃないか、私はこういうふうな感じます。この点、ひとつお答えいただきたいと思ひます。

それから笹生参考人にお尋ねしたいわけでありまして、私のあるいは聞き違い、理解の違いかもしれませんが、今度の法律は政府の責任でやる、こういう点で評価できるのだ、こういうおことばがございました。先ほど中村委員の質問に対するお答えと比べてみますと、中村委員の質問に対しては、むしろ産業立地、こういうことになりまして、この法律でなくして別途法律が要るのじゃないかというふうなことがありましたけれども、たとえば知事や市町村長の意見を聞かぬ

で、通産大臣等が一方的に法律を推進するわけでありまして、そういう点で政府の責任がきわめてすっきりして評価できるという意味なのかどうか。この辺のひとつお考えをお聞かせいただきたいのであります。

それから大崎参考人にお尋ねしたいことは、この法律案は評価できない、いままでの実績、しかも新全総計画、そういうものを前提としての再配置法という構想でありますから賛成できないということ、たとえばPPP原則等をきちんとした法律でやつたほうが実効があるのではないか、こういうおことばがありました。私も、大体先生の基本的な考えと同感であります。けれども、PPP原則だけで問題が片づくかといふと、それは簡単じゃないのじゃないか。おっしゃつた経済の原則、こういうものが大きく働いてくるのではないか、こう思ひます。けれども、いま問題のものはPPP原則でありますから、具体的にたてえはニクソンがやつていよう公害罪という構想、あるいはいまの日本の環境庁長官の言つておるような公害罪というような構想、いろいろあるわけでありまして、私はやはりニクソンが考へておるような公害罪、たとえば硫酸を排出するならば、基準というものがなくて絶対量というものが問題でありますから、硫酸の根っこから、亜硫酸ガスになるわけでありまして、根っこからやはり課税していくという構想、ほかのものでも同様でありますけれども、そういうことが必要であると思ひます。この辺について具体的にどういふものをお考えになっておるか、お聞かせいただければ幸ひだと思います。

以上です。

○木村参考人 たいだいまのお話でございますが、今回、この工業再配置法案というふうなものが国会に提出されておりますことは、何といつても誘導地域というものは社会資本の投入が非常におくれている状態、産業基盤の整備が立ちおくれおるような状態、こういうものが現在の誘導地域というものをつくつておるものと私は考へております。

す。そういうような観点から考へますれば、この法律をほんとうに生かしてまいりますためには、先ほど申し上げました交通網の整備、通信網の整備、また教育施設あるいは社会環境の整備というふうなものに思い切つて力を入れてもらわなければ、この法律はほんとうに生きてこないと思ひます。そういう点から考へまして、この法律を生かしてまいります基本的な考え方といたしましては、やはり地方自治体と話をし合ふなければならぬということになっておるだろうと思ひます。

ところが、この条文の明文の中には県知事というところばが一本も出てこないというふうなお話がございますが、先ほど来の第五条の認定の問題でございます。この移転計画をつくる場合にはやはり地方自治体と話をしなければならぬだろうと思ひます。そういうふうな移転計画をつくりましてこれを通産大臣に提出して、通産大臣の許可によりまして認定されることとなります。こういうふうなことから考へますれば、明文としては県知事という名前が出ておらぬが、実際問題としては地方自治体と話をしなければならぬ問題じゃないかというふうなことを考へております。

いずれにいたしましても、この法律を生かしてまいりますためには地方財政の貧困な、いわゆる社会資本の投資の貧困な地域が誘導地域でございます。この点から考へますれば、そういう点に主力を置いてもらわなければならぬというふうな考え方から、先ほど陳述の際に詳細に申し上げたとおりでございます。明文には県知事と書いてありませんが、十分に県知事と相談しなければならぬ問題だ、またそうしなければならぬ問題だというふうに考へておるのでござい

○坂田参考人 工業再配置促進法についてきわめて簡単に割り切つておるのじゃないかという御意見でございますが、ただ委員を入れたからこれでよろしいというわけではございませんし、やはり

新しい公園の首脳部には、産炭地に理解のある人を入れていただきたいということも申し上げておるわけでございます。特に産炭地の振興につきましては事業団が懸命に努力もされておりますが、やはりこの法律によりまして過密地帯から過疎地帯に工場が配置されるということになりますと、たぐさんの団地も造成されておりますし、産炭地にはやはりこの法律があることによりてより一そう産炭地の振興がスムーズにいくなじやないかというふうな見解を持っておりますのでございませう。ただ、そうした法律の内容について、効率をあげるような法律に立法府においてひとつお願い申し上げたい、特に先生方にお願ひ申し上げたい、こういうふうな考えております。よろしくお願ひを申し上げます。

○笹生参考人 お答えをいたします。

私がいわば政府の責任のもとで云々と申し上げましたのは、もし記憶違いでなければ、私としては工業再配置の全体像を政府の責任のもとで見詰めてようとするというふうな申し上げたと思ひまして、政府が実施をする、あるいは政府だけがそれを実施するというふうには申し上げなかつたように記憶をしております。というのは、実は各地域の産業のあり方、構成とか伸びの問題については従来いろいろな政府諸機関でも発表はされておりますけれども、それはいわゆる見通しという形でしか出しておりませんで、ここでは産業再配置計画をいわばガイドポストというふうな形で公表するところに着目をして私は申し上げた。言うならば、それについては単なる見通し以上の一つの裏づけといえますが、姿勢というものが私なりに読み取れるというふうな点で申し上げたつもりでございます。決してこういつた問題が地方住民を抜きに進め得るとは毛頭考えておりません。

以上でございます。

○大崎参考人 お答えを申し上げます。

委員の、公害の濃度だけではなくて絶対量を規制すべしという御意見は、全面的に賛成でございます。

ます。

次に公害を防止する方法について、たとえば最近環境庁が設置されて次々と実行されていること、あるいは法として準備されていること、ことについての一つのコメントを申し上げます。ただ、これについてはいろいろとありますが、確かに法律によっておっしゃいますようなニクソンの非常なきびしいという感じを受け、また非常な、よくやるというふうには言えるのですけれども、やはり私は指摘しておきたいのは、幾ら法によつて、あるいはまた行政によつて取り締まろうとも、それによつて利益を得るとなればなかなかならない。そういう意味で、今日のこの現実の経済、やはり法の裏づけをある意味で銭勘定でつけてもらおうと、これがPPP原則の意味だと、思うのです。そういう意味で、私はPPP原則を主張するわけですが、けれども、それは法律が意味がないとかそういうことを言っているのじゃなくて、むしろ法律を有効にあらしめるものだということを主張したいわけでありませう。ただ、私はむしろ公害をどうして防ぐかという御質問では梗概を述べたわけですが、これも、もともと地域開発というものの問題、問題点を述べておりますので、その点公害費用発生者負担法案というよりも、もっと目をむしろ広げていただいて、公害をも含む外部不経済発生者負担法案、こういう形で持っていきたい。その際には、しきりにいふ議論になっております土地問題というもののについても、やはり経済の論理によつて解決するということが確信されるわけですが、たとえば最近過密過疎の対策ということで、たとえばフランスが、首都パリに事務所なり工場なりが一人一戸に、その企業から、雇用者から幾らかを取り立てる。それをもつてたとえば地方の過疎の対策を打つ、あるいは地方の近代化というものをやる財源にする、こういうふうな法がもう出てくるわけです。私はこれはやはり日本でも適用すべきじゃないか。たとえば過密過疎という問題のときに、やはり何といひましてもローカル線が問題となつて、たとえばこれは過疎

の一つの例であります。なぜこのようなローカル線が赤字になつたかといひますと、人口が過密地帯に集中しているからだと。そういう意味で、過密地帯が問題を起こしているというものは、それはある意味で過疎といふことに悩むところによる損失、あるいはそういう費用といふものを負担せねば、ある意味で過密といふことはチェックされるはずで、そういう意味で、過密と過疎とは別個の現象ではなくて、一つの現象を地域的に分けたことにしなさい、というので、やはりそういう意味で、たとえばローカル線赤字について首都の責任である、あるいは過密地帯の責任であるという論理を、税でもつて、あるいは銭でもつてあらわしていくというのが、この私が申し上げております外部不経済発生者負担法案というふうなものであるのではないかと。その点は、付加税ということが、一時この法案が構想されまして、立ち消えになつたやうでございますけれども、一・七五%かその程度の付加税では金額的に問題であるというよりも、やみくもにただ税として負担することによつて、ある意味で税制上の傾斜をつけることによつて誘導する。ある意味で、過密地帯に工場を置くことがその点だけ不利になるというところで、けつこうでございますが、やはり私の申し上げておりますやうに、どういふ原因によつてその税が課せられるかといふことをもっと明確にしたい。それならばある意味で、精神的にも道徳的にも一そう過密現象を防ぐという効果が働きますし、公害を含むわけですから、公害を出さないというところが働くのではないかと、いふふうにいふ考へるわけですが。

○鶴田委員長 松平忠久君。

○松平委員 二点お尋ねしたいのです。

第一点は、木村さんにひとつお願いいたします。私も長野県の副知事をやっておつたのだから、地方の工業政策というものを若干経験があつたわけなんです。そこで、一体どうして地方に工業が興らなかったのか、あるいは地方にいままで工場があつたのが全部都会のほうへ移つてしまつた、こ

ういふ現象なんです。鐘紡、呉羽紡あるいは昭和電工という大きな会社の工場が、私のいるところは方々にありました。そこで、どうしてあんな方はこんな山の中へ大きな工場を建てたのだと聞いてみたところが、その当時は電力が非常に安かつたから建てたのだ。電力によつてその後一料金と発電電でありましたけれども、発電所において買入電力料金と東京や名古屋で買入電力料金と同じなんだ。これじゃもうやていけないから自分たちはそちらへ移るといつて移つた大工場があるわけなんです。そういうやうに、今日の経済環境といふものが、それはほとんどが都会中心の法律制度といふものができ上がつていっているわけです。電力だけではなくて、金融制度にいたしましても同様であつて、本店まで行かなければ大きな金を借りられない、こういう実情なんです。それからもう一つは、都道府県知事あるいは市町村長に工業に関する権限がほとんど与えられておりません。あなただけが工業政策を立案してやってみたと、金融に對するあなたの方の命令、監督というのは信用組合と保証協会しかない。あとは全部大蔵大臣が握つておる。これじゃ絵にかいたもちなんです。したがつて、私は今度のこの法案に関しまして、いふやうな通産行政、工業に関する行政といふものがあまりに直接行政が多過ぎるのです。そうして農業に比べたらまるっきり間接行政といふものがない。ここに非常に問題点があるわけですが、したがつて、この法律を制定したところで、県知事にある程度の監督権、指導権といふものがなければ、やはりこれはうまくいかぬわけですよ。したがつて、現在の直接行政があまりに多いといふことに關して、ひとつ何らかの方法をもつて間接行政を多くするやうなことを考えていかなくちゃならぬし、同時に、法律制定の場合に、ある権限は知事に移管するのだ、こういう内容のものでなければならぬ、私はつくづくそう考へておる。ことに中小企業のようなものは地方にえらい分散しているのです。分散しておりますか

ら、したがって地方の責任のある機関というものがそれだけの権限というものを保持していなければならぬ。私はこういうふうな常々考へておるわけなんです。この点について先ほど、通産省とあるいは政府と都道府県というものが緊密な連絡をしてやらなければならないという御答弁があったわけなんです。そうするためには、あなたはどういうふうな考へるか。法律をそういうふうな改正したほうがいいのか、ないしは附帯決議ぐらいでいいということなのか。その点に關する御意見があったら、ひとつお伺いいたしたい。

○木村参考人 たいだいまのお尋ねでございますが、先ほどのお尋ねと関連がございます。御指摘がございましたように、先生の地域と私の地域とはやや似ておりまして、私のほうでも発電所であります関係上、昭和電工とか日曹とか三菱製鋼とかそういうようないわゆる電力を非常に使う工場が会津の山の中にたくさんございました。ところが最近電力料の一定化によりまして、非常に交通の便が悪い、採算がとれないというので、漸次閉鎖するような状態になってまいりました。このことは、先ほども申し上げましたように、なぜ一体その工場、企業が立地するのかというのを考えますれば、やはり何となく交通網、それから通信網あるいは教育機関あるいは生活環境の整備、こういうものが整っておりまして、私はいまこういうような工業再配置法案というものをつくらなくてもよかつたのじゃないかと思うのです。ところがいまこういうものをつくらなければならないというようにすることは、これはほんとうに非常に立ちおくれしておりますけれども、しかしこういうようなものをこれからまだつくっていくてやらなければならないというのも実態でございます。ところがいままであるいは新産建設計画とか、それから低開地域の時限立法いろいろありますが、いずれもたくさん法律ができましたが、それには財政的な裏づけが乏しいためにその目的を達成できなかったのが実態でございます。そういう

観点から考へまして、今回のこの法案の内蔵するところは地方財政の貧困なる誘導地域、これに對しましていろいろ財政的な裏づけ等を考へまして、そうして移転計画の認定につきましても、移転計画をつくりまして、これを通産大臣に提出してこれが許可を受けるといふようなことから考へますれば、名前は県知事の権限というものはございませぬが、内容におきましては私は実権は握ることができるといふような考へ方にならざるを得ない。しかし先生方の地方の知事の権限を非常に強化すべきであるという御意見につきましては、これはでき得ますればそういうふうになつたほうがいいだろうと思ふのですが、この法案がいまここで成立するかもしれないというやうなときにあたりましては、その名目の問題ではなく実質的なものをとらえて、そして成立をさせていったほうがプラスになるのじゃないか。そうしてまたその後いろいろな問題がございまして、皆さまた方の御協力を得まして法律の一部改正等によりましてこれを是正するといふことも考へておりますが、いまのところはできるだけ早く成立を見ることのほうが実質的にプラスであるといふやうな考へ方から、先ほど来の陳述を申し上げておりますやうな次第でございますので御了承を願います。

○松平委員 それ以上は申し上げませんが、従生参考人にちよつと伺つておきたいと思ふのですが、これに似たやうな法律制定の考へといふものはいまから十何年も前にありまして、そうしてわれわれが主としてイギリスの法律体系といふものから工場の再配置をしなければならぬ、こういう提案をいたしましたことがございます。ところがそのときに問題になりましたのは、イギリスのやうな工場を新しく設置するといふ場合には許可制度にして、おまえどこへ行け、おまえはここへ行け、こういうふうにするのが憲法違反であるといふ考へ方が、政府のほうの法制局にはあつたのであります。ところが衆議院のほうの法制局は、それは憲法違反ではない、こういうことであります。

して、私も衆議院の法制局の考へ方に當時立脚しておつたのであります。そこで伺いたいのは、戦後どこの国も第二次世界大戦後といふものは、ヨーロッパにおいては荒廢をいたしました、そうしてちやうどいつ時期だから過密過疎といふものをなくしていつて全般的に産業といふものが発展するようにしたいという考へ方で、そういう方向に踏み切つたやうに思ふのであります。日本は遺憾ながらそういうことをいたしませんでした。そこで伺いたしたいのは、英、仏、独といふやうな当時ヨーロッパで第二次世界大戦で相当被害を受けた国々のその後におけるいわゆる工業政策、これは先ほどから出ておりました立地政策でありまして、それはどういふふうになつておるのか、その場合にその法制したてをえといふものはどういふふうになつてゐるのか、私がいま申しましたように、イギリスはこれは基本法のような関係があつて、そして政府自身がこの立地の調査をして、そこに行くのだといふて行くことを条件にして許可をする、こういうことになつてゐると聞いておるわけです。そのほかの国については知りませんが、そういう法律制度といふものはどういふふうになつておるか、もし御存じでしたらひとつここで御答弁をしていただきたいと思います。

○笹生参考人 工業の配置についてその許可制をとるかといふやうな問題に關連して、先進諸国の法制上の問題はどうかといふことございまして、法制上の細部については承知をしておりますので、御説明をいたしますと、いわば耳学問でかえつて誤つたことになると思ふので、それについては特に触れないでおきたいと思ひます。

す。したがって、規制をする、許可をするといふのが、きつめてありきたりの業種であるとか規模であるとかいふやうなことからだけ許可できない。その後の変化といふものをどうやってチェックをしていったらいいかといふ問題が実はございます。そういう点から見ますと、私自身は許可制といふやうな法規制をするよりは、その後の行政指導といった面で接していったほうがこれはむしろ合理的ではないかといふふうに考へております。

○鴨田委員長 次に橋上新一君。
○橋上委員 大崎参考人にお伺いするのですが、最近の傾向として、地域住民の意識の高まりによりまして住民パワーなどが公害企業などの誘致に對してかなりの抵抗がある。また電力等のエネルギー産業及びその基幹資源産業の新規立地が困難になりつつありますが、これらの基幹産業の発展は、経済基盤の基礎があることを考へるとき、立地拠点の確保にあたつて、国、地方公共団体などに非常に困難な問題があると私は思ふのですが、この点はどう考へになりますか。
○大崎参考人 お答えします。

いま、たとえば新全総で計画しておりますやうな電力エネルギーの需要を満たす電力生産、それはある意味で石油化学の需要を意味するわけですが、これが一番初めに藤井参考人がおっしゃいましたように、やはり日本のこの狭い国土で環境のリミットにぶつかつておりました、むしろ新全総の計画は、環境のリミットを上回る、そういう環境破壊といふものをもたらすのではないかと。そういう意味で、人が死んでも電力を確保するのがよいといふことなら、私はいまさら申し上げることはございませぬ。結局ここで、成長といふものにとどこで歯どめをかけないと生きていけないのだといふところに来てしまつた、それは日本の成長といふのは激しいものである。そういう意味で、過去、人間の何十世紀といふ世代の中で、こういうふうな環境を維持するために生産力の発展をある程度管理して、コントロールして、この辺で

おいておこうという新しい発想というものがあつたのではない。現にいま工業再配置法案のその背景にありますが、私はそれを徹底して環境問題でございすから、私はそれを徹底していただいて、ここではっきりと見通しを持って成長にあきらめをつけていただく、こういうことがいま日本に必要なのではない、こういうふうな思ふわけです。

○樋上委員 時間の関係上、産炭地の問題につきましては木村参考人にお伺いいたしますが、産炭地振興事業団というのがございす、この過去の実績と今後の課題は何かということについてお伺いいたします。

○木村参考人 産炭地振興事業団の今日までの使命並びに今後の行き方という非常にむづかしい話でございす、産炭地振興事業団法につきましては、私が国会時代に率先して皆さま方とともにこの法律をつくった一人でございす。私は産炭地に生まれ、産炭地に育ち、産炭地に生きてきた関係上、産炭地になつた産炭地のあつたを見て、こういう悲惨な状態を放置すべきではないという考えから、ちやうど通産省に關係してまいりましたので、この法律をつくることに努力をしてまいりました。この法律が今日までわれわれが企図したとおり動いておるといふように考へておりませんが、しかし産炭地の振興につきましてもはるる程度の効果をあらわしておるといふように考へております。

また産炭地のその後の状態でございますが、これは御承知のようにエネルギー革命によりまして私の県の炭鉱等はほとんど、常磐炭鉱の一部を残しまして全部廃山になりました。この状態を考へまして、この産炭地事業につきましても事業団が今日までより以上な力を尽くしていかねければならないという考へ方を持っております。そういう観点から今回の工業再配置法案がございす、これと一緒になつたような形態になつて、あくまでも産炭地振興事業団の本来の使命を忘れることのないように、特に工業再配置法というふうなものと組み合わせてこの効果を一そうあげていくようにしてもらいたい、そうすることが一番大事なことでありふうに考へております。

○樋上委員 誘導地域指定にあたりましては私は産炭地域を最優先にすべきではないか、こういうように考へておる者の一人でございす、また第三項に、工場立地及び工業用水審議会の意見を聞かねばならない、こう出ています。そこで私は、産炭地振興審議会の意見も聞かなくてはならない、これを入れるべきではないか、こう思ふのですが、この点いかがでございすでしょうか。

○木村参考人 ただいま申し上げましたように産炭地振興法の趣旨を生かしてまいりますために、これは最善の方法をとっていただきたいと思います。○樋上委員 ですから、申しました第三項一項に、この産炭地振興審議会の意見を聞かねばならない、このことを一行それに入れておかねばならないと私は思ふのですが、この点に対する御意見を伺いたしたいと思います。

○木村参考人 ただいまのお話でございす、この法案の、まああまり詳しくわかりませんが、この法律では工業再配置・産炭地振興公団というものができてまいりまして、産炭地振興審議会の話も聞くことになっておるのじゃないでしょうか、私はかように考へておりますが、いかがでございすでしょうか。

○樋上委員 参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見を述べていただきましてまことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

午後三時三十分再開することにし、暫時休憩いたします。

午後一時十一分休憩

午後三時四十一分開議

○鴨田委員長 休憩前に引き続き連合審査会を開会いたします。

政府に対する質疑を行ないます。

○細谷委員 私は、工業再配置促進法と産炭地振興事業団法の一部改正について、産炭地振興というサイドから若干の質問をしたいと思ひます。どうも時間の制限がつけられており、また、私も簡潔にお聞きいたしますから、大臣ひとつ簡潔に明確にすばりとお答えをいただきたい、こう思ひます。

まず最初に、この法律案の位置づけについて伺いたしたいと思います。昭和二十五年に国土総合開発法が制定されましたが、昭和二十五年に国土総合開発法が制定された後、その後毎年のように今日まで枚挙にいとまのないほど、数え切れないほどの、いわゆる開発立法がなされたわけですが、その開発立法というのは、いずれも地域格差の是正とかあるいは所得格差の是正とか、あるいはひびきみ、ひびきみといふこと、過疎過密あるいは都市と農村、あるいはひびきみ、ひびきみ、ひびきみを目的につくられたものであります。ところが、その効果というものは、端的に申し上げますと、すべて期待するものと逆の結果を生んでおつた、こういうふうな申し上げてよろしいかと思つたのであります。そういう中で、今日都市問題、過疎過密問題、あるいは公害問題等々、議論されておるときに、この工業再配置法が、いわゆる通産大臣の、言つてみると目玉法案、こういうかっこうで提出されておると思つたのでありますけれども、この法案についてどれだけの自信と期待を大臣お持ちかどうか、まずお尋ねしたいと思ひます。

○田中大臣 二十五年に国土総合開発法がございまして、御指摘のとおり、新産業都市建設法、その他山村振興法や離島振興法、地域振興法等々、いろいろなものができたわけでございますが、効果を十分にあげておられないとお話もございしました。これは、そういう立法はできましたけれども、都市に集中するというメリットのほつたものが多かつたために、なかなかあのような法律制度では法律目的を十分達成できなかったと思ひます。しかし、明治百年を迎えてから、御承知のとおり、過密過疎の問題はたいへん大きな問題になつてまいりました。それだけではなく、大都會に工場が集中するために、地価の値上がり、複合公害の問題、住宅の不足、物価の値上がり等々、いろいろの問題が出てまいりまして、最後にとどめを刺したのは公害問題でございす。そこで新しい公害投資というものを行なうわけでございす、いまの状態において都市集中のままで大きな投資を行なうということもなかなかむづかしいといふことと、抜本的な公害除去の対策をとるにいたしまして、やはり新しい立地を求めなければならぬといふ必然性というものが非常に強く急速に出てまいつたわけでございす。今度の中小企業白書を見ても、大都市内の中小企業の二六％は直ちに移動したいといふ、条件さえ整えば移動したいといふ企業を合わせますと五〇％以上ものぼつておる、こういうことから考へまして、これから成長がとまるわけではありませぬので、七、八、一〇％というふうな数字でもって十年、十五年の成長を続けるとする、これ以上無計画、無制限な大都市における工業立地というものは許されないという状態が前提になつております。そういう意味で水や土地や質のいい労働力を求めて六十年には二次産業比率の平準化、必ずしもこの平準化が完全に実行されると思ひませんが、方向としてはどうしても推進しなければならぬ。そのような目標に向かつて努力を続けるために最小限必要な法律にはなり得る。これからだんだんとこの条文を整備をしてまいりまして、まだまだこのような状態ではないかと思ひます。最終的にはロンドン、ニュータウン法に近い法制にまで整備すれば、そのことによつてこの法律の目的とする工業の分散ということとは十分可能である、こう考へております。

○細谷委員 いまのお話で、この工業の再配置の問題については未完成のものだ、こういう意味のおこぼれであります。

そこで私のお尋ねしたい点は、これは四十二年のことでございますから、おそく通産大臣が自民党の幹事長をなさっておられる時代のことかと思うのであります。新聞等でもかなり書き立てられました工業立地適正化法案というものの要綱が発表されました。これはおそく工業立地適正化法というものもいま議論されております工業再配置促進法案とはほぼ同じな内容を持っておりますものかと思うのであります。四十二年の十二月にこういう法案ができてどうして提案されなかったのか。今回大体同じような内容を持ったこういう法律が出てきた。四年半か五年後に出てきたわけでありまして。この辺はどういう事情にあったのかお答えいただきたいと思います。

○田中中国務大臣 今度の法律案も考えようによっては工場再配置というものを六十年展望に立った工場立地の適正化法と呼んでも間違いのないものだと思います。いま御指摘がありましたように、四十二年に通産省で工業立地適正化法をつくらうとしながらできなかった。これは時が違ったということでございます。一つには時が違った。いまのように、過密の弊害、このままにいったらば一体どうなるのだらうかというような状態、それから工場の立地適正化をはからなければならぬ、誘導政策、禁止政策というものをあわせて行なわなければならないのだという考え方が、いまと比べものにならないほどであったということが一つあります。もう一つは、今度のものは、ちょうど要求しておる、何とかしなければならぬという国民の考えに対して答えを与えるように、助成政策を行なうようになっております。ところが、四十二年に通産省が考えましたときには、工場の適地でないようなところは許可しないような、制限をしようという立場からつくったものでございます。これは言うなれば官庁でつくるよりは制限をしようという感じでございますし、いまはだんだんと、議員が考える頭というものは、これは道を開いておけばずっと流れてくると

いう誘導政策を主体にするということの違ひがあらう。もう一つ、禁止をしよう、調整、禁止、抑制をしようという考え方に立つときには、ちょうど首都圏の中において住宅地域内において工場をつくってはならないとか、そういう意味で首都圏整備法の中で工場の新増設の禁止を行なうとか、それから都市計画法の中において工場地域や住宅地域や住居専用地区や、いろいろな地域を設けて、できないようにするとか、そういう他の法律との競合問題があったようにございます。いろいろな理由はありますが、結論的に言うとき、時が熟さなかつたということだと思つております。私も昭和四十二年、ちょうど時期を同じくして、自民党の都市政策調査会長として同じことを考えたわけですが、そのときは大綱を発表したというにすぎない。各党でもってみんな同じような方向で検討しまして、これはマスコミでもテレビでも取り上げ、相当な世論となつたわけでございますが、その当時、政府提案として立法をするに至らなかつたというのには、やはり機が熟さなかつたということだと思つております。しかし、いまになりますと、公害問題というものがこれほど起こつた中には、複合公害という問題に対しての考えが一つあります。もう一つ、いまださえないところになっていくところ、これ以上一体経済が膨張すると、その工場は都会を基盤にしてつくるのか。その場合は交通も住宅も地価も公害もどうしようもなくなる。こういう切実な数字が目の前に出てきたという場合には、これはどうしても工場の再配置を考えなければいかぬ。国全体から見れば工場立地の適正化を考えなければいかぬ、こういうことになります。が、少し時が早かつた、こう思ひます。

○細谷委員 通産大臣、当時幹事長、そしておそく先見の明といひますか、これからの問題というものは都市問題だ、こういうことを喝破されて、都市政策に取り組んだ通産大臣としては、どうも機が熟しなかつたということ、これはどうも私は聞きおこなうにすぎないと思つて、どうももつとほかに事情があつたかと思つて、いまのこと

ばはどうもほんとうに私が納得できる理由ではない、こう申し上げたい。

そこで、しかしこの工業立地適正化法の骨組みというものは、やや権力的といひますか、たとえば許可制がありますから、今度の立法と比べると権力的だ、こういふ、その辺が難点であつたと私も仄聞をいたしておるわけですが、どこも私が工業立地適正化法案と現在審議中の工業再配置促進法案と見比べると、今度の法案は誘導政策なんだ、だから権力的なものではないのだといひますけれども、四十二年のこの要綱を比較してみますと、どうもむしろ今回のほうが権力的ではないか。なるほど許可とか何とか使つておりませんけれども、特徴が二つあるのです。一つは工業立地適正化法案では、すべての計画立案、調査等をやるにあつて、政令の制定等も含めまして、関係都道府県知事の意見を聞くということがあるところに出てまいつております。そして許可制といふものはどこにあるかといひますと、県知事にあつたわけですね。ところが工業再配置促進法案といふ今度の法案を見ますと、県知事といふことは一べんも出てこないのです。地方公共団体の長といふことは一べんも出てまいりません。最後のほうに税とか何とかについてこの軽減措置をやつた場合あるいは誘導されていった工場の道路とかいろいろな基盤等について地方公共団体の協力といふものを要請されておるところに地方公共団体といふことが出てくるにすぎません。こういう点では許可とか何とか権力的なことばはありませぬけれども、今度の法律は主務大臣といふものが一切がつさいやつてしまふわけですね。けさも実は参考人の御意見を聞きました。福島県知事の木村さんは、県知事とか地方公共団体の長とか何とかいふことは書いてありませんけれども、そんなこといふと書いてあります、この法律が成立したしませんが、いづれにしても地方のほうは協力するのだから通してください、これが木村参考人のことばでございます。これは権力的でなく誘導的にやるのだといひますけれども、非常に

に中央集権的性格を持つておるのではないか、これが一つであります。

もう一つの特徴は、いま通産大臣が言いましたように産業公害といふのは今度の工業再配置法にはあまり出ておらないのであります。第一条の目的に環境保全、こういったようなことが出ておりますけれども、四十二年の要綱によりますと、かなりきびしく公害問題あるいは公害基本法に基づく公害防止計画といふものを踏まえていかなければならぬという厳格な規定がございまして、こういう点で誘導的だといふ形で権力的でないように見えますけれども、きわめて中央集権的な法律の性格を持つてはいないか、こういうふうに私は考えざるを得ないのであります。

もう一つ例を申し上げたいのでありますけれども、昨年の国会で成立いたしました農村地域工業導入促進法、この法律を見ますと、基本方針は主務大臣が定める。基本計画は都道府県知事が定める。そしてその実施計画は都道府県または市町村がきめて主務大臣に対してそれを送付する。そして、こういう基本計画なり実施計画を定める場合に都道府県や市町村は、この法律の第十八条で、条例で審議会を置いて、その審議会の意見を聞くことができる。こういうことになつておる。この法律は、地方を無視した、表面上はきわめてやわらかい誘導政策をうたつておりますけれども、きわめて中央集権的な法律ではないか、こういうふうに見ざるを得ないのでありますけれども、いかがですか。

○田中中国務大臣 工場の全国的な再配置を考えておるのでございまして、これを実行するために必要な法制であり、組織をつくらう、こういうのであつて、権力的にどうしようという考えはございませぬ。これは個別の地方問題として地域開発を行なうという場合には、全国的視野に立つて、水、土、地、労働力、地方の特性、こういうものも十分勘案しながら、六十年展望の二次

産業の理想図というものを描くための推進政策だ、こう考えておるわけですが、そういう意味で、国が責任をもって、俗に言う公営住宅法のような状態で、こういう法制になっておりますが、審議会の委員等には、地方公共団体の代表を入れるとか、もしあなたの指摘をされるようなことが、事実起こるといふようなことは考えておりませんが、しかしそういうことの起こるおそれがあるのもう少し考えたほうがいいだろうということであれば、将来的に、国全体の立場から均衡ある地方の発展ということを進捗するわけですが、地方公共団体や地方住民の意思が無視されるなどということではならないし、そんなことは全く考えておられない、これは地方公共団体と住民が一体にならなければできない仕事であります。そういう意味で、法制を整備していく過程において、付加するものがあれば、いろいろなことを考えて一向差しつかえない。これは通産省だけでもって一方的にものをやる、権力的にものごとくして、そういう考えはごうもない、こういふことをひとつよく御理解いただきたい、こう思います。

○細谷委員 そこで、ごうもない、こういふことではありますので、私は、法律案の条文に従って質問をいたしたいと思います。

第三条で工業再配置計画、こういうことがうたわれておるわけですが、まず質問の順序として、第三条三項について質問をいたしたいと思ひます。この工業再配置計画というのは、全国総合開発計画、それから三つの整備計画、それから北海道の総合開発計画、まだできておりませんが、北道道の総合開発計画、それから農林地域工業再配置基本方針その他の法律の規定による国の計画との調和が保たれるということでありませうけれども、この法律案というものは、その一端をなすべき事業団法の改正によりで上る工業再配置・産炭地域振興公団というものが、産炭地域振興事業団の発展的な解消という形を帯びておる以上、この第三項の中に産炭地域振興計画というものが

ないというのはおかしいのではないかと、こう思うのであります。と申しますのは、工業再配置計画というのは全国総合開発計画に基づけばよろしいわけですが、端的に申し上げれば、北海道総合開発計画も、これからできます沖繩振興開発計画も、全国総合開発計画の中に織り込まれておるわけですから、それとさえ調和を保つておればよろしいわけでありませうけれども、個別にあげてまいりました。そして昨年できました農林地域工業導入基本方針、こういうものだけ書かれてあるわけですね。そして産炭地域振興計画というのは全然ないわけですよ。私は、この第三条三項は、全国総合開発計画その他の法律の規定による地域の振興または整備に関する国の計画と調和を保つということであつたわけであるなら文句を言いません。具体的に個別法をあげておるわけですね。たとえば昨年できました農林地域工業導入促進法におきましては、国土総合開発計画、首都圏、近畿圏、中部圏、北海道、新都市、工業整備、山村振興、農業振興、過疎地域振興その他の法律の規定と、こういうふうな列挙しておるわけですね。そういうことからいってみますと、産炭地域振興計画というのは、農林地域工業導入基本方針に基づく計画と同列なんですよ。生まれは、大臣御承知のやうに早いわけです。ところが、それを書かないで、「その他法律の規定」といって「その他」に入れたということは、この法律をなすべき公団との連関からいって、私はこれは問題がある。これはどうしても産炭地域振興計画というものは入れていただくべきである、それが筋だ、また入れていただかなければ承でできない、これが常識だ、うと思ふのであります。いかがですか。

○田中農務大臣 そんな四角ばったことで入れなかつたのじゃないのです。これは修正して入れていただいても一向差しつかえないのです。これはほかの大臣が所管しておるものは、これは列挙しなければならぬということですが、産炭地域振興計画もこの工場再配置計画の基本計画も、これは、通商産業大臣が定めるのでございま

す。そうしていうならば、この法律も制度も、見てみますと、産炭地に付加してこの工場再配置計画でいくと、いままで芽を出せなかつた、その実効のあがらなかつた産炭地域振興が可及的すみやかに実効があるようになる、これはだれが見てもそうなるのです。そういうことで、これも公団も一緒にしよう。また、この法律が、産炭地振興のために非常にいいし、プラスになる。それで、同一の大臣が主管大臣であるということでは書かなかつただけなんです。これはもう当然調整も行なわれるし、無視されるはずはありません。もともと全く不可分のものであるというやうな立場で明記しなかつたにすぎません。しかし、ほかの省の大臣の問題、ほかの主管者が違ふ法律は、これはやはり列挙すべきだろうということでは、列挙したにすぎないのです。ですから、通産大臣といえども、法律が違ふんだからやはり並べて書いたほうがいいといへば、それは書いても悪いこととは何もありません。そういうすなおな意味でひとつ読んでいただきたい。

○細谷委員 私もきわめてすなおにお聞きしてゐるのですが、いまの大臣のおこぼを聞きますと、おそろしく大臣の最初の考えというのは、工業再配置計画は、全国総合開発計画その他の規定によるという方をしたかつたんだらうと思ふのです。それが私は一番姿としていいと思ふのです。ここまで列記してきましたと、農林地域工業導入促進法というのは、あなたも主管大臣ですよ。農林大臣と共管でありますけれども、主管大臣であります。しかし、おれ一人のものだけは入れないで共管のものを入れたということになりまうと、なわ張り根性をここに持ち込んだということとです。これはよろしくないです、反対に解釈しますと、でありますから、これはこの法律のていさばかりじゃなくて、この法律がよつて来た経過からいっても、産炭地域振興計画というものは、農林地域工業導入基本方針よりも先に生まれてゐるわけですから、沖繩振興開発計画との間にこれは入れておくべきで、あなたの主管だからお

れがかつてにやるんだからということでは法律は許されない。私物じゃないわけですから、ひとつぜひそうしていただきたいと思ひます。いかがですか。

○田中農務大臣 入れてじゃまになるものじゃありませんし、明確になることとていいますから、これは私は列記することに異議はございません。

○細谷委員 そこで第三条の一項についてお尋ねしたいのであります。「通商産業大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて、工業再配置計画を定めなければならない。」こういうふうな書いてあります。私は三項で大臣がきわめてすなおに、おれの主管だけれども入れよう、こういうことになりましてから、私はあまりここでこだわつた議論を申し上げたくはございませんけれども、工場立地及び工業用水審議会の意見を聞くということになりますと、現在通産省設置法で二十八の機関がございます。工場立地及び工業用水審議会というの、産炭地域の振興に関する重要事項を調査審議する産炭地域振興審議会も同列のものであります。これは通産省設置法二十五条に書いてあるわけですね。しかも私はこの問題について、産炭地域振興審議会が、いわゆる二十五条に基づく審議会が、昨年の十一月二十四日に「今後の産炭地域振興対策の推進について」ということで次のような建議をいたしております。簡単に読んでみますと、「産炭地域への企業導入にあつては、国の立地政策の効率的実施の観点から、過疎過密対策としての全国的な規模での工業の分散再配置対策として十分な配慮し、工業の誘導地域としての調整について十分に配慮し、工業の誘導地域としてすぐれた条件を有している産炭地域への企業進出を促進すべきである。そしてその次に「政府の当面の景気浮揚策としての公共事業の実施にあつては、公共投資の効率的実施の観点から、産業基盤の先行的整備が必要であり、かつ、比較的土地取得の容易な産炭地域において積極的に実施すべきである。」こういう建議が出ております。

この建議の精神をくんでまいりますと、工場立地及び工業用水審議会と同様に、私は産炭地域振興審議会の意見を聞くということをこの間に入れるべきではないか。そうなると、全国総合開発のほうの審議会みたいなものも入れなければいけぬ、産業振興のほうも入れなければいけぬといふことになって、いろいろ問題があるとするならば、これをどう具体的に解決するかという具体的な問題があります。私はいままでの経過からいいますと、産炭地域振興審議会というものをいれたいと思ふ、こう思ふけれども、二つの審議会に聞くという問題はありますから、この辺をどう大臣として考えているのか一つ。

もう一つは関係行政機関の長に協議することであり、通産大臣は関係行政機関の長に協議すると同時に、やはり都道府県知事の意見を聞く、こういうことぐらひは、先ほど私は指摘した点から、公害問題もあり、いろいろ重要な問題があるわけですから、やはり知事の意見を聞くぐらひはこれに入れていかなければ、ほんとうの意味の誘導的な工業再配置計画といふのは生まれてこないんじゃないかと思うのであります。いかがですか。

○田中(農務)大臣　まず第一点は、産炭地域審議会の意見を聞くということ。あなた自身もいま述べられておられますが、二つの意見を聞けば三つの意見も聞かなければならぬ、四つにも五つにもなる、これはそのとおりです。これは実際に低開発地域工業開発促進法とか山村振興法とか離島振興法とかいろいろの審議会がございますから、これは全部聞かなければいけぬ。これは制度上もそういうことはむずかしいのです。法制の上でまづかきいって非常に複雑になり、これは法制上もやっぱりの審議会というものが望ましい。これはもうそのとおりだと思ふ。しかし実際の産炭地域振興の意見を聞くためにどうするか。産炭地域振興に対する権威者とか関係者とか、そういう産炭地関係者を委員に追加するということとで足りるわけでございます。これは審議会の委員

に有識者、その道の権威者、代表者を入れるというところで十分調整はできると考えております。

それからもう一つは、地方の長の意見を聞かなければいけぬ。これも意見を聞いて悪いことは何もないのです。当然地方の開発でございいますから、関係機関の長の意見を聞くことも、地方の代表者の意見を聞くことも法制上整備しても私は何も問題はないと思ふ。が、これもいまの産炭地審議会と同じように、都道府県知事、地方の代表といふものを審議会の委員に入れますから、そういうことで十分意見を反映する、これはもちろんそういうことでなければならぬ、こう思っております。将来的に私もいま御発言がございました地方の長、これは全部入れるということになるとどれだけ一体、各市町村長みな入れるということにもなるでしょうが、そうではなく、審議会の委員に網羅をするということでも十分反映できるのではないかと、こういふ思っております。

しかし将来この法律を運用していく過程においていろいろな具体的な問題が起つてくれば、それは考えていかなるべき問題である。現時点においては、審議会の委員に入れることによって、あなたが指摘をされた問題に対しては解決が十分可能である、またそうするつもりである、こういうことでございいます。

○細谷(委員)　現在産炭地域振興審議会の委員といふのは三十二名おるようであります。各ブロックごとに地域部会というのがあります。そこにもそれぞれ委員の方がおるようでありまして、合計関係者は四十八名ぐらひおるようであります。工場立地及び工業用水審議会の委員といふのは全体として三十名のおるようであります。規模からいいますと産炭地域のほうが大きいわけですね、人数だけできまりませんけれども、この第三条の第三項で計画に入るわけでありまして、必然的にその積み重ねということになるわけですから、私もこれ以上この問題について議論はいたしませんけれども、少なくともこのねらいといふものは産炭地域振興審議会が言ったように、農村工業導入、こ

ういふ問題、それから産炭地域、いままではやはり事業団を中心としてかなりの土地も造成しておりますし、工場も誘致いたしました。今後またあいう中核企業といふものを重点を置いてやるということになりますと、いろいろとやはり密接な関係といふものを持つてくるわけでありまして、十分にそういうものが効果的に実効があるように活用されるような体制を整える必要があると私は思っております。そういう点でひとつ十分な御配慮をいただきたいと思ふ。

そこで、これは大臣ということにはならぬと思ふわけでありけれども、通産省の事務当局に工業再配置関係指標、こういうことで、その中に昭和六十年における地域別工業出荷額、こういうものが工業再配置といふものをやっていた場合と従来の立地傾向を延長した場合に起こるであろう差異といふものを指標としてあげております。最近建設省のほうでこの通産省の指標とは別途に地域別工業出荷額、こういうものを一定のフレームをつくりまして作業されたのが新聞に出ております。これは残念なことだ結論じやありませんが、これは出たおりに、それがどういふ形で産業基盤の整備なり生活基盤の整備なり等をやっていくか、それに要する経費といふのがどれぐらひかといふことが明瞭になってまいりますと質問が非常にしやすいのでありますけれども、まあ建設省のほうではできておらない。そしてこの通産大臣のものは一〇%の成長率でありますけれども、建設省のものは八・四%という成長率を前提として作業しておるようであります。その辺の数字の差が出てきておるから、一〇%が是か八・四%が是かいろいろと議論したいのであります。与えられた時間がありますからそういう点だけを申し上げて、私の質問したいことは、通産大臣の工業再配置関係指標としていろいろと書かれてありますけれども、地域別工業出荷額の中において産炭地域振興といふのは全国に全部べたにあるわけではございませんから、たとえば北海道なり九州等では、この指標の運用においてどのぐらひのウ

エートを北海道なり九州なり常磐等では持つておるのか、めどがついておたらひとつ教えていただきたいと思ふ。

○田中(農務)大臣　御指摘の工業再配置目標でございまして、いまだ通産省の公式的な数字でございまして、本法案の成立を見ましたときにこの法律に基づきます計画をいたしましたとき、経済企画庁はじめ関係各省と協議いたしました。これを策定したいと考えておるわけでございます。

御指摘の数字は暫定数字でございますが、昭和六十年までの工業生産の伸びを年平均一〇%と仮定して計算をいたしましたものでございます。これによりまして、いま御指摘のたとえ北海道あるいは九州について申し上げますれば、六十年の工業出荷額について北海道が約十六兆、九州が三十一兆、こういう数字になるわけでございます。十四年からの年平均伸び率でこれを見ますと、北海道は一・六・八%の伸び、九州が一・五・九%の伸び、こういう形になるかと思ふ。そして北海道及び九州の産炭地域の伸びをこの伸び率でかりに計算をしてみますと北海道は一兆八千億円、九州は一兆三千億円と、一応そういう数字になるわけでございます。もともと昭和四十六年の十二月に策定された産炭地域振興実施計画におきまして昭和五十七年の産炭地域の工業出荷額、これを北海道は九千億円、九州は六兆四千億円と見込んでおるわけでございます。先ほど申し上げました数字、すなわち現在におきます産炭地域のシェアが北海道なり九州そのまゝといたしまして、そしていまの工業再配置の暫定数字の伸びでそのまゝまいりますとすれば、五十七年北海道一兆八千億円、これに對しまして現在の産炭地域振興計画は九千億円、約倍という形になるわけでございます。九州につきましてはいまのような仮定の計算でいたしますと一兆三千億円、これに對しまして産炭地域振興計画では六兆四千億円とこれまた倍に近い形になるわけでございます。以上申し上げました数字はあくまでシェアを固定し

て考えましたこともございまして、この点につきましては、先ほど来御指摘のように、当然今後の作業の段階で両者の調和に十分留意してつくってまいりたい、このように考えておるわけでござい

ます。

○細谷委員 大臣、いまこれは言ったんですけれども、私の質問のつばをお答えいただいてないんですけれども、大体そういうことでしょうか。昨年の十二月二十八日に決定されました産炭地域振興計画に基づいて地域別とそれからこの通産大臣の指標とについて私が試算してみまして、これは五十七年までしかありませんし、こちらのほうは四十四年でありまして、一応私なりに一〇〇%の成長率ということで五十七年を六十年に修正いたしました。それで概算でありますけれども、北海道は四十五年に工業再配置目標の一兆五千二百二十億円に対して産炭地域振興計画のウェイトはおおよそ一六%であります。ところがこの指標に基づいた六十年に産炭地域振興の五十七年をエクストラポレートしてやってみると概算いたしますとおおよそ七・六%くらいになります。ずばり言いますと、北海道は工業再配置目標をやっていく間に産炭地域振興の基本計画は現在のウェイトよりほぼ半分くらいになるということになります。九州のほうはどうかといいますと、工業再配置目標の四十五年と、この六十一年になりまして、同じようなことで概算してみますと二八%程度になります。言いますと、これもおおよそ半分くらいになります。現在のウェイトより半分くらいになります。現在、こういうことであります。そうなるわけではあります。これは一口に言って、工業再配置計画と、この六十一年の目標と進んでいった場合に、北海道ブロックにおいても九州ブロックにおいても産炭地の地位はいまより相対的にまだ陥没する、そういう結論になるわけでありまして、ここに私はこの数字から読んだ限りにおいては産炭地域振興計画の位置づけというのは、少なくとも全国、しかも工業化をやっていく産炭地審議会の建

議という精神からいって、現在の位置よりも半分くらい下の位置に下がるということでは、どうも全体計画の中の調和、格差の是正、こういう点から問題があると思うのであります。私のこの概算からいく議論というものは誤りかどうか、いかがでしょうか。

○田中(考)政府委員 ここに書いてある数字そのものが工業再配置目標を六十年に置いた暫定試算でございます。いまいろいろな書き真をかこうと思っておるのですが、とにかく工業の再配置を行なわなければならぬ。また六十年を展望して二次産業比率の平準化という姿を描き出さなければならぬという必要性はわかりますけれども、まだ細かい地方別、地域別、産業別の計算は全くできていないのです。私がいままで計算をしたいろいろな指数を持っております。もう一つは、通産省が各局でまとめた指数というものを一応試算して計上しただけなんです。ですから、この法律ができて審議会ではどのように計画をすればこの数字よりも相当変わってくるものが出ます。また、そこで変わってこなければならぬんです。また、この予測の調整を必要といたしますから、そこで産炭地域にウェイトを置く。これは今度の誘導地域に第一次産炭地を指定する、全部指定するということになると思いますが、そうすると、今度産炭地のウェイトは全く変わってきますから、これは積み重ねの数字そのものが違ってくるわけです。ですから、この数字を基礎として、あなたが手持ちの資料で計算してみるといろいろな結果が出ると思えますが、もし、そういう結果が出るとすれば、産炭地のウェイトをいまより落とすようなことをしないためにこの法律をつくるのでございまして、そういうことはいたしません、そういうことにならないようにいたします、こういうことでひとつ御理解いただきたい。

○細谷委員 いろいろな結果だというわけで、大臣、私の試算したものは、当たらずといえども遠からずであって、大体この指標でいったとすると、先ほど申し上げた建設省の八・四と通産省の一〇という目標で大きく違ってくるのは、関東、東海、近畿です。あとこのところはコンマ以下のところの違いしか出ないのです。でありますから、いろいろな前提でシミュレーションをやったにしても、私の言った方向、現在のウェイトよりおおよそ半分ぐらいいか、あるいは六割ぐらいいの相対的な地位にしかならぬという考えは、この振興計画と大臣のこの指標に基づいて見る限りは、私は計算は一つしかないと思う。そういうことであります。

そこで農林省にも詳しく聞きたいのでありますけれども、四月十一日に農村工業導入促進法の計画案というものが新聞等で発表されました。時間がありまじからその内容だけを申し上げますと、昨年の十一月二十五日に農林大臣代理である山中国務大臣と通産大臣と労働大臣で定められた基本方針に基づいて、各ブロック、県が策定した結果は、残念ながら政府が決定したこの基本方針よりも工業出荷額において二〇%へっこんでいるのです。雇用労働力において二〇%へっこんでいるのです。その雇用労働力のうちで農村労働力をどれくらい吸収するかというのを六十万と予定しているのに四十七万しか計画には出てきていないのです。工場用地のほうだけはちょっと計画より上回っております。これはどうも農林工業導入促進法もあるいは産炭地域振興というものも今日まで長い間の経験を踏まえてみていろいろ困難がありますから、よほどのことをやらなければ、いま私が試算申し上げたように、現在の地位よりも相対的な地位は半分以下になってしまふ、あるいは六割ぐらいい九州はなってしまう、こういう結果が出るのは当然でありまして、そこに私は配慮を要すると思うのです。

そこで大臣にお尋ねしたいのでありますけれども、いま産炭地域というものは全部誘導地域に指定されることになるのではないかとおことばがございました。しかしさきほどの参考人のことばの中に、いや、産炭地域に指定されておる地域

は二条指定と六条指定ということで大別されますけれども、二条指定の地域の中で落ちるといって、二条指定の地域に落ちるといって、総理大臣の足元の山口県は落ちるのだということばがありました。いま、石炭を掘っている、掘っていないにかかわらず、石炭のたいへんな後退によりましてその地域社会が破滅しているわけでありまして、この計画に沿うようにという、三条三項の点について大臣は、進んで法律を直してもいいということでありまして、産炭地域として二条に指定されておる地域は間違いなく誘導地域として指定されるべきものではないか。むしろ二条地域の中には現在の指定都市なども入っているところもありまして、それで若干問題がありますけれども、原則として私は産炭地域振興の臨時措置法の二条指定地域は全部誘導地域として指定されるというお約束をこの席で大臣からいただきたい。いかがでしょうか。

○田中(考)政府委員 北九州市のような大きな都市があるということ、こういうところは誘導地域から除くというように考えておるようでございます。私自身もまだどこまでいかに承知いたしておりますから、十分勉強しなければならぬと思っております。この間、宇部の炭鉱地帯の周辺に実際に行き、終開山が行なわれているために住民数がどんどん減っており、いろいろな陳情を受けました。この問題は現実を調査しようということでございます。この指定に対しては、この法律目的が達成されるような状態でなければならぬ、またこの法律の適用を受けることによつて工業比率が向上しなければならぬ地域であるならば、当然指定しなければならぬわけですが、いま考えておる案については技術的、事務的に事務当局から一べん説明をさせまして、政治的に判断をする面があればその上で判断をいたしたいと思っております。

○田中(考)政府委員 御指摘の点でございますが、問題はやや法律技術的になりますけれども、二つあるかと思っております。第一番目は二条の二項

名、監事二名。監事を一名ふやし、理事を三名ふやし、副總裁が新規に二名ということでございます。そういうことで、この二名あるいは命令二途に出でてというような感じもいたしますし、これは一人でいいじゃないか。これはある時期一人でもいいかもしれませんが、いま私はやはり二人のほうがいいと思つて、私がしたのです。相当私がかんばつてやつたのです。これは新しい公団として発足をするときに、産炭地だけに集中してしまつて、新しい仕事がかたでしかない場合も困るものです。また新しい仕事ばかり興味を持って産炭地が従になつたら、これこそえらいことになりまゝす。そういう意味で、産炭地域振興事業団よりも大きな公団とすることによつて、いまよりもつと実をあげようということでありまゝすから、産炭地担当の副總裁というのは必ず一人要る。そしてもう一人は新しい方面、全国的な計画をこれから練り直したり、各地方知事等と連絡をとつたり、産炭地とは別ないろいろな面から検討を進めなければならぬ面があります。新しい公団の任務がありませんので、そういう意味で二人置いたのです。それで、それを統括するのは總裁である。総裁は現実的にはいま産炭地に金をつける以外にないのです。産炭地を中心にして誘導地域に指定をし、事業を進めていくということが主体になります。ですから、言うなれば二人の仕事というのはあるのです。そして、ある時期に産炭地の仕事は終われば一人になつてもいいかもしれません。産炭地の仕事が完全に終わつてしまつた、そして産炭地以外の仕事だけということになれば別であり

ますが、いまは産炭地を専門にやるという人がどうしても必要であるということで、異例でございましたが、特に二人にしてみたらたのです。そういう意味で、専門家を一人どうしても必要であるということ、それから全国的に勉強する人ということで二人にしたわけでございますから、二人にしたことによつて権限上の問題を起したり、どうも集中的に産炭地の振興がでないというところではまた逆でございますから、そういう意味で理解をしていただきたい、こう思います。

○鴨田委員長 次は桑名義治君。

○桑名委員 私は、一番最初に公団の分からお聞きをしていきたいと思ひます。

今回の産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案でございますが、この問題につきましましては、非常に産炭地の問題が後退したのではないかと、非常に意味の事柄がいろいろさやかれてもおりますし、またそのような危惧を抱くものもございます。また、一部新聞の中にも、いわゆるひさしを貸しておもやを取られる心配があるというふうな論議を展開している新聞もございます。そういう立場から、今回の法改正は産炭地域に対する国政上の位置づけが後退したのではないかと、こういうふうな心配をするわけでございますが、この点について大臣の所見をまず伺つておきたいと思ひます。

○田中大臣 全くそうではありません。これはもう産炭地域振興事業団はずっとございまして、なかなか実効をあげられないということでございます。それはどういふことかと、産炭地の実態は、産炭地域振興事業団というものが地元を要請を受けて、そして地元が工場誘致をするという体制でございました。それではなかなかいいものが行かないということで、今度は高い立場、国の立場から、集中しておもやを分散をせしめる、分散をせしめるだけではなく、これからなお拡大をする二次産業というものは、従来のように大都市に、拠点都市には集めない、新しい産業立地の計画を進めて、そして均衡ある発展をは

かろうということでありまして、そしてその過程においては、全国に地域的に必要な、また適合する産業の種類もこれから検討してまいります。こういうことでありますから、産炭地に対してはこういう事業を持っていきたい、また移転の希望のある者に対しては全国にこういうものがございまして、紹介したり、情報提供の役目もでございますし、いろいろなことが行なえるわけでありまして、いままで産炭地域振興事業団としては、規模が小さくて全国的なものとしてできなかったものが、今度はできる、こういう考えでありますし、とにかくさしあたり百五十億という金は、いま産炭地域を指定すればそこが一番早く仕事にかかれるわけでございます。そういう意味で、産炭地域振興事業団というものが活に入り、二つ合わせればもともと、とうとうたる流れになる、一本の水がちょろちょろ流れておったものを、今度は水を合わせることによって大きな流れにしよう、こういうことでございまして、産炭地域のウエートを軽くするものであるという議論は全然逆であるというところをひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○桑名委員 通産大臣の説明を聞いておりますと、実に大きく前進をしたような感じを受けるわけでございますが、またその反面に、新しい公団をつくるには現在の段階では非常に抵抗がある、そういう意味から今回はこの産炭地域振興事業団法の一部を改正するという形をとりながらこの公団をつくった、こういう考え方もありますし、あるいは石炭会計は一応四十九年度まで、それから今回の答申も一応五十年までの答申をお願いしているというふうな、そういう面からいろいろと考をいたしてまいりますと、今回のこの法改正の措置というものが、産炭地域に対するいわゆる国政上の位置づけが後退をしたのではないかと、一応の論議は私は立つと思ひます。それと同時に、参議院におきましてはもう石炭は解消をした、こういうふうな事柄もございまして、あるいは、これはうわさの域を脱しないわけではご

ざいですが、いままで産炭地にはいろいろとばく大なお金をつぎ込んできた、ばく大なお金をつぎ込んで、これはちょうど砂の中に水をつぎ込むみたいなもので、どんどん吸い込んでしまふ、切りがない。国政上のベランスの上から見まして、もうそろそろここから産炭地の特別の処置というものは考えなければならぬ時期ではないか、そういう考え方も多少あるわけでございます。そういういろいろな問題を合わせてみますと、なるほどこういうふうな同居のような公団をつくつておけば、時期が来た場合にその産炭地振興に対する部分を削減することは非常に抵抗が少ないであろう、これは非常にうがった考え方を持っていられませんが、そういうような考え方をさせていただきます、そういう危惧の中で私はこの問題を提起したわけでございます。大臣のお考えは前の答弁でわかつたわけでございますが、そういう危惧があるということで再度大臣の御答弁を願ひたいと思ひます。

○田中大臣 産炭地域振興事業団とは全然別にこうした再配置公団をつくつても一向差しつかえなかつたのです。しかし、そういうことをするよりも、この再配置というものは、これはやむを得ずやらなければならぬ仕事である、しかし産炭地域振興も必要不可欠のものである。同じ通産大臣の所管のものをつくる、こういうのですから、これは一緒にすることによってメリットがあるかデメリットがあるか、こう考えるのはあたりまえであります。

これはメリットはあるのです。なぜか。今度三美美町という大きなものが閉山したわけですね。北海道の美幌といえども炭鉱の町だということ。こういう美幌が、八万人おった、それが六万人になり四万人になり、今度の閉山になってそれが二万人に減るかもしれないときに、さて何か産炭地域振興事業団で仕事ができるかというときに、いまの産炭地域振興事業団だけではなかなかあそこにとまかつた工場は来ない。私は閉山とか

あの人たちの全部をそへ出すなどということ考へる前に、できるなら定着をさしたい。そればかりではなく、労働者だけじゃないのです、町全体が分散しなければならぬようになる。そういう考へでいろいろやってみたら、産炭地域振興事業団法以外に国が誘導政策を進めてもらうということであれば、われわれも犠牲に應ずるし、協力いたします。こういうことで、美幌に対しては、いま三菱と交渉しております。一カ月続ければ一億ずつ損をするというのだから、二年間損をすれば二十五億損害が累積するわけでありまして、単純計算をすれば、長い歴史から見ても、二十五億赤字が出たと思つて三菱の工場を持つてきなさい、しかしこれは、やはり国も地方も誘導政策も行なわれなければ、私はそんな無理な炭鉱というものは石炭を掘ることによって町づくられたところでございます、必ずしもほかの産業の適地であるかどうかといった、なかなかむずかしい問題があるのです。そういうときに、この工業再配置法が通れば、美幌には工場をつくらなければいかぬというようなことが現に議論されているのですから、それだけメリットである、私はそう思ふのです。だって、この法律によるいろいろな施策が附加されるのですから。いや、これは美幌が一番いい例であるから申し上げているのでございまして、この法律によつて、この制度によつて附加されていくのでありますから、少なくとも産炭地の振興には裨益し、貢献をする。しかもこれは国会でもこれだけ答弁をしておるのでございまして、これは国会で常にこの公団の、この法律の運用に対しては絶えず議論になるわけですから、後退するわけはないのです。あなた方がみんな黙つてしまつて、もう産炭地域振興というものは要らないんだということになればこれは別でございますが、そうじゃない、これだけ法律をつくるときに審議をしていただいて、これから予算をつけるときには、ちゃんと去年は予算のうち産炭地域に幾ら使われたか、そうすると前年の、この公団ができなかつたときの実績と比べてみれば、

これはもう申すまでもなくこの法律は、この制度というものは産炭地域振興に貢献をするものである、これは私はこういうことに評価されるという自信を持っております。

○桑名委員 いまいろいろな産炭地についていわれるば色のビジョンをお聞きしたわけですが、いいます、いずれにしましても先ほどから私が申し上げたような危機が起らないように、今後積極的な姿勢の中で運営に努力をしていただきたいと思ひます。

それから、先ほどから一応問題になっておりましたが、いわゆる工業再配置促進法案の第三条でございすが、この中で「工業再配置計画は、全国総合開発計画」云々とたぐさんのいわゆる開発計画がのつておられます。その中で、いうならば産炭地域振興計画が含まれていない。これは当然そういつた先ほどの大臣の御答弁のようであるとするならば、これは挿入をすべきではないか。それはもちろん主管大臣でございすが、おれのおれではいでもなるんだといわれればそれまでではございすが、やはり法律というものは明確にしておく必要があるわけございまして、そういった明確になっているか、なっていないかというところに政府の一つの姿勢がうかがわれるわけございまして。そういった意味からも、この中に入れるべきではなかったか、こういうふうにご考慮をわけございすが、その点について大臣の所見を伺ひたい。

○田中(芳)政府委員 先ほど申し上げたわけですが、明確に申し上げますと、産炭地域振興計画は法案の第三条第三項の「法律の規定による地域の振興又は整備に関する国の計画」これに含まれるものだ、こういう認定に立っております。それからもう一つ、工業再配置計画は、当然産炭地域振興計画と調和を保たねばならない。第二の認定でございまして。第三は、産炭地域振興計画も工業再配置計画も、ともに通産大臣が単独に策定するものであるという第三の認定があるわけ

でございます。そういう意味で、もう工業再配置計画の策定にあたっては、産炭地域振興計画というものは不可分であるという認定に立ってこれを特記しなかつたということございすが、特記してしまふことになるものじゃございせん。そうして同じ通産大臣の所管であっても農村工業導入法というものが書いてあるじゃないか、これは通産大臣も農林大臣も共管じゃないか、こういうことでございすが、私はだから私に私に私の説を固持するものじゃございせん。これは法律に書いてあるのも一向差しつかえないものである。これはいま申し上げた三つの認定の上に立って法文としては書かなかつたというにすぎない、他意ないものである、こういうふうにご御理解を賜わりたいと思ひます。

○桑名委員 それと第三条の三項の問題でございすが、ここに「国の計画」との調和が保たれたものでなければならぬ、こういうふうにごうたい上げてあるわけだ。概括的にいいますと、このことばで一応わかるわけだ。ところが、個々のいわゆる整備計画なりあるいは振興計画なりがあるわけございすが、この調和の一致点というものは、どういふふうな形で調和さしていいものか、話合ひの場所といたしまして、あるいはどういふ形でこの調和というものを現出していこうとなさつておられるのか、具体的に何かここにお考えがございせんか。

○田中(芳)政府委員 法律案の第三条第一項に明記してございまして、工業再配置計画をつくります際は関係行政機関の長と協議するといふ形になっておるわけございまして。そこで第三項でいま御指摘の計画との調和がうたわれておるわけございまして、この両者を密接に結びつけますために、関係行政機関の長と協議という段階で計画相互間のすり合わせ、調和をはかりたい、このように考へておるわけでありまして。

○桑名委員 そうしますと、先ほどから一つの議論にもなつておりましたが、言うならば産炭地の審議会の意見はどういうところかしんじやうされていくのか、いわゆるこの協議のときにそういう審議会のメンバーをこの協議の中に入れておきたい方法を考へることがベターではなかつたか、こういうふうに考へるわけですが、その点についてはどうなんですか。

○田中(芳)政府委員 産炭地域振興審議会は通産産業大臣の諮問機関という形でございまして、関係行政機関の長とはその意味で違つたポジションにあるのではないかとごうたい考へておられます。そこで法律の第三条第一項で「工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて」という形になつておるわけございすが、この工場立地及び工業用水審議会の意見は、産炭地域振興審議会の委員あるいは産炭地域に深い学識経験を有する方々を追加いたしました、その場を通じまして産炭地域の御意見を十分拝聴する、こういう形にいたしましたと思ひておるわけございまして。

○桑名委員 その点は十二分に今後とも御配慮を願ひたいと思ひます。今回のこの法律をいろいろと検討さしていただきますと、この工業の再配置促進についてはいわゆる税の減免措置あるいはまた移転をする企業に対する財政措置、そういった事柄が一応中心になつておるわけございすが、工業再配置というものがそういう金銭的なものを導入することによって、はたして成功するかどうかという、この問題を非常に危惧するわけございまして。それはもちろん当然そういう減免措置あるいは企業に対する財政措置が必要ではございまして、けれども、このみではたして工業の再配置が促進できるであらうか、この点が非常に心配でございまして、その点はどういふふうにお考えでございましてか。

○田中(芳)政府委員 工業再配置というものは確かに産業立地、産業の立場からメリットがなければならぬ。都市に集中を過度集中心の現象を起したということは、それなりに都市集

中のメリットがあつたからであります。いまは、産業はこれ以上寄つてこれらと困るのです。なぜかという、一番わかりやすいのが東京でもって車が一台増車されると、車を運行する人は別として国民の立場からいうと千五百万円年間道路の維持補修費を負担しなければならぬわけございまして。全国平均で見れば五十万円でありまして。五十万円が済むものを過度集中を是認することに

よつて三十倍の千五百万円以上を負担しなければならぬという現実でございまして。ですから、いまでも工場が一つ東京にできることによつて国民全体の負担は驚くべき増大をするわけございまして、しかし、その企業の独立会計の上からいふと企業としてはまだペイラインに乗るのであります。産業の一つのバランスの上からの利益を確保するために、国は何倍、何十倍という負担をいられるわけでありまして、そういう意味で、大きな意味からいふと工業の再配置というものはからなければならぬ。そういう意味で都会の中では工業用水のくみ上げを禁止してあります。住宅地域や指定地域内に工場の増設は禁止しております。それからある一定規模の工場は、ある時期にはもう出なければならぬようになっております。それから今度自治省が考へておるよう、事務所税も考へております。複合公害という面から考へれば、必ず公害費用負担はうんと大きくなります。そういう面からだんだんとしぼられてまいりますから、うんとしぼつていけば、ちやうど通産省が四十二年に考へたように押えつけないことになれば、これは必ず出ていきます。しかしやがてその前にどうしても誘導政策を前提に、先にすべり出す。助成政策と誘導政策をやつて、しかる後に禁止政策というものが合はさつてきて逆の流れになるわけでありまして。どうしても東京や大阪に集まるのが得であれば来るにきまつておるのであります。これはとめられませんが、ですからこの工業立地の流れが変わるかといわれまして、これにだんだんと付加していくということに――いま

まで産炭地域振興だけでは現実的に産炭地域に工場が行かなかったわけですね。しかし今度それにプラスをした政策をやることによって、だんだんと地域の振興ができるようになるわけでありまして、これは誘導政策や補助政策だけではできない場合には、反対の面は禁止政策をとればいいわけですね。

これは一番簡単なのは、西ドイツでもって自動車で重い物を運ばれると国民の負担がうんとかかるので、中距離は鉄道に乗せたい。鉄道から今度遠距離は船にしたいということをやるときには、ある一定規模のものを自動車と運ぶとべらぼうにも高く高い。日本の税の十倍という高い税金をかけておるわけですね。そして経済ベースで計算すれば、やむを得ず鉄道に移さなければいけません。発電機のようにもつと重いものはもっと高い税金をかけられませんか、これはやむを得ず船に移さなければならぬ。非常に合理的な政策ですが、この工業の再配置というときに禁止的な政策だけを付加していくというのでは、どうもスタートがまづいというところで誘導政策を先行したいということとでございまして、これからはあなたがいま指摘するように、どうしても出さなければならぬ政策であるということとは間違いないことであって、しかもこれはもう他に方法がないというものであるなら、やはりまず誘導政策や補助政策を先行させていって、あわせて今度は過密地帯におけるものは、好むと好まざるにかかわらず負担は多くしなければならぬようにする。こういうことで六十年を展望しますと、バランスがとれ、政策効果はあげられる、こういうことを考えておるわけですね。

○桑名委員　そこでさらにお尋ねをしたいことは、現在までの産炭地に対する特別措置で、産炭地の道路あるいは産炭地のいわゆる環境は非常によくなっておるわけですね。ところが工場団地もたくさんでき上がりました。工場団地は七〇%から八〇%の工場を一応誘致はしております。

す。先ほど通産大臣のお答えの中にもありますように、一応工場誘致はしましたけれども、弱小の、しかも若年女子労働型の企業を中心になっているわけですね。たとえば電機産業であるならばコイル巻きだとかあるいはまた縫製工場とか——この縫製工場は今回のドル・ショックで相当いじめられました。そういったことで地域の全体のいわゆる経済力をつける、あるいは地域のそれぞれの生活向上させるという点については、まだまだの感があるわけですね。

そこで、今回の工業再配置促進法案が提案をされているわけですが、この法案によってさらに工場の誘致を促進したとしても、前の産炭地におけるそういうふうな欠陥が一つ出ている。その欠陥を除去しない限り欠陥は一つ出ている。その失敗の上塗りをするのじゃないかと思うわけですね。その点について大臣は、その欠陥は一体どこにあったと御認識になっていらっしゃるか。その認識の上に立つてその欠陥を除去することによって、産炭地のさらに新しい出発ができる、こういうふうな考えをわけですが、その点について伺っておきたい。

○田中大臣　都市集中のメリットを追求する価値があったというところでありますが、この二、三年来でもって都市集中というもののメリットはだんだんと少なくなり、少なくなりというよりもデメリットが今度多くなる。それは労働人口を考えますと、昭和四十年対比六十年で、二十年間でございまして、昭和四十年対比六十年で、二十年間以上になるわけですね。ところが労働人口は四十年対比六十年、二十年間で三〇%である。いままで都市に集まってきたものは労働人口でございまして、今度は産炭地の移動を考えて追跡調査してみるとよくわかるように、移動する中高年齢労働力の五分の四もしくは四分の三以上は社会保障対象人口である。これが千百万人に達するので、今後九百七十万戸の住宅をつくっても際限なく住宅不足になるということにつながっております。それがみんなコストアップ

の原因になっておって、都市集中のメリットというものがなくなってきた。こういうことでありまして、やはり先ほど申し上げたように、中小企業者の二六%は無条件に移転したい、それから条件がそろえば移転したいという企業を加えると五〇%以上が移転を希望しているという状態までも追い詰められておるということが一つあります。

それからもう一つは、いままで三百工場ばかり産炭地に出ましたが、これは全く下請の下請工場のようなものであって、これは国際経済波動に非常に弱い。まともには受ける。今度の繊維問題などでもって、産炭地に行つた縫製工場が、軒並み正面からそのおろしを受けたということであって、やはりある一定規模の町の中核になれるような産業でなければだめなんです。だからまたこれは美唄が出て申しわけありませんが、美唄という炭鉱は八万人の町をつくられたんです。寒冷の地に八万人の町をつくられたというよりはそれなりの結晶核になるような産業でなければならぬ。そういうことをやるには、いままでの産炭地振興法でも新産業都市建設法でも非常に弱かったのです。ただ、いまの新工業港のように、新潟とか田子浦とか金沢の新工業港とか、いまの苫小牧とか鹿島とか大分港とかそれから四日市とか水島とか、こういうところは集中的にやりましたので成功しております。成功しておるかわりに、今度思わざる公害の集中というところで、えらく問題を起しておるわけですね。

だからこのような弊害を伴わないで、地域からの要請ではなく、国の政策として工業の分散が必要であるという立場に今度立つたわけでありまして、これは相当総合的な政策が前提となる。私はそういう意味で自動車トシ法とかそれから新幹線建設促進法とか本四連絡架橋公団法とかいろいろのものが前提となつて、ある時期が来るとこれが全部結びついて総合的に働くということが、ばらばらにはございまして、立法化されておるわけですね。

そういうような意味で、この上になお水の確保、工業用水の確保、港湾の整備、高速道路の建設、こういうものを総合的に全部やっていくことによって、効果をあげることによって、地域の工業化、二次産業比率を上げることができ、これはもうそのとおりでございまして。ですから私はまずこの法律の効果というものがあがるというほど自信はありますが、しかし千五百億にのぼる一・七五%の法人税付加分これはそのまま財源になって特別会計をつくり、これでもってこの事業を推進しようとしておったのですが、景気が悪いのと、財源がないというので、一年間暫定でもってこのまま延長したというふうな前提条件が具備しないところに、御指摘のように中途はんばだといわれるところがあるのです。来年にすればこの問題も片をつけなければいけませんし、二十五年も三十年も免税しなければ長期投資ができないのを、現行法上やむを得ないということで、三年間でもまずスタートというところと自体が中途はんばだといわれれば、そのとおりだと思ふのです。しかし、制度をつくらせておいてだんだんとそれを整備をしていくということでは、なかなかすべてを一ぺんに片づけてしまおうというほどのことは、現実的に抵抗があるということで、こんな法律になつておりますが、これは皆さんのお力で、私が当初企図しました原案のようにだんだんとひとつこの法律を実効あるものに育てていただければはなはだ幸いだと思います。

○桑名委員　私は産炭地の問題に限ってさらに問題を提起をしていきたいと思ひますが、言うならば工場の再配置で産炭地に中核企業が来たとしても、また来るとします。いま産炭地でやはり一番問題になるのは、鉱害の問題ですね。いわゆる地盤沈下のほうの鉱害でございまして、この鉱害の問題が片づかないところに地域のほんとうの意味の開発は行なわれないんだ、こういうふうな私は考えるわけですね。

さらに鉱害の問題でも、特に有資力の鉱害——いわゆる無資力鉱害はほとんど国の力で復旧を

されておりますけれども、有實力鉱害というものがいまだ解決をされていません。たとえば田川の問題を考えてみても、あの田川市周辺の大炭鉱というのは三菱、三井であったわけですが、この三菱、三井はまだ有實力です。したがって、いわゆる有實力の鉱害についてはほとんど手つかず。ところが、この有實力の炭鉱の鉱害というものは非常に広範囲にわたっているということがいえるわけですから、さらにそういう有實力の大きな炭鉱というのはまた大きなボタ山があります。このボタ山の処理をどうするかという二つの問題が、その鉱害をどうするかという二つの問題が、その地域を今後どういうふうに関係していくかという大きな一つのポイントになるわけでございます。そういう意味で、これをおろそかにして産炭地の工業の再配置を考へても、ほとんどこれは不可能に近いのではないかと。これは多少極論ではございますけれども、そういうように考へられるわけですが、したがって、この法律を提案をされておられますけれども、これに関連してそこまで考へていかなければ、ほんとうの意味の開発にはならない、こういうふうに考へるわけでございますが、その点について大臣の御見解を伺っておきたい。

○田中国務大臣 産炭地の鉱害復旧を急いでおるわけでございますが、しかしこの国会に法律の改正案を提案をしまして十年間復旧の期間を延長しなければならぬという実態にあることは御指摘のとおりでございます。しかも有實力でありながらなせ一体鉱害が片づかぬのかという問題もございします。これはもう鉱害復旧が産業誘致や地方開発の前提でございます。鉱害さえも復旧もしないし、ボタ山さえも片づかないで、なおいっ片づかざりだかでないという状態で、地域の振興ができるはずはありません。そういう意味で、有實力鉱害に対してはこれを強力に指導しながら、まず環境の整備をはからなければならぬことは申すまでもありません。それからもう一つボタ山の問題は、これは監督

官が現地を常に見ておられて、ボタ山の整理、危険排除というのに対しては万全の体制をとっておるわけでございますが、ただ鉱害の問題でいわれるボタ山の整理とか陥没地の復旧とかいう場合に、原形復旧というところでたんにしななければならぬ、何かが、そんなばかなことではないでしょう、何かどうもしなやかに定木過ぎると思うのがあったわけですが、ところがこれは宅造にするとか工場地帯をつくるとか、別にいろいろなものに内容自体も整備をされておる。またそういうふうにしななければならぬし、ほんとうに工場が進出をするという特定な計画があれば、それに合わせて改良復旧をやって一向差しつかえないものだと思うのです。そういうことが、いままで、考へると、多少しなやかに定木であったということもいえます。今度は産炭地域振興事業団が工業再配置事業団と一緒に考へるわけでありまして、そういう意味で、原形復旧よりも改良復旧というものが今度前面に出てくるわけでありまして、いま御指摘になったような問題に対しても積極的に取り組んでいく、また取り組んでいかなければならぬ、こう考へております。

○桑名委員 いま、いわゆる鉱害の問題とそれからボタ山の問題については、原形復旧じゃなくて改良復旧で今後鋭意努力をする、これは法改正を考へていらっしゃるわけですか。

○田中国務大臣 現行法で十分でございます。ただ少し金がかかることとだけでございます。ただ少し金がかかることとだけでございます。投資量を増せば直ちに収益事業に結びつくというならそういうものを先行させるべきであるというウエートをかけるべきである、こういうことであります。

○桑名委員 現行法でできることは、これは当然なことと考へますけれども、問題は、現行法でやった場合に地元の負担金に非常に大きな荷重がかかるというところに問題があるわけですが、したがってなかなか改良復旧でできないというのがいままでの実例でございますので、そういう意味で法の改正が必要時期に来ている、こういうふう

に私は申し上げたつもりでございましたけれども、ことが足りませんでした。

○田中国務大臣 これからひとつ実情を十分勉強をいたしますし、必要があれば制度を整備するということに踏み切って一向差しつかえないと思ひます。いろいろなケースがあるでしょうから、私はこの工業再配置・産炭地域振興公団というのは、これは内政の中で一番おそくなった問題だが、これを推進する以外に解決をすべきことではないと思ひます。重要な視点をしておるのです。そういう意味で産炭地の問題とかいろいろな問題に対してもっと勉強し、制度上完備しなければならぬものがあるればそれと取り組んでまいりたい、こう思ひます。

○桑名委員 終わります。

○鴨田委員長 暫時休憩します。

午後五時二十九分休憩

午後六時六分開議

○鴨田委員長 休憩前に引き続き連合審査会を開会いたします。

質疑の申し出があります。これを許します。田畑金光君。

○田畑委員 大臣にお尋ねいたしますが、この法律は移転促進地域から誘導地域に工場の移転を促進する、工業の再配置を促進するというのが趣旨であるわけですが、言うなれば、過度の産業人口の集中した太平洋ベルト地帯のようなところから、低開発地域に誘導していき、こういう思想だと思ひますが、考へてみますと、昭和三十五年、国民所得増進計画ができて、あの当時経済審議会の中で今後十年間工業の開発投資は太平洋ベルト地帯を中心、こういうようなことで国の投資その他社会開発等がこの地帯に置かれたわけですが、ところが考へてみますと、今日振り返ってみると、今度は逆にこの地帯があまりにも産業人口が集中し過ぎて、そこで今度はそこから誘導地域に移転促進をしていき、こういうことになったわけ

です。いかにもむだな、無計画な投資が都市機能を麻痺させて、公害や交通戦争やいろいろな問題を巻き起こしておる。こういうことを考へますと、私はこうした再配置促進法というのは、従来の政府のとりつた所得増進計画なり、産業中心なり、成長中心の行き方の大きなつまづき、そしてその反省の中からの再出発、そういうのがこういう工業立地計画であると見るのでございしますが、間違っているかどうか、大臣の考へ方を承りたい。

○田中国務大臣 御指摘のとおり戦後急速な都市集中が行なわれたことは事実でございます。しかしこれを失敗であった、政策の失敗から来たものであるというふうにきめつけるのは、なかなか問題があると思ひます。都市に人口が集中するというのは世界的な傾向でございます。一次産業人口から二次、三次への人口の移動の過程において都市化が行なわれる、こういうのでございします。都市化が行なわれると、振り子運動のようにならざるを得ない。集約をするというときには、計画的に集約を避けるように思ひますが、慣性の理屈というのですか、集中するときはやはり過度集中になる。これは社会主義国のモスクワでも人口が集中し過ぎて困っているというところでございします。それから、そういう意味ではどこでもみんなそうなんです。マンハッタン地区がそうであって、立体化を進めていく以外にはない。ロンドンが戦後ニュータウン法をつくって、ロンドン八百五十万の都市から五百五十万をニュータウンに移動せしめなければならぬ。これはホルン等でも新しい都市改造を行なわなければならぬ。ブラジルの新しい首都を別に建設しなければならぬ。ブラジリアです。これは一ぱい例があるのです。ですから、そういう意味でそういうことを承知しながら過度集中を是認したといわれれば、その点においてはもつと歯止めを必要とすべきだったということは考へられます。ところが明治からずっと一貫した経済議論としては、メリットのあるところに集まってくるのはあたりまえだ、説を

なす人は、全国民が東京に集まってくるというわけ、それもまた可なりだ、こういう議論があったというところで、なかなかいまいちのような政策を、言わなければ先行投資になるわけでありまして、このうなれば政策を推進するということに対しては理解を求めるに難かつたという前提もあつたわけでごさいます。しかし自民党二十五年近くも政権を維持しながらも、この言われればそういうことのか、明なかりし、この言われればそういうことの一端の責めは負わざるを得ない、こういうことでごさいます。

○田畑委員 私はいろいろ諸外国の首都、大都市の例を引かれたことが、日本の東京、これをいま例に引かれたところと比べると格段の違いがあると思うのですが、そういうようなことに時間をとるわけにはまいりません。

そこで私、このいただいた資料を見ますと、昭和二十五年に国土総合開発法ができて、これがよりどころとなって総合開発計画ができた。その後昭和二十五年から三十年の間に北海道開発法であるとか、離島振興法であるとか、地域開発法の立法ができた。さらに昭和三十三年から三十五年の間に東北開発促進法とか九州、四国、中国、北陸地方開発促進法ができた。さらにまた昭和三十六年になってくると、主要拠点開発法として低開発地域工業開発促進法、また昭和三十七年にはあれほど血みどろの競争をして指定を争うた新産業都市建設促進法、そしてまた昭和三十九年には工業整備特別地域整備促進法、とにかく次から次にいろいろな法律、地域開発やら地方開発やらあるいはさらに相前後して首都圏の整備法であるとか、近畿圏の整備法等と、都市の再開発についての法律もできておるわけでごさいます。こういう一連の経過を振り返ってみて、さて私たちのま生活しておる環境はどうなのか。公害に悩まされておる。自然環境は破壊されておる。かくしてさっきの話に戻るわけでありまして、経済の高度成長の中、産業の発達の中で、私たちの国民の生活環境というものは終始不均衡の中に、か

えて国民生活にいろいろな面の脅威を与えてきておる。こういうような経過を経て、さて今度は田中通産大臣の雄大な構想の中から、まあ言うならば国土全体を新しい視点に立つて均衡ある発展をひとつ進めていこう。その思想の一環として工業再配置促進法というものが提案されたものと私は見るわけでありまして、いままでの諸立法、諸政策、諸計画と、今回出された工業再配置法の関係というのはどう見るべきなのか、どう位置づけるべきなのか、こういうような点がやはり大きな疑問として出てくるわけでありまして、ひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○田中大臣 御指摘のとおり、昭和二十五年に国土総合開発法ができてから、国土総合開発法に関する立法というのはたくさんできまして、できましてたけれども、それなりに国土総合開発に必要なものもできておるわけです。それは河川法の一部改正を行なったり、それからガソリン税を目的税にし、有料道路制度をつくったり、現行道路法をつくり、道路法の中には新しい道路法の精神として、この国土総合開発法を受けて、総合開発のために必要な道路は全額国が負担することとができるというような新道路法の改正の焦点ともしようべきものもつくられたわけでごさいます。その後地域立法が行なわれました。北海道開発法など、いまあなたが説明されたものはそのとおりでごさいます。それから新幹線建設促進法とか高速道路促進法とかダム特別会計法とか水の特別会計法と踏み切った治水特別会計法とか、港湾特別会計法とかいろいろの歴史を経ております。しかしこれは、いま申し上げたような法律を除いて、地域立法は全部地域という狭義な建設促進立法でございまして。熱海国際観光温泉文化都市建設法とか京都国際文化観光都市建設法、旧軍港市転換法とか、それが大きくなって首都圏整備法とか、こういうことになっていくわけですが、これは山村振興法や新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法等、みんな地域から声をあげた立法であり、地域格差の解消という面からだけ考えら

れた立法でございまして。今度はそうではなく、これだけの集中が行なわれまして、これから少なくとも一〇%成長の潜在成長率を持つておりながら、これを七%にするか六%にするか五%にするかは別にして、少なくとも二次産業比率はいまよりも上がって、いくの。上がっていかぬ場合どこに一体その中心を求めたのかという、これは不可避の問題にぶつかってきたのです。これは水の問題、土地の問題、地価の問題、公害の問題、交通の問題、あらゆる問題が集中的になってきたわけでごさいます。そこで、これ以上大都市を拠点にしてやっておると、成長のメリットというものが全部投資で食われてしまつて、名目成長になつてしまつていくことが数字的に明らかになつてきたわけでごさいます。

そのままと納得はできないのでありますから、成長のメリットは当然国民生活の向上に結びつかない。国土の総合的な均衡ある開発をはかる以外にない。だからいままでの立法はたくさんあります。全部地域立法でございまして。今度は国が正常な状態で経済を拡大し、国全体が長期的にその恩恵を受けてわれわれの生活をレベルアップするために不可欠な政策として取り上げておるというところが基本的には全く違つておる。これは地域立法ではない。これはもうこうする以外に一体方法があるのかないのか。それは東京や大阪を立体化すればいいという議論は、私も都市政策の中で明示しております。都市の改造はできるけれども、そこに全国民の八〇%も寄つてくるようなことを是認すれば、空気中に占める亜硫酸ガスは人間の呼吸を困難にするという問題にもぶつかるわけでごさいます。これはもう非常に正確な数字の上に立つて予測できる六十年度であり七十年であるといふことになれば、どうしても国土の総合開発を行なう。アメリカがテネシーバレーをやつたような立場ではないのです。これはこれからのある一定限度の成長というものを前提として、国民がそ

の恩恵によつて生活を高めるといふための不可欠の政策である、こういうところがいまある地域立法とは全く性質を異にする、こう理解をしていただきたい、こう思います。

○田畑委員 大臣の雄大な構想は大いにけっこうであります。私も時間が制限されておりますが、大臣の答弁を聞いて、それも考慮しながら御答弁をいただきたいと思つておるのです。

この工業再配置促進法というのは、いままでの地域開発とは違つて国全体の立場に立つて、国の責任で遂行するんだというお話でごさいます。だがしかしこの簡単な条文から読む限りにおいてそれがどこに出るのか。都市化、工業化の急速な発展の中で、また地方分散政策を進められても、再びスプロール現象、そういうような虫食い現象というものがむしろ全国的にばらまかれはせぬであらうか。ことに今後の人間の価値観というものは単に経済成長を追求するのではなくして、やはり自然環境の保護、自然と人間の生活の調和、それを求めて、そこに人間性を尊重する福祉優先の施策がある、こう見ておるわけでありまして、この法案を見ますと、目的の第一条に単に環境の保全をうたつておるにすぎないので、従来の政策傾向からどこに違いがあるのか私は疑問を感じるわけで、またまた失敗の繰り返しではなからうか、それをおそれるわけでありまして、大臣、特にいままでのものとこの点でどう違うんだと端的にお示しをいただきたいと思つておるのです。

○田中大臣 新産業都市建設そのものも地域立法でございまして、しかし先ほどの御質問にもお答えをしましたように、局限された地域の振興というところにウェイトが置いてありますから、国土全体から考えると、必ずしも理想的な姿になつておりません。これは、苫小牧とか鹿島とか水島とか四日市とか大分湾とか、こういうところを見てもわかるのとおり、地域的に、非常に小さくまとまつたところの問題があると思つておる。そういう意味で、拠点都市をつくるにして

も、全国的な水の状態それから土地の状態、総合農政を続ければ一次産業人口は減るわけでありませんが、この人たをその地域に定着せしめて、二次産業との調整をはかっていくということが全国的に考えられるという点においては地域立法とは全く違う、こういうことだけはいいえると思うのです。ですから、これから水、土地それから労働力、公害調整それからその地域に適した新しい産業というものを総合的に検討し、立案をし、年次計画を進め、六十年にはこうしなければならぬということであって、しかもそのときにはこれ以上東京や大阪や名古屋のような大拠点の、あなたの言うスプロール現象というものを排除し、いまよりも都市改造の実をあげるためにはやはり不可欠な政策である。こういう地域全体の工業化がはかれると同時に、東京や大阪や県庁の所在地に流れ込まない、産業が過度集中にならないように、少なくとも現状よりも生活環境をよくするために、これ以上工場が東京や大阪に入ってくるような何らかの措置が必要じゃありませんか。ですから、そういう二つの面を持って、国土全体の理想像を描こう、そのための手段である。その手段としてはまだまだ完べきなものではないかもしれませんが、だんだんと完べきなものにしていかなければならない。こういうところが地域立法とは全く違うという感じで見えていただきたいと思います。

○田畑委員 今度の工業再配置促進法で従来の産業立地政策と違っているのは、工業再配置・産業地域振興公団という実際に仕事をやる機関を提示された。そこに今度の田中構想というものがほんとうに生きてくる、こう私は見ているわけなんです。従来の、さっきあげました各種の地域開発立法等を見ますと、それは国が財政上、税制上、金融上のいろいろな措置はやってるが、実際それらの財政的な援助全体というものはとて足らないものであった。しかし今回工業再配置促進法と同時に産業地域振興事業団法の一部改正をされて、従来の産業地域振興事業団というものをさらに

に大きな規模にして、そこに思い切った予算を投下して、しかも従来の産業地域振興事業団の実績、経験、技術、スタッフ、そういうものを含んで、それをさらに大きなものにしていく、そうしてこの公団で積極的に仕事をやっていくんだというところ、私は田中構想が初めて生きてきておるのだ、こう思うのです。私は、評価すべきものがあると思ふ、この点どうでしょうか。

○田中首相 一点は、都市などは過密で困っておるにもかかわらず、産業地域振興というの、ちよと十年の歴史を持って、産業地域振興の法律や制度がありながら、これは依然として実効があげられない。こんなことではなりません。そういう意味で、産業地域振興と今度の工業再配置政策が一緒になって、産業地域振興政策に付加して、今度またいろいろな誘導政策が行なわれ、同時に機構も非常に大きくなる。それで今度は地元の産業地域の市町村が飛んで歩かなくて、この工業再配置公団そのものが産業地域振興に必要なものの選択や誘導や情報提供やいろいろなものを行なえるということ、いままでの産業地域振興にプラスをされる面が非常に大きい、こういうことだけは御指摘のとおりです。私もそういう意味で、工業再配置公団を別建てにしない、産業地と一緒になることが非常にいいことである、メリットのあることである、こう考えておるのでございます。

○田畑委員 大臣の答弁の中で、私聞き違ひであると思ふ訂正しますが、従来の産業地域振興事業団ではあまり所期の効果を達し得なかった、そういう反省の上に立って今度公団に持っていくというお話であります。従来の産業地域振興事業団というのは、この法律第一条の中に書いてあります「石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産業地域における鉱工業等の計画的な発展を図るため、当該地域における鉱工業等の振興に必要な業務を行なうことを目的とする。」後段十九条に事業団の具体的な業務内容が書いてあります

すが、今日まで産業地域振興事業団が土地の造成やあるいは融資の面、中核企業を持ってきてその地域の疲弊に対して明かる一つの再建のめどを残したというところは、私は大きな成果であったと思う。実はこの産業地域振興事業団の実績というものを、かねて描いていた工業の再配置、それを実施する機関としてそれをさらに大きなものとして、公団によって、これは百五十億程度であるけれども、四十八年度以降は相当にここに思い切った金を入れて、国土の均衡ある国づくりをやってみよう、こういう構想で生まれてきたのじゃなからうかと私は善意に推測いたしておるわけでございますが、それに間違いがないかどうかということ、もう一つ、この際ひとつ、産業地域の人がたが、いま答弁の中にもありました、これが今度公団の中に入ったということ、従来の産業地域では、この事業団あるいは産業振興法によってようやくこまにできたが、今度公団になることによって、どうもいままでのあたたかい措置が薄められるのじゃないかな、こういう不安も持っておるわけなんです。しかし、そういう不安もあつてはならぬということで、経理も別建てにし、予算も別建てにし、御丁寧に副総裁を二人——副総裁を二人置いたというのは実に意味深長だ、その点においては田中通産大臣の、特に自分の考えで二人副総裁を置いたというが、私はその点にはむしろ賛成です。そういう構想で、ひとつ産業地域振興事業団が今日まで残してきた、積み上げてきた経験なり実績なりを、やはり全国的な視野に立って拡大し具体化していく、こういうようなことではないか、いままでのようなものもろの立法や政策と違つて、生きたものが生まれてくるのじゃないか、私はこのように見ておるわけでありまして、ひとつその点について大臣の見解を承っておきたい、こう考えます。

○田中首相 第一点は、産業地域振興のために振興事業団が非常に貢献をしましたということとはそのとおりでございます、これはその実績

を認めるものでございます。同時に、産業振興というものの対しては、もともと現状よりも産業地を振興しなければならぬということ、特にいままでよりも中核の企業が移れるようになれば非常に産業地のためにもなる。だから産業地振興のために企業誘致をするというだけでは、過密の状態の中から企業を分散させなければならぬ、また、さなきだに過密のところ、これ以上過度集中をさせてはならないという別な政策目的を持っておるときでありますから、産業地事業団を合わせることにによって産業地の振興というものにスピードがかかり力がかかるということであつて、少なくとも産業地振興事業団の仕事が減るというふうなものでは絶対にない、これだけはもうそのとおりでございます。しかも、この公団はだんだん大きくなってまいります。しかも、皆さの御質問で御意見を述べられております、これで二年、三年たつたときに、産業地事業団であつたところよりもっと計画的に新しい公団が実績をあげられる、またあげられるように政府を御叱責になると思うのです、そういう目的でつくった公団じゃないか、予算も増大しない、しかも産業地に対しては、少なくとも企業誘致の工業化の計画をつくりなさい、こういうふうに御鞭撻をいただくことでございますから、この公団に移行することによって、産業地事業団がやっておった実績に付加されるものはあつても、減殺されたり圧縮されたりするものは全く考えておりませんし、そういうことがあつてはならない、こういうことでございます。地元の皆さんなどいろいろ心配があるということであるなら、それはお互いに全く反対である、安定をさせるために、早く産業地域の振興を行なうために必要な制度として運用していくのだということではなければならぬ、またそうしてもらわなければならないのだらう、こう思います。

○田畑委員 そこで、私は大臣に具体的な問題を一、二お尋ねいたしますが、先ほど細谷委員の質問の中にもありましたように、やはり私は、この

工業再配置促進法の第二条第二項の一号ないし二号、こう出ておりますが、特に産炭地域については、政令都市に相当する大都市は別にいたしまして、やはり産炭地域についてはどういう状況にあるかということは、先ほど大臣の御答弁の中によく出ておりましたが、やはりこれらの地域はこの新しい工業再配置促進法に基づいて指定されて、さらに従来以上にものとも明る環境が、地帯開発ができるようにぜひひとつこの産炭地域の指定については配慮願いたいということが第一点。

第二点としては、公団の会計というのは別建てになっておりますが、大臣御承知のように、現在の産炭地域の予算というのは全部石炭特別会計、こうなっておりますが、これはいすれ、六月末と聞いておりますが、石炭鉱業審議会の答申に基づいて、四十九年以降どうするか、こういうような問題等について、石炭対策についての特別会計がどうなるかということが、同時に、これは産炭地域振興あるいは石炭産業自体が存続できるかどうか、あるいは国土保全に關係の深い鉱害復旧事業等に石炭特別会計はわたっておりまして、この特別会計の存続について、大臣、ひとつこの際はつきり、あくまでも存続させて地域の開発等にもさらに一そう寄与する方針であるかどうか、この点をもう一つ私はお尋ねしたいわけでありす。

さらに、私が第三点としてお尋ねしたいことは、公団が今後、もう一つのこの法律の柱である、移転促進地域から移転する工場のあと地を買収する、あるいは買上げる、譲渡する、こういうことになっておりますが、その買上げた土地——これは東京のようなところでしょう。これはあくまでも、買上げた土地のあと地の利用というものは、公共のために利用するというものでなければならぬと思ひます。今度の国会にも公有地の拡大の推進に関する法律案、これは市街化区域における公共用地等の先行取得については地方団体が、あるいは地方開発公社がまずこれを取得するということに政府みずからが法律を出してお

られるわけでありするから、そういうことを考えてみますと、今後移転促進地域から移転する工場のあと地等については、これはあくまでも公共のためにその土地は利用する、こういう原則を、運用にあたってはつきり打ち立てていただきたという一つのこと。

さらに私は、こまかな問題になりまするが、さっきの質問の中にも出ておりましたが、今度事業団が公団に移ると、その役員も、あるいは職員も、公団としての待遇ということに当然引き上げ措置が講じられると思ひますが、これは大蔵省の問題にかかってくるようでありすけれども、大もの田中通産大臣でございますから、こういう点等についても、大蔵省とよく話をなさって、事業団が公団に格上げされるということであるならば、その職員なり、その役員等についてはやはり公団並みの措置を講ずる、こういうことを当然とらるべきであると思ひ、その点について大臣の方針を承りまして、私の質問の時間が参りましたから、ひとつ大臣の答弁いかによって私は質問を終わることにいたします。

○田中中国務大臣 石炭特別会計の存続という問題でございすが、これは私も、五十年五千五百万トンしか必要のないという石炭を、二千万トンを下らないというかんぬきを入れようと努力いたしまして決意をいたしたわけでありす。また、六月一ばいで答申をいただくであろう審議会の答申につきましても、通産省そのものもいま勉強いたしてあります。石炭の二千万トンは五十年だけであつて、あとからだらだらとだめになってしまふんだというところでは困るんだ、エネルギーの中に占める石炭の位置というものをちゃんと確立しなければならぬ、そういうことで二千万トンの石炭の使用先もきつと通産省で検討し相手とも話し合ひを続けておる、こういうことでございす。また産炭地域振興事業団との公団を一緒にするということで、早く公害を復旧をして産炭地域の振興をはかる、こういうことを考えております。いままた公害復旧に対しても十年間

延長して理想的なものをつくらなければならぬ、こういうことを考えておりますから、石炭というものの対して積極的な前向きな姿勢で対処しておる通産省ということ、ひとつ理解をしていただきたい、こう思ひます。

それから先ほどもお答えをいたしました、この公団が発足しても二百余名の人たちの大半はいまの産炭地域振興事業団の職員を中心にして発足をすべくございまして、これは多くの人たちが新しく採用されて、産炭地域振興事業団へつとめておつた人よりもはるかに多くの人たちが直ちに採用されるわけはない。この新しい公団は産炭地域振興事業団が大宗になってスタートするんだというところでありすから、その組織や人的な関係として問題はないと思ひます。あるとすれば副総裁という問題がありまして、これは先ほど申し上げたように副総裁は二人にして、新しい公団でもできるような副総裁、産炭地に専念しなければならぬ責任を有する副総裁、こういうふうなことを考えてございす。

待遇は、これは大蔵省との問題でなくとも、これは同じような公団、公団がたぶんあるわけでありす。事業団も仕事が多分責任が果たせるような待遇、身分その他が確保されなければならぬ、これは申すまでもないわけでありす。だからこの公団をつくりこの法律を提案することは、当面する日本の混雑を回避し、しかも将来長きにわたつて成長のメリットというものを国民生活に受け得るよう、そして産炭地の振興もあわせて理想的に行なえるようにという、少し欲ばつてゐるかもしれないが、しかし実際そういう目標をもつて御審議をお願いしてゐる、こういうふうな御理解いただきたい、こう思ひます。

○田畑委員 終わります。

○田畑委員長 次は、田代文久君。

○田代委員 通産大臣に質問いたしますが、きょうも同僚議員からいろいろの国土開発につきまして疑問点がございましたが、いままでも新産都市計画から拠点開発方式、そして新全総までいっておるわけですね。今度のこの工業再配置促進法という法案と特に新全総、この関係はどうかということをお尋ねしたいわけでありす。というのは、私が疑問に思ふのは、この新全総とこの工業再配置が両立するかどうかという非常に疑問を持つわけでありす。そうすると大臣としては両立する、双方ともこれは全力を尽くしてその政策は実行するんだということになるのかならないのか、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○田中中国務大臣 これは新々全総ということになるわけでありすが、この新々全総というものはこの工業再配置法というものが通過してこの写真とほんとうにマッチするものが望ましいし、またそうすべきである。いままでの新々全総、いまの改定全総のものになつたものは全国総合開発計画というものでございすが、これはやはり過去の成長の線を引き伸ばして何年後はこうであらう、それに対して必要な公共投資はこうあるべきだということを書いてゐるものが全国総合開発でございまして、ところが過去の線よりも非常に数字が変つてきたわけでありす。一五%と見ておつた民間設備投資が二四%、二五%になり、しかも全国的にうまうま膨張すると思つておつたら、東京や大阪や都市、県庁所在地で集中的に投資がされたというふうなことでいろいろの問題が起つてまいつたわけでありす。そこで改定新全総ということになつたわけでありす。それでまあおだめで、今度それをまた六十年展望で書き直さなければならぬ、今度というところでありますから、自然発生というよりも、ある意味では計画を進めながら六十年にはこうなるというのではなく、こういたしますというところでなければならぬ。その意味では新全総とこの工業再配置というものはマッチすることが

望ましいし、マッチしなければならぬ、こう思っております。

〔鶴田商工委員長退席、鬼木石炭対策特別委員長着席〕

○田代委員 そういたしますと、瀬戸内海の西部地域あるいは九州関係を取りますと、周防灘計画あるいは志布志湾計画というものが計画されており、十分成功するような方向でこれは進めていかれる、こういうことになるわけですか。

○田中事務大臣 私はこの法律ができれば、工業再配置という面から少なくとも全国的な写真をかいてそれに合うような政策を進めてまいります。しかもこの法律に書いてありますように、他のいろいろな法律の基本計画や実施計画と関連をとり、合わせなければならぬということであり、この十分検討いたしてまいりますから新全総とマッチします、こう言っているわけです。新全総の中にはいまの拠点開発がございます。ございいますから、これはこのまま前進をします。こう考えていいわけですが、ただ瀬戸内海というような問題は、これはやはりいままで進んでおるからそのおりのプロジェクトを全部進める、そうすれば水島にもっと大きな製鉄所をつくる、こういうものがそのまま進むと考えることはないと、このように思っています。計画はあっても絶えず検討に検討を続けて、新しく出てくる公害問題とか水の汚染とかいろいろ問題もあつたし、制度も完備しつゝありますので、こういうものをずっと考えながら、常に六十年になつても、七十年になつても、八十年になつても過密の弊害というようなものを再び起こさないように検討を進めていくべきだと思つてます。そういう意味で志布志とか拠点の開発——開発方式は別にしまして、拠点として開発が進められるべきである、これは論をまたないと思つてます。

○田代委員 そういたしますと、先ほど来いろいろ御答弁の中で、今度の法案は産炭地を振興させる意味において、この法案ができることによってそれは産炭地の振興に非常に上積みすることにも

なるし、したがってまた工場を誘致するという側からいいますと、また誘致させるという面からいきまして非常に産炭地のためにウェットを置く、そういう点で産炭地振興ということについてこの法案が果たす役割というものがきわめて積極的な意味を持つていて、この説明がありました。けれども実際問題として私にそれに対して非常に疑問を持つておられます。実際にそういうことを、抽象的にはおっしゃいますけれども、できるかという問題なんです。産炭地の例を申し上げますと、たとえば全国で産炭地が一番盛んな状況になつておるのは福岡県の筑豊地帯なんですがその典型です、その尤なるものである。ところが筑豊地帯の産炭地計画なるものが、この法案ができることによって、大臣が先ほど説明されたような形で一体これが進行するかどうかということについて、私ははなはだ疑問を持つておられます。なぜかというなら、大体この筑豊の産炭地は、北のほうには北九州の八幡製鉄を中心として大工業地帯があるわけですから、それから今度またこのいわゆる新々、あるいは拠点計画によって、そして周防灘計画なんかがどんどん進められるといった場合に、筑豊地帯の日本一の産炭地帯というのは、はさみ打ちになつていくわけですね。そういうところから工場が来るかという問題です。実際にいってこれは工場が来る。先ほど来御説明では、いまあるような産炭地に起きているような下請のまた下請の毛のはえたような、そしてまたちょっとドル・ショックが来れば消えてなくなればならないような、そういう経営ではなくて、少なくともその自治体における中心になるような、中核になるような工場が誘致される、持つていくということがやはり本願だ、というようなことをおっしゃいました。これは言うことは非常にいいこと、うですけれども、実際問題において、たとえば北九州の大工場地帯がある、こつちにもまた周防灘計画を進めるといふことになりまして、大工場を運営する基礎の問題としての水はどうするかという問題です。現在すでにあの地帯は水は飽和状態

になつておられます、実際において。それはもうすでに北九州の水はこれをまかなうだけでもたいへんです。実際に不可能な状態、飽和状態になつておる。ましてや東のほうの周防灘なんか、この計画を持つてきた場合に、水を持つてきようがないと思うのです。それからもう一つは、これは結局工場をすれば労働力ですね。この筑豊の産炭地にどこから労働力を持つてくるかという問題です、実際に。大体いままでに産炭地がつぶれたために地域にあらたな炭鉱労働者や失業者というものは全部県外に流出して、そして現在中高年者の方々で、労働力から申しますと非常に能率の低い労働力しかいないという状態になつておる。それで現在産炭地にある工場地帯というのは、先ほど来しばしば言われましたように、十五、六歳の女の子を使うというふうな状態で経営をしておる、それがばたつと、こういう状態になつておる。それから産炭地計画のもとに、工場誘致で地方自治体がばたつ山をわざわざくずしてその地区に団地をつくつておられるけれども、そのまゝペン草がはえておるような地帯も相当にあるわけなんです、実際にいって。これは思うにまかせておられないのです。私は全然むちゃとは思いませんけれども……したがって労働の賃金も安いわけなんです、実際にいって。そういうところにこれは地場相場、たとえば生活保護の問題をとりまして、も、あれほど失業のために住民が困つておる、その人たちが、生活保護の指定地としては一級地にされない、安いランクに置かれておるとかいうような状態、あるいはまたこの地場賃金自身が非常に安いというふうな状態。水もない、あるいは労働力も、とにかくばりばりした労働力がなければ、やはり中核になるような産業が起これないのですから。ではどこから持つてくるか。これは大体私は悲観的にならざるを得ないと思つておる。しかも北九州を控え、あるいは周防灘を控えておる場合に、ですから、これに対して大臣は、心配要らぬ、わしにまかせておけ、筑豊の産炭地にはこの法案ができることによって十分そ

いう中核的な産業も来るし、産炭地の振興というものはより以上発展するという確信があるかどうか、その点、御説明願いたいと思つておる。○田中事務大臣 産炭地というものは石炭鉱山というものがあつて、そこに人が定着をしたわけでございます。ございいます、エネルギー革命の余波で、これは休閑山のために労働力は全部土地を離れてしまった。この離れるということには、私はもつと政策が行なわれるべきだと思つておる。これはできるだけその地域に働く場所が提供できなければならぬと思つておる、それは鉱害が発生しておつたり、直ちに就職するところもなかったりということ、どうしても散らざるを得なかつた、こう思つておる。いま、散つてしまつて疲弊しておる産炭地がどうなるかということであり、これは産炭地振興という政策が、いま行なわれております。まず鉱害を除去して原形復旧というよりも改良復旧でも、少なくとも生産の基盤にできるような地ならしをしなければならぬ。そのためには産炭地振興法という法律がある、事業団もあり。まずそれをやりながら、企業誘致をしていかなければならないというのが現状でございます。そこへ今度の工業再配置という法律目的を持つて今度公団が一緒になるわけであり、その結果はいま産炭地振興事業団だけでやつておること、今度新しい公団になることによつて、どつちにメリットがあるかといへば、これは産炭地振興事業団プラスアルファであつて、少なくともいまよりもよくなる方向であることは、法律が企図しておるところが、そういう地域の振興というところを考へておるだけではなくて、地域の振興はその地域から行政だけであります、今度過密地帯から工場を追い出して持つていくという一つの法律目的を持つておる公団でもあり、それから、そういう意味ではいままでの単細胞的な使命を持つ産炭地振興の政策よりもメリットはあるでしょう、こういうことでもあります。あなたは、それは言いながら、大規模プロジェクトと

いうものもそのまま行なうといえ、北九州の特に田川地区、筑豊地区は一体どうなるのだ、こういうことでありますし、水もないのだということであり、そういう意味で、これはいままで掘削に過度に集中しておいたものをこれから集中排除をしよう、言うならば分散ということでは集中排除であります。これから一〇%ずつ十五年間伸びるとすればということ、試算数字で計算をしますと、六十年には三百兆円にもなります。三百兆円とは何ぞや、いまの経済の四倍である、こういうことであります。三百兆円にならなくても、これは七・五%成長にすれば幾ら、五%成長にしても百五十兆円になる。これは事実であります。百五十兆円とは何ぞや、いまの生産の倍になることであります。

そういうことでございますので、そのときにいまの過密の弊害を排除して国土の総合的な均衡ある開発をはかるための政策をいま進めておられるわけでございますので、産炭地という局限された筑豊という問題で処方せんをちゃんとして、いつどうなるのだということをいさぐさ述べるといってもむずかしい問題ではあります。その意味で地域的にとらわれないで、九州全体とか四国とか中国とかいう、国の立場で見た計画をつくり、その中には水の問題や労働力の問題や地域間の問題等の調整も十分はかります。ほかのいろいろな法律に基づく計画とも関連性をちゃんとつけて基本計画をつくり、こう言っているわけでございまして、この法律がスタートすることによって、いままでもやもやしておったような筑豊地区の経済再建というのに対しても、スケジュールが組めるようになるだろうということは言い得るわけでございます。

○田代委員 いまの御答弁は全く納得できないです。先ほどおっしゃった産炭地振興がこれに非常にウエイトを置いて、そうしてこれが栄えるのだというふうなことをおっしゃると、いまの御説明では非常に一般論でごまかされておられるのであって、実際において、水の問題にしましても、ある

いはさっき私が申しました労働力の問題におきましても、あるいは、大臣は集中排除とおっしゃいますけれども、こういう状況の産炭地に排除された工場が来るかという、現実に来る可能性がない。これは採算ベースなんです。そういうところに行くと、実際水もなければ、あるいは労働力もとにかなない、しかもそれは、求めようとする、高い労働者を雇わなければならぬというより、なところに行くというふうなことは、採算ベースからいっても、企業家にはこれは考えられませう。ですから、いま大臣がおっしゃったことは、これは全体的に抽象的に言えば、それはとにかく過密地域からこれを排除するということはいではないか、それはメリットになるんじゃないかというふうなことは言えますけれども、ほんとうの国家の政策としてこのようにとにかなさされてきた政策が非常に行き詰まり、そしてまた三百兆円とかいうふうにおっしゃいましたけれども、そういうことをもし日本の経済の発展の立場から考えておられませんか、とてもこれは私は政策にならないと思ふんです。三百兆まで行くというとは、ただ三百兆というだけのことでは、非常に日本が発展しているようでありませうけれども、その場合における公害とか人口問題とか農村問題とか、ありとあらゆる問題をどう解決するか、それは全然ないです。ですから、そういうことでなくて、私は根本的にこの日本の経済の均衡ある発展を考へるなら、そういうただ馬が走るように、どう走って片づかない問題でございまして、この点で、大臣の発言と非常に食い違ふわけですが、時間も、時間があつた五分ないだろというあれが来ても、時間から急ぎますが、その中で大事な問題としては公害対策——きょう大臣の説明をいろいろ伺っておりますと、東京とかあるいは大阪における公害も分散する必要があるというふうなことをおっしゃいましたけれども、それも抽象的で、実際に大臣の説明によると、住宅難、交通渋滞、あるいは環境悪化、過密問題、過疎問題等が

同時に発生しているというところで、ここでは説明されておりますけれども、公害についての害毒、公害の発生をどうするかということが一言も書いてないわけですね、実際に。

（鬼木石炭対策特別委員長退席、鴨田商工委員長着席）

なぜこれを説明をはっきりさせないのか。それから、地域住民としましては、工場が来るのはい、しかしいま私が申しました筑豊のわずかな産業らしくないような産業でも、すでにやはり公害問題が問題になりつつあるような状態なんです。ましてや大都市における公害を分散させるといふようなことになり、少なくともこの産業発展と公害対策をどうするかということがこれは基本的な政策にならなければならないと思うのです。ところが全然これが説明もされておらないというふうな状態。この公害対策については、この法案では大体どのように解決されることになるのであるかということが第一点。

時間がないから次々申し上げますが、私はもう少しこれをどうとなく押さえるかという点で、思ひ切った、これは一つの例ですけれども、また先ほどの参考人もおっしゃっておりましたけれども、これを押さえる方向としてはやはり公害税とか——これはたとえば、公害税とかあるいは過密税とかいうような、そういう問題をきき考へて、こうやりますから公害の心配は要りませんというところにならなければ、これは地域住民は安心できない。ところがそれについては全く抜けておるといふ問題、これをどうされるかという問題が一点。

それからもう一つは、この地方自治体がこれによって財政的に非常に負担が増加して、実際上においてあまり実績がないのにこれが負担してきておられます。それがますますこれから拡大するんじゃないかという問題についてはどうお考えになるかという問題。

同時に、私はこれは地域住民の意見をほんとうに民主的に聞かなければいけないと思うのです。しかし、現在のたとえば志布志湾の計画にしましても、あるいはこの周防灘計画にしましても、住民は公害の問題その他の関連で、拒絶反応といいますか、非常に反対されております。そういう場合に、そういうことを押し切ってこれを強行されるのか。あるいはこういうことを言いました。今度の場合においては、もし住民が何の言の言う場合には、とにかく土地収用法なんかをどんどん施行してやるべしというふうな意見もありましたけれども、私はやはりこういう計画のために、地域住民の方々の意見をほんとうにとことんまで聞かなければ成功しないと思うのです。そういう点をどうされるのかという点。

それからもう一つ、これは最後ですが、先ほどの、公団ができることによつてということ、その公団の人員というものは、これはいままで事業団においた人々を活用されるということ、ございしますが、実際いままでの産炭地の事業団の従業員の方々は非常に給料が安いのです。たとえば住宅公団などと比べて、二十歳代で五千円ぐらいの開きがある。それから四十歳代になりまして一万二千円も開きがある。こういうような同じ公団でありながら賃金差別がある。そうすると、これが今度公団に昇格することによつてこういう従業員者の賃金、これを引き上げられる御意思があるかどうか。そういう点を伺いまして、質問を終わります。

○田中事務大臣 都市から工場を分散せしめることが公害の分散だということ、これは全くおかしい考え方なんです。これは、日本には工場が存在するんです。存在するだけではないから、これは国民総生産は拡大してまいりますから、これは工場というのはいままでのように、過密の東京や大阪や名古屋というふうな大拠点にそのまま集められるかというところを集められない。集められれば公害はひどくなるということでありまして、集

め得ない。これは全国の総合開発の中で吸収し定着せしめるべきだというのは、これはもう理論的にも現実的にもそうでなければならぬ。

もう一つ、産業が存在する限り、公害というものは起る。しかし、いままでは生産第一主義だといわれるような生産にウェイトを置いたもので、今度はそうではなく生活第一主義にだんだんと移行していかなければならぬ。だから、資金も上がらなければならぬし生産も上がらなければならぬが、そのかわりに公害はあたりまえだというような議論では困るんだ、だから公害のないような、公害のないことを前提にして生産を上げなければならぬ、それにはどうするか。それは前の国会なりこの国会に公害立法を行なっておるじゃありませんか。公害立法を行ない、水質保全、大気汚染防止ということをやっておる。それ以外にない。しかし、同じ地域の中に一ぱい工場が寄つておるから複合公害が起るのであつて、少なくとも煙突が一本あつても——これはふろ屋では煙突はやむを得ない。やむを得ないとして、同じところで十本も煙突があればこれは複合公害が起るが、これは全国的な状態で均衡ある間隔をもつてふる屋が建つておれば、それは自然の浄化作用でもって浄化するじゃありませんか。すなおな気持ちで考えていただかなければならぬわけでありませう。

そういう意味で、公害の除去というものはお互いが国会でもって制度もつくりなにもつくり、やつておるわけでありませうから、今度の工業再配置促進の中に公害は絶対起しませんとということに何も書いてないということでありませうが、それは基本計画をつくらう建設計画をつくるときには、道は何メートルでなければならぬ、建設率は幾らでなければならぬ、とにかく工場の中にも緑地や遮断緑地は必要である、こういう企画がいままでのもとは違つて計画をされませうし、またそういう基本計画の過程において公害が除去できるような計画が立てられる。いまの東京や大阪だったらどうにもならないじゃありませんか。そ

ういうことで、これから少なくとも拡大する経済の面はもとと公害が起らない立地に誘導する、そのために法律や制度が必要である、こう述べておるわけでございます。

それから公団をつくるために、公団に移行していく事業団の職員の給与や待遇や身分はどうなるか。これは先ほども御質問がございましたが、この種の公団はたくさんあるわけでございます。水資源開発公団や電源開発株式会社とかいろいろなもの、同種のものがあるわけでございますから、どうして一体、いま御指摘のように、産炭地振興事業団の職員の給与が少ないうか、私もさだかに承知いたしております。しかし事業団が公団になることによって月給や身分が下がるのではなく、これは少なくとも平準化される。平準化されるのは二次産業比率だけが平準化されるのではなくて、やはり同じ政府関係機関における公団の職員に差別があつてはならない。そういう意味でだんだんよくなるであらうということとは当然のことでございます。ですから、何かあなたはこの法律をつくつて、そして産業を分散せしめるといふことがどうも公害をまき散らすのだというように前提に立つてお考えにならないで、このままにしておけば東京や大阪は破裂をしよう、そういうことよりも具体的に計画をして水や土地や労働力やみんな計画をして、調整が事前にできるような状態でスタートすることが自然発生を是認するよりも合理的である、そのための処方せんだ、こういうふうな御理解いただきたいと思ひます。

○田代委員 これは地域住民が心配しているのです。ですからその点ひとつ考えていただきたいのです。

○鴨田委員長 稲村利幸君。

○稲村(利)委員 今国会の重要法案として国鉄運賃改正法と健保改正法がうたわれておりますが、私は商工委員会の工業再配置促進法案はこれに劣らない重要なものと信じております。そこで田中大臣が単なる通商産業省を担当する大臣ということになしに、非常に国土利用、総合開発に関心

を持つておられる実力政治家として、私は自民党のヤングパワーの一人として率直な質問をさせていただきます。

実は私、前置きが長くなりますが、大臣が先般二十五年の永年勤続表彰を受けられて、そのときのおことばに実は感銘しておるのですが、私は二十五年間日本の土地の利用、総合開発について一筋に研究してきたというおことばです。そして青年時代、土建業に従事されておるときに大地を彫刻する楽しみがあるという名言を吐かれておる。私はこの大臣の情熱のためにもこの法案を骨抜きでなく、実をあらしめたい、諸先生と協力して成立を期待している者です。そこで、大臣の間もあまりございませんので、重複するかも知れませんが、簡潔に取り急いで聞きたいのです。

第一は、言うまでもなく、東京、大阪、名古屋地域への人口と産業の集中は、もう過密問題は深刻の域を脱しておる。国土面積の二%に人口が三二%、産業生産は七三%が集中されている。それだけに公害が多く、交通渋滞、地価の高騰というものが目立つただけではなく、さらには用地、用水の生産資源、重大なものが不足し、経済成長それ自体が危機に瀕せうとしている。さきの全国総合開発計画あるいはその後の新全総によって工業出荷の拠点開発あるいは大規模開発のプロジェクトを中心とする全国的軸形成をはかれておりますが、過密過疎の問題はこれは解消しておりませう。そこで私はこの法案が成立した際にはたいへんな評価をされる意義があると思ひますが、大臣にお伺いしたいのは、この法案が成立して、フル回転したとしてどのくらいで、完全といわれないまでもおおよそ何年くらいでこの目的を達成できるかということ、法案が成立すると、また次に新しい法案ができて、その法律が影が薄くなるというふうなことでなしに、この工業再配置促進法案だけはずっと光を失なないうようにお願いしたいのでございます。その点大臣のお考えをお伺いしたい。

○田中大臣 この法律が目的としておりますのは、昭和六十年に全国の二次産業比率をおおむね平準化していこう、これはいま工業出荷率が七三%になつておる太平洋ベルト地帯を五〇%に引き下げて、残余のものを五〇%にしう、こういうことでございますから、これは六十年に、理想といわなくとも一つの目標を達成したい。ですからこの法律は六十年まで稼働する法律である。これは六十年になつてもずっと続くと思ひます。とて六十年で完すべき状態になるということは考えられない、こう思ふのです。

○稲村(利)委員 現在のわが国の経済状態はミステリー不況という珍しいことばが使われているように非常に珍しい経済状態が続いておるようですが、大臣が昨年七月就任されたときに、六十年まで年平均実質一〇%の成長を遂げ、また六十年にはGNPが約三百兆になるという想定を発表されておられますが、大臣は今後ともこの見通しに変わりはないと思ひます。それと産業構造はいかになるか、その想定をお聞かせいただければと思ひます。

○田中大臣 どうも誤解されておるようでございますが、昭和六十年に国民総生産が三百四兆円になるという数字は一つの試算数字なのであります。いままでは全総をつくり新全総をつくらせて案外成功しなかつたのはなぜかという、目標数字が少なかつたのです。それは、十年間の国民総生産の伸び率は幾らでございまして十年後は五十兆円になると思ひます。国民総生産が五十兆円になれば国民所得は幾らになつて、そしてそのときに経済活動を可能ならしめるようなバランスのとれた状態を確保するために公共投資を幾らにしなければならぬ、二十七兆五千億です、とこう言つたんですよ。ところが結果は政府が発表したものよりもはるかに大きな数字になつたのです。それは先ほどもちよつと申し上げましたが、一五%くらい設備投資が行なわれるだらうと思つておつたら三〇%も行なわれた。ですから世界に例がないような対前年度比二〇%も一般会計の予

算がふえる。その一般会計の予算の中の二〇%が公共投資である。これは世界に例がないのです。

アメリカは四、五%、ヨーロッパの諸国もみんな四%ないし六%。一番日本に近いのが西ドイツの一〇・何%、まあ一〇・八%というのが一番高い。日本はその倍も公共投資をやっているが、道路、よくならぬじやありませんか。なぜか。それは経済のほうが大きくなって、社会資本の蓄積率はほとんどアンバランスになっていく。そういうことですから、計画投資をするならば計画の数字は大きく見なければならぬ、こういうこととで四十五年の国民総生産を基礎として年率一〇%ずつで十五年間たつた六十年を計算するとそれは三百四兆円になります。四十五年価格で三百四兆円になる。八・五%だと二百四十八兆円、まあ二百五十兆円になる。七・五%だと二百六兆円になる。五%だったら百五十二兆円になる。五%経済で一体やっていると、やっていると、い。そこで七・二%ないし七・五%、七・五%といえはすでもう二百兆円をこすのだ。だから潜在生産力というものには三百四兆円を確保するだけの力は持っているのだ。だからこれを目標にして、これから経済政策を積み重ねなければならぬ。このままでもって自然発生を認めて三百四兆円やろうと思えばどうなるかといったら、栃木県など北関東も含めて現在二千七百五十万人の首都圏の人口が四千万人をこすというのです。総人口の四〇%がこの百キロ圏に集まって一体やっていると、いけるかどうかという問題、そこに理想的な青写真が必要である、こういうことを述べておるわけでありす。

○稲村利委員 時間の制約がありますので続けて二、三質問させていただきますが、通産省では産業構造審議会の答申案で、七〇年代のわが国産業は無公害、知識集約産業に移行すべきであると考えているようでありすが、一方では新全総等をもとに大規模工業基地の建設をはかるうとしておりすが、この工業再配置構想においてはこの点をどういうふうと考えておられるか、簡潔で

けつこうです。

それと、工業再配置構想は、当初過密地域の工場に税を課すことによって過密を解消し、工場分散のための有力な手段とするとともに、特別会計を設置して抜本的な施策を講じようとしておりましたが、今回の施策の内容を見ますと、これがちよつと後退しているように見受けられる。たとえば固定資産税の二十五年から三年という点です。それと、大臣は財政中心より税制中心の政策を主張されて、ガソリン税、自動車重量税等を実現されましたが、今回の対策においては特に税制面で十分だと考えるが、このような施策では現下緊急に解決を迫られている過密過疎の問題に効果的な対処ができないような気がいたします。これらの施策をもっと拡充するような検討をお願いしたいと思ひます。

○田中事務大臣 重化学工業中心であったものはとてもやれない、だから知識集約的産業に移行しなければならぬ、それはそのとおりでございす。これは鉄鉱石を持てきて、インゴットをつくって売るか、それからそれを引き抜き鋼管にするか、それよりもっとこまかい時計にするかという事、それよりも同じ材料でも付加価値が違うわけでありすから、だんだんそういうものに移行しなければならぬということ、これはもう将来避けてたい事実である、こういうことであります。

もう一つ、この政策を進めるために特別会計をつくらなければいかぬ、これは全くそうなんです。これは来年か再来年必ずできます。できなければならぬのです。しかもこれは半期、十月一日発足ですから、半年で百五十億を出す。平年度で三百億を出す。これは最初三百億ではなかったのです。これは話半分ということがあるのです。十分の一になつてしまつたのです。初めは三千億くらいを考えておつたわけなんです。平年度三千億。それはどういふことかという、去年度千四百億あつた一・七五の暫定税率の法人税率をこの特別財源に回すつもりだったのです。そうする

と、特別財源だけでもってやるわけにはいかぬから、一般財源とファイブファイブにすればちよつと三千億になるというので、非常に正確な計算のもとに立つてスタートを考えておつたのであります。しかしながら財政当局は、このなかつたわけなんです。これは御承知のとおりです。これは暫定税率の一・七五をやめるような経済状態になつたから、こしはとにかく何とか見送つてくれ、そのかわりに産投出資合せて百五十億を出します。——よくも出したものです。半期で百五十億、平年度三百億に踏み切つたのですから、これは相当の政策であることは事実であるわけでありす。しかし三千億から見れば十分の一ではないかということでありすが、そういう特殊な事情があつてスタートせざるを得なかつたというところで、これはもう、この税問題に手をつけるときには必ず三千億の太刀に乗せる、こういうこととでございす。

その他の御指摘の問題がございしましたが、それはまず入れものだけをつくり、それから制度をスタートさせていって、それで完ぺきなものにこき、二年のうちに、これは一年も早く半年も早く完ぺきな制度に仕上げることによつてこの政策目的というものは達成できる、こう考えております。

○稲村(利)委員 大臣が長年情熱を傾けられた力が、日本列島改造論として近いうちに発表されようとしている。一方世はまさに一億総不動産屋で、日本列島総買い占めが行なわれようとしていす。実は昨日の日興証券のリサーチセンターが発表した三ヶ月の決算分析によると、地価のつり上げの元凶はやはり大企業であるという見出しをつけ、固定資産のうち土地を中心とした投資勘定は昨年九月期に比べると四千八百億の増加を示し、残高は四兆一千六百五十億にものぼつていすと言われております。確かに土地をめぐる最近の動きは完全に狂つていすというのがこれはもう定説だらうと思ひす。

そこでこの工業再配置促進法案をほんとうに具体的に進めるには、新全総の早期実施に關しても

土地対策の強化をあげていすように、これについてどうか土地私権の制限とか公有地先買ひ権の強化等について基本的な方針をひとつ大臣のほうでしつかりやつていただきたい。

○田中事務大臣 土地問題に対しては非常にむずかしい問題でありすが、政策的には自由民主党は明確な党議をきめて世の中に明らかにしつております。それが現行制度というものの調整にやはりある程度時間があることにはなはだ遺憾でございす。これはこういうことなんです。この法律がなかりせば、提案しなければという問題とすくぶつかつてくるのです。先ほどあなたが指摘されましたが、東京、大阪、名古屋三地点の五十キロ圏の総計は全国土総面積の二%でありす。そこに三千二百万人の人が住んでおる。ですから、地価が上がるというのを言われましたが、それはもうそのとおりであります。とにかく総国土面積の二%の中に日本の人口の七〇%の人が都市生活者として住んでおるのです。月給も上がるけれども、月給より土地のほうが高くなる、それはもう当然のことでありす。ですから、それを二〇%の中に分散して住ませるとしたならば、少なくとも地価は十分の一になる。地価とは、物価とは需給のバランスの中から出てくるのです。だから過度に集中せるといふところに、集中を是認しておるうちに地価がウナギ登りになって、口では、集中は人間の本能であるといつて是認しておきながら、東京に人間がみんな集まるのが何で悪いのだと言ひながら、反面地価を下げると言ひのは、これはもうおかしい議論の最たるものなんです、そんなことはないでしよ。東京と大阪を三時間で結べば東京は大阪になり、大阪は東京になるのです。名古屋は東京都内になり、東京は名古屋市内になるではありませんか。しかしそうなることが全国的に行なわれなればならぬといふことなんです。そういうことになれば、水があり、山紫水明であり、土地が

だから土地の利用制限ということ、これはちょっと時間があればですけども、一、二分聞いてください。これは私権の制限ということと税金だけをうんとかけろということを言っておるのですが、そして公共用の先買いということを言いますが、これはある意味においては地価をつり上げることになるのです。税金をよけいかければ、その分が販売価格に転嫁されるにきまつておる。そうでしょう。だから農産物なんかには税金をかけないのです。そのようにはけないものは物価政策としては当然安いものになるので、高い税金をかければ結論的には消費者が負担をするようになる。だからそれはそうじゃなくて、たとえば東京

全部買い占めておる人があったらいまに土地は暴落しますよ。そんなものまで買うだけの力があるわけがないし、しかもこれからみな立体化されるでしょう。いま東京は一・七階平均でありますからこれを十倍にすれば十七階になるわけです。十倍以上になくとも六階になれば地価は三分の一になるはずであります。だからそういう制度が完備しておらぬところに地価というものはつり上げられておるんだが、しかしいま買いあさっているような諸君が、高いものを買い、地価をつり上げておって、これがはたして売れるかどうかというと、私は少なくともこの法律が整備されて二段目の改正に移るときには、地価をつり上げている連中はみな泣くようになるだろう、こう思っているのです。

○稲村(利)委員　時間がもう少し与えられていますので、先ほど聞こうと思つていた点に戻りますが、この工業再配置法案というのは先ほど大臣は六十年を目途にといひますか、これは早ければ早いにこしたことはないんで、早いうちに効果をあげるために移転した企業に対して法人税、所得税、固定資産税の減免措置を講ずることにしていますが、同時に都市からのいわゆる追い出しについてもっと具体的な強力な措置を願ひたいということであります。

それからもう一点、ほんとうに再配置を考え実をあげるには工場の立地制限なんというのはいかがだろかと思うのです、それを許可制にしたらどうかと思うのですが、いかがでしょう
か。

○田中中国務大臣 誘導政策、助成政策というものを先行させておるわけです。ところが誘導政策、助成政策よりもっときめ手になるものはいまあなただの言ったように追い出し政策、これは法律用語でいうと禁止政策であります。禁止政策と誘導政策があつて、片方は禁止だといへば当然傾斜がつくから誘導政策のほうが政策効果があるわけでありまして。だからこの法律をつくったときには、率直にいつて東京、埼玉、群馬を考えます

それから工場を許可制にしようと、さつき言つた四十二年に通産省が考へた案になつてしまふのです、これ以上来るなら税金を取るか許可をしないといふことになるのですが、許可しないといふなら経済成長を全然とめるのか。ノーマルな経済成長を助成しながら、認めながら環境悪化をさせないようにするなら、新しい工場ができる逃げ道といふものをちゃんとつくつておいてでなければだめなんです。全然逃げ道をつくつておらぬで、戸を締めておつて追い出せば、けんかになるにき

まっている。平和が維持できないのです。これは政策以前の問題なんです。結局国民には、比較をして取捨選択をして、利益を追求できる余地というものを絶えず与えなければいけません。その場合に、まずその政策を出しておく。来年ごろやりま

山手においては地下水をくみ上げることを禁止している。工業用水を提供しないで、地下水のくみ上げの禁止をまずやっている。それだけではない、住居専用地区では工場の増力、ガスも電気のない、

増量も認めない。それだけではない、その次に税金を上げますよ。騒音税とか、住居専用地区の中では騒音を立てられちゃかなわないから、深夜営業はいかぬ……。一日の稼働率が非常に少なくなる。そうするとペイしなくなるのです。これは案

外どこの国でもみんなやっている追い出しのやり方ですが、それでもきかなければ、住居専用地区や東京都内、首都圏では新しい工場の増設は許可しない。これはちょうどいま首都圏整備法によって禁止をしているわけですから。それで、そこに

急激に移る、移転先もなくして直ちに土地収用に応

○**稲村(利)委員** 今度は質問というよりお願いでございますが、この工業再配置計画が実現の晩には、国内はもちろん外国への輸送のウェイトが非常に高まってくると思います。先般、北関東大規模開発構想が発表されましたが、ぜひこの法案と並行して、無公害で知識集約産業というような、配置をうまくしていただきたいということと、東・京湾の機能を分担するような、海のない栃木県、群馬県に流通センターをうまく考えていただけたらと思います。

それと最後に、実はきょうは私の郷里から田中大臣に質問するというところで熱心な有力な市会議員が来ている。繊維工業都市で有名な足利が私の郷土ですが、田中先生と同じ田中橋というのが有的のです。これは足利で一番重要な橋なんです。

大田の名前をとったような標名なんです。これは足利の先輩が非常に先見の明がありまして十二年前に着手して一番混雑した市街地から織物工場を分散させてトリコット繊維工業団地を、非常に大規模なのをつくった。ところがその後また工業団

地が幾つかできた。そしてその団地と市街地を結ぶ産業道路にかかる田中橋が乗用車二十円、バス、トラックが三十円という有料なんです。私ども、市会議員の皆さんも言わんとすることは、有料橋が観光道路につながる橋なら理解できるけれども、

ども、こういうことなんです。橋の総工費は六億
百万、そして足利銀行の起債と大蔵省の外郭団体
の公営企業金融公庫のほうから出していただいで
いるわけでございますが、きょう実は五時の大臣
ニュースを聞いていると、経団連へ行って大臣

が、外貨の活用で余ったドルを三十億ドルの半分

は輸銀と石油開発のほうに向けて、その他大企業に三%台で融資する、それで赤字の利子補給をすると言われているのを聞いて、大臣に実はさつそく橋の——これは年間六千万円が利子に充てられているのですが、二十円、三十円と取る。私はこれは、実力大臣どころか、もうほんとうにごく近い将来に日本の最重要人物になれる田中大臣、私もそう願っておる一人なんです、ぜひこの利子補給の面、あるいはこの一日も早い無料をお願いしたい。

もう一つ先生。群馬県の太田市と足利市の西部の混雑した市街地を結ぶ緑橋というのがあるのです。これは木橋で非常に危険でよく人が落ちたり年寄りや落ちたり、自転車に乗りながらの事故が多い。これもひとつ緑橋のためにも、大臣にこれはお願いで恐縮なのですが、よろしくお願いいたします。

○田中中国務大臣 私はい現行道路法の立法者であります。現行道路法は、大正八年制定の旧道路法に對して、二十八年公布として議員立法で現行道路法をつくったのです。私はそういう意味で道路にはちよつと詳しいのです。有料道路法の起案者でもあります。ガソリン税を目的税にした立法者でもあります。そういう意味で道路三法をみずから昭和二十七年にやりましたからその意味でお答えしますが、道路は無料公開の原則に立つべきものであります。しかし、二点間を結ぶ複数以上のものは有料であってもよろしい。無料公開なのですが、しかし昔は、海上を国道が走っておったこともある。県道でも新潟県佐渡相川線などは海の上を走っておる。だから道路運送法ではなくて船は道路法に基づいて免許を受けておったときもありました。東京の勝鬃橋のように橋でも賃取り橋というのは有料である。これは二十八年に制定のときに担税力のあるところ、負担能力のあるところは有料制度を加味しようということで有料道路法をつくった。有料道路法をつくったから道路公園なるものができた、高速道路制度が二十八年から発足した。こういうことです。ですから、まあ県道にか

かっている田中橋ですから、これは無料公開が原則である。しかし有料制度も認めておる。有料制度を認めると同時にやはり府県の有料道路を認め、道路公園を認め、それから今度東京湾岸のように入工事費を認めたわけです。いまのものは六億四千万ばかりかかっております。建設省、建設大臣が答弁すれば、償還も順調に進んでおりますので、よろしくというようにございましょう。しかしこれは四角定木にいつて法律どおりに言くと、残余の償還価格を地元が負担をして、そして償還済みの部分の価格は国に無償で提供すれば、これは無料公開の道路になります。道路公園に移行する手もあります。しかし道路公園に移行するには小さ過ぎるということと道路公園のものにはならない。すると結局県と地元と建設省と話し合いをして、この県道にかかっておる橋、本来ならば県が負担すべき——県が事業主体となって国が補助しなければならぬ、三分の二補助です、それで行なうべきものを有料で行なつたのだから、これはそういう意味では調整を行なえば法律上調整の可能性はある。これは会計検査院と法制局と建設省と県と地元と十分話をして、その橋の公共性の強さの順位からいって、しかるべき救済の道はある。しかるべく処置する道はある。こう思います。

それからもう一つの緑橋は、これは木橋だそうで、どうも有力なあなたの選挙区にそういうのがあるとは私も初めて聞いたんですが、これはいま景気回復のために鉄を使うということ、木橋は可及的すみやかに鉄橋にかかえるというのが政府の方針であります。そういう意味で、いま永久橋、鉄橋にかかえるというのは全く時宜を得ておる発言だ、こう考えます。

○稲村(利)委員 たいへんありがとうございます。そこで、実は私どもの足利は十八年の間、与党の議員がいなかったものですから、田中先生にぜひおぼさっているいろいろ御指導いただきたいと思うのです。何ぶんよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○鴨田委員長 以上で本連合審査会は終了いたしました。これには散会いたします。
午後七時四十五分散会

昭和四十七年六月七日印刷

昭和四十七年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局